

平成 23 年度

飯 館 村 歳 入 歲 出
決算審査特別委員会記録

()

自 平成 24 年 9 月 18 日
至 平成 24 年 9 月 20 日

()

飯 館 村 議 会

平成 24 年 9 月 18 日

平成 23 年度飯舘村決算審査特別委員会記録（第 1 号）

平成24年9月18日、飯舘村役場飯野出張所議会議場において午前9時00分より開催された。

◎出席委員（10名）

委員長	大和田 和夫君	飯 橋 善二郎君	北 山 文子君
副委員長	北 原 経君	菅 野 義人君	大 谷 友孝君
委 員	松 下 義喜君	志 賀 肇君	
	佐 野 幸正君		
	佐 藤 八郎君		

◎欠席委員（なし）

○◎説明のため出席したものの職氏名

村 長	菅 野 典雄	副 村 長	門 馬 伸市
総務課長	中井田 榮	住民課長	濱 名 光男
復興対策課長	中川 喜昭	生活支援対策課長	佐 藤 周一
会計管理者	齊藤 修一	健康福祉課長	藤 井 一彦
教育長	廣瀬 要人	教育課長	愛 澤 伸一
農業委員会 事務局長	齊藤 修一	選挙管理委員会 書記長	中井田 榮

○職務のため出席したものの職氏名

事務局長 俎野 誠 書記 山田 郁子

飯館村決算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（大和田和夫君） おはようございます。

ただいまから、決算審査特別委員会を開会いたします。

（午前9時02分）

委員長（大和田和夫君） 議事に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例議会において、決算審査特別委員会が設置され、図らずも私が委員長に選任されました。また、副委員長には北原 経委員が選任されております。

これより議事に入るわけでありますが、このたびの23年3月11日発生の大地震、さらには原発事故によって全村避難となり、1年6ヶ月が過ぎ、いまだ厳しい避難生活が続いております。

平成23年度の各会計も避難してから1年が過ぎましたが、主な事業は、何と言っても村民の避難生活に係る「安心・安全」な事業ではなかったかと思います。

村としてコミュニティを第一と考え、避難の場所についても気を配り、また、子供の教育についても各学校を仮設校舎ではありますが建設をし、なるべく村民がばらばらにならないような配慮をしてまいりました。さらには、復興に向けた取り組みとして除染を早急に行うよう国・政府に対して強く要請する等実施してまいりましたが、政府の動きは鈍く、思うようにかなわない状況にあります。村の早期の帰村に向けては除染が最も重要でありますので、今後とも強く求めてまいらなければならないものと思っております。

さて、このような中にあっても、23年度の各種事業会計においては、一生懸命飯館村を盛り上げるべく努力をしてまいりましたところであります。

そこで、このような時期にあってこそ村民のために、平成23年度の予算執行について適切になされたのかどうか、議会の審査は重要であります。

過ぎてしまった事業、さらには原発事故のため仕方がないなどということだけで済ませるということではなく、村民の安心・安全、さらには生活の安定のための事業であったのか、そして、次年度にどう生かされていくのか、また、議会における予算審査の趣旨が十分に生かされていたのかどうかという立場に立って確認する委員会であります。慎重に審査いただきたいと思います。

私ごと、ふなれではございますが、スムーズな進行にご協力をお願いいたしまして、私からのご挨拶といたします。

それでは、決算審査特別委員会に付託されました、議案第53号「平成23年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について」、議案第54号「平成23年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第55号「平成23年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第56号「平成23年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第57号「平成23年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第58号「平成23年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本委員会の進め方ですが、本日はこの後一旦休憩をいたしまして、各課長等から担当する事務事業に係る経費の決算状況について説明を求めたいと思います。

また、2日目は、議案第53号から議案第58号までの総括質疑を行い、質疑を終えてから採決を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長（大和田和夫君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○ ◎休憩の宣告

委員長（大和田和夫君） それでは、ここで一旦休憩をいたします。説明員の皆様は一度退席をお願いいたします。

(午前 9時07分)

(休憩中、担当課長の説明)

○ ◎再開の宣告

委員長（大和田和夫君） それでは、再開をいたします。

(午後 3時58分)

○ ◎閉会の宣告

委員長（大和田和夫君） 以上で、本日の委員会は全部終了いたしました。

なお、あすは午前9時から、この場にて開催しますので、定刻までにご出席くださるようお願い申し上げます。

本日は散会します。

ご苦労さまでございました。

(午後 3時58分)



会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年9月18日

決算審査特別委員会委員長

大和田和夫

()

()

平成24年9月19日

()

平成23年度飯舘村決算審査特別委員会記録（第2号）

()

平成24年9月19日、飯館村役場飯野出張所議会議場において午前9時10分より開催された。

◎出席委員（10名）

委員長	大和田 和夫君	飯 樋 善二郎君	北 山 文子君
副委員長	北 原 経君	菅 野 義人君	大 谷 友孝君
委 員	松 下 義喜君	志 賀 肇君	
	佐 野 幸正君		
	佐 藤 八郎君		

◎欠席委員（なし）

○ ◎説明のため出席したものの職氏名

村 長	菅 野 典雄	副 村 長	門 馬 伸市
総務課長	中井田 榮	住民課長	濱 名 光男
復興対策課長	中 川 喜 昭	生活支援対策 課	佐 藤 周一
会計管理者	齊 藤 修一	健康福祉課長	藤 井 一 彦
教育長	廣瀬 要人	教育課長	愛 澤 伸一
選挙管理委員会 書記長	中井田 榮	農委局長	齊 藤 修一

○ ◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長 俎野 誠 書記 山田 郁子 書記 佐藤 修

飯館村決算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（大和田和夫君） おはようございます。

決算審査特別委員会を再開します。

（午前9時10分）

委員長（大和田和夫君） これから質疑に入るわけでございますが、申し上げるまでもなく、議題となりました平成23年度飯館村一般会計並びに各特別会計の決算に係るものであります。特に議事進行上、議題外にならないようにご承知おき願います。

質疑の際は、挙手の上、発言の許可を受けてから、それぞれページと項目を示し、できるだけ簡明にお願いをいたします。

また、答弁者も同じく簡明に答弁をお願いしたいと思います。

それでは、議案第53号から議案第58号までの6議案について、一括して質疑を行います。 ()

それから、きのう資料の請求をしたわけでありますが、まだ一部届いていない資料があるようでございますので、できるだけ早く提出をお願いして質疑に入ります。

質疑を許します。

委員（菅野義人君） おはようございます。

きのう、歳入歳出、財政運営全般にわたりまして地方交付税の税収の一覧を資料としていただきました。歳入の点から言いますと、今回、この大震災によっていわゆる従来の普通交付税はさほど伸びなかつたんですが、この特別交付税、それから震災復興特別交付税、これが非常に伸びて歳入の大宗をなすと、そのようなご説明がありました。その結果、非常に、基金繰り入れ等の、あるいは財調の増加等の財政運営がなされて財政運営上は非常に健全性を保っていると、そのような説明もいただきました。

そこで、この資料に基づいてお伺いをするんですが、この資料の中の特別交付税、それから3番の震災復興特別交付税、この2点につきましては、今回の震災に当たってその交付の時期、金額等についての事前協議の機会があったのか、あるいはなかつたのか、まずお伺いをいたします。 ()

総務課長（中井田 榮君） まず、特別交付税でありますけれども、この特別交付税につきましては事前に4月から準備をしてきましたけれども、5月31日に村長が国ほうに出向いて実は要望をしております。要望した内容でありますけれども、4月に特別交付税の交付が700万ほどあったわけでありますけれども、その当初、このように震災になったというようなことで、今後、震災絡みの避難生活に基づく費用がふえるであろうというようなことで要望しております。決算で見ますと災害対策費14億円ほどになっておりますけれども、実は5月31日の大臣要望の際には12億円ほど配分してほしいというようなことで要望しております。

その要望の内容でありますけれども、実は5点ありますと、災害対策本部の経費、2点目は災害弔慰金及び見舞金の経費、3点目は行政機能の維持に要する経費、4点目は被災者支援に係る応急対策の経費、あとその他の災害対策経費というようなことで要望してお

りまして、12億円ほど要望しております。災害対策費に係る大きな負担があるというようなことで、23年度は20億円くらい見込めるのではないかというようなことで話の中では説明をしながら、さらには、最終的には12億円の配分をお願いをしたいというようなことで、5月31日に総務大臣に村長が要望書を提出しているところであります。それに、いろいろその過程、あと総務省のほうからも電話をいただき、内容を説明しながら進めてきたわけでありますけれども、その後、最終的には10億円の特交をいただくようになったわけであります。その過程では、職員が予算要求あと、さらには事業を進める際に国県要望をさらに要望しながら、一般財源をなるべく使わないような形で財政運営を進めてきたところであります。

さらに、もう一つの震災復興特交でありますけれども、これはご承知のとおり、震災の復興費の肩がわりというふうなことで出されている交付金であります、ご承知のとおり、23年度、24年度につきましては国が予算をとっているというようなことで、24年度につきましては6,800億円ほど国がとっている。23年度につきましても、国でとった復興費、国が定めた金額が今回3億6,779万というような形で交付されていると。村としては、このような交付金をいただきながら、さらには一般財源をなるべく使ないように国県要望を要望しながら財政運営を進めて、さらには積立金もなるべく今後の復興に回せるような形で積み立てをしたところであります。

委員（菅野義人君） 5月31日に村長のほうから国へ要望してそれが実現したというふうな説明がありましたし、その要望というのを、内容を、行政機能の維持とか対策本部の経費とか、その他の経費とかというような要望であったと。この特別交付税のあり方については、一般的に、普通交付税で措置されない緊急の財政需要に対して財源不足を補うというふうな性格があると。今回の震災に関しましては、もちろん村のほうで要望した項目の災害対策あるいは庁舎の移転に伴う行政機能維持というものはありますけれども、国のほうでは被災者の生活再建支援基金への拠出という大きな趣旨がうたってあります。この被災者の生活再建支援基金への拠出というその趣旨について、村としてはどのような対応をしたのか、先ほど基金の話もありましたが、改めて確認をいたします。

総務課長（中井田 榮君） 交付税につきましては、一般財源の中で使っていくわけでありますけれども、いやしの宿とか、あと仮設住宅の生活支援の部分で特交につきましては、予算化をして財政運営に努めてきたところであります。

委員（菅野義人君） 恐らく災害対応に関する一般的な経費というのは、そういうことで当然支出が趣旨にかなっていると。私がちょっと確認したかったのは、生活再建のための支援基金の拠出、これは恐らく今回の災害に鑑みて、すぐにいろんなインフラの整備とかあるいは村民の生活の再建に向けてお金を投資できないということは、将来にわたって基金に拠出をしてそれを使いなさいよというふうな趣旨がこの特別交付税の中に含まれているのではないか。それを村としてはどのように受け取ってどのように運用していくのかということをちょっと確認をしたかったんですが、どうでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） ご承知のとおり、去年を思い出しますと夏ころまで避難をして、さらにそこから復興計画を立て、第2版が最近でき、これから具体的に第3版、第4版と

いうようなことで復興計画を立てながら復興を目指すわけでありますけれども、今、除染をとにかく1丁目1番地というふうなことで進めている。これから復興計画に基づいて、議会とも村民ともさらに話し合いを進めながら、議論を進めながら、これからどういうふうな形で予算を使っていけばいいのか、それぞれ積み立てた基金につきましても、これから復興計画に基づいて、これから議会の議論も踏まえて、さらに議論を踏まえて財政の支出、財政運営を進めていきたいというふうに考えております。

委員（菅野義人君） ちょっと別な点からこのことを確認したいんですが、いわゆる24年の3月議会でしたか、までの復興基金の条例が制定されました。までの復興基金は、趣旨からすれば復興に向けて基金として原資を積んで運用していくという趣旨でございました。ただ、までの復興基金の中では、原資としては福島県市町村復興支援交付金を充てると、同額のものを充てるというふうな、たしかそういうふうな条例でございました。この福島県市町村復興支援交付金と復興特別交付税ということは、直接的には関係があるのかないのか、ちょっと確認をしておきます。

()

総務課長（中井田 榮君） 直接は関係はございません。これは、お金的にはいずれも国のほうから出ているお金でありますけれども、までの復興基金につきましては、市町村、県のほうから村に対して交付されたものを、村としてはさらに議論を進めて、深めて、復興計画を立てながら、さらにどういった形で支出すればいいのか見きわめながら、議論を深めて、さらに支出をしていきたいというようなことで基金積み立てをしているというようなことでございます。

委員（菅野義人君） まさしく先ほどお伺いした被災者のための生活再建支援基金というのは、本来はこの飯舘村で設置しましたまでの復興基金のようなものなんだろうなど。結果としまして今、総務課長がおっしゃったように、お金が入ってきて、23年度の決算では多額の黒字を出して、そして各基金にそれぞれ入れて、財調で5億円を積み立てた。私は、こういう財政運営も当然ありなんだろうなというふうに思いますが、先ほど言ったように、特別交付税の趣旨を生かしていくという点からしますと、結果からすれば財調に5億円という形で繰り入れるということよりも、もっと性格を明確にした基金の中でこの特別交付税の入ってきたものを生かしていく、あるいは残していく、そういう形のほうがむしろ私は村としてのメッセージははっきりと出てくるのではないかなど。あるいは、村民の皆さんに対しても村の復興の意思をそこに示すことができるのではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

()

総務課長（中井田 榮君） ご指摘のとおり、性格をきちっと示しながら基金積み立てをすべきじゃないかということでありますけれども、本当はそういうふうな考えはあるのかなというふうに思いますけれども、今回、災害対策費で決算で10億円ほどの補正をつけながら、各課、議会ともご相談を事前にさせていただきながら、満額要求どおりつけさせていただきながら積み立てをしてきたわけでありますけれども、何せ今後の国県の財政の支援というのは不透明でありますから、どういった形で今後進んでいくのかというのはなかなか読めないというふうな部分がありまして、村としては、きのうほど説明しました、積立金ですね、あのような形で積み立てをさせていただいて、今後、村民、あと議会ともども議論

を深めながら、どのような形で支出してもいいような形の積立金の積み立てをさせていただいたというふうなことでございます。

委員（菅野義人君） そうしますと、今回の決算に当たって各基金をそれぞれふやしながら、いわゆる健全財政を維持していく、あるいは将来に備えていく。そういう点からしますと、飯館村の復興に向けて、あるいは村民の生活再建に向けて、までの復興基金も財政調整基金も、あとはそのほかふえた基金等も、やっぱりそれはこれからの中興に向けて大いに活用をしていくんだというふうな意味合いが込められていると、そのように理解してよろしいのか確認をします。

総務課長（中井田 榮君） そのとおりでございます。とにかく今後、財政的にも国・県、本当にどのようになるかというのはすごく不透明でありますので、先ほどの震災特交にしましても23、24というふうな予算づけはしておりますけれども来年以降はどうなるかわからないという部分がありますし、特交につきましても、普通、例年ですと2億円くらいの交付しかございません。ご承知のとおり、雨が多く降った九州だ何だというのがありますから、そういうふうな特殊事情があるとそちらのほうにお金が回るというのもありますので、とにかく今回、積めるような状態でありましたので、とにかく積立金のほうに積み立てをさせていただいて、今後、村民とも、議会ともども議論を深めながら、復興計画に基づいて、事前に議会とも相談をさせていただきながら、今後、財政運営を図っていきたいというふうに考えております。

委員長（大和田和夫君） そのほかございませんか。

委員（佐野幸正君） 税金の税調定及び収入状況をもらいましたので、これについて伺います。

前年度から、災害ということで税金も免除されているというのが大方でございます。でも今、東電からの補償やなんかということで個人的には大分余裕ができてきただいう人が大方ではないのかなと、こういうふうに思っているところですが、村民税、収入未済額が902万、固定資産税、いろいろのものを足しますと、滞納繰り越し、普通税の合計で6,000万、それに保険税の未払い、あと介護というので、合計で1億2,700万、1億1,300万ですか、それぐらいあるということですが、税金を納めないでいるということは非常に村民としては苦しいと思うんですが、今、村でもこの際に何とかやっぱり未納の税収を解消しなければならないと、こう思うんですが、その辺の考えはいかがでしょうか。

住民課長（濱名光男君） 今、未納対策の部分でありますけれども、村でも、いろいろ賠償金とか入ってきておりますのでそちらのほうで納めていただくような考え方を持っております。ただ、滞納処分という形にはなかなかいいかない部分があります。実は、昨年の震災後、3月28日だったと思うんですが、県のほうから税金の納期延長に伴って滞納処分を控えるようにということで通知がありました。震災がやんで2カ月後までは、差し押さえとか換価処分とか、そういう部分は被災者に対しては控えるというふうなことがあります。先日も、今度、土地の賠償、建物の賠償が入るということで、差し押さえした物件については賠償、これを、支払いを差し控えるというふうなことがありますので、それに向けていろいろ検討させていただきました。そこで、県のほうにも昨年の3月の方針、滞納処分を控えるというふうな方針に変更あるかどうか確認をしましたが、被災者に対しては差し押さえはで

きない、滞納処分はできないということありますので、その辺は、滞納処分はしませんけれども、未納のお知らせ、それから差し押さえされている部分については賠償金が支払われないというふうなお知らせをして、自主納付を進めてまいりたいと、そのように考えております。

委員（佐野幸正君） 差し押さえの分は県からの指導で取れないというようなことでございますが、やはり税金を納めるというふうな啓発を非常にすべきではないのかなと思っておりますが、村長、その辺のお考えはどうでしょうか。

村長（菅野典雄君） 飯館村では、税金あるいは支払いをいただくもの、いろいろあるわけであります。村自体の税金もありますし土地改良区のもありますし、あるいは阿武隈開発などもあるわけであります。その都度その都度、村としては精いっぱい未納の解消に努めてきたところですが、なかなか思うようにいかなかつたと。今、ご質問にありましたように、今回、それぞれ賠償という形で入ってくる可能性が、今のところは生活費という形になっているのかなという気がいたしますが、これから土地・建物などなど一括賠償という形が入ってくるというふうに考えておりますので、それについてはやはり今までとは違った形での支払いを求めていくということが大切ではないかと、このように思っておりますので、何らかの形で、行政としてのやはり節度の中でしっかりと未納金をこの機会に少しでも払っていただく段取りをしていきたいと、このように思っているところであります。

委員（佐野幸正君） 税金もそのとおりなんですが、高齢者等に貸し付けている肉用牛貸付金ですが、今、牛をほとんど飼っていないと、皆、処分をしたというような現在で、決算の年度末現在が10頭分を未返還というんですか、406万残っているということなんですが、牛を売ってしまっていながら残っているというのは、これはおかしいのではないかですか。

復興対策課長（中川喜昭君） お質しの高齢者牛の貸し付けですが、お質しのとおり、避難に当たりまして牛も処分してきているという状況でありますて、それらについて牛もいらないのに貸付金の返済が残っているのはおかしいのではないかという部分でありますが、そのとおりだというふうに思っております。

それで、高齢者貸し付け、現在10頭の未返済があるということありますが、一応8頭につきましては、23年度中、分割払いもしていただいているというケースが6件ほどある状況であります。そういうことで、催促等を、納入のお願いという形で昨年も9月に出しておりますて、6件の方々が分割払いという形で納めていただいているということと、あと、22年度末にあった部分では3件ほど完納しているという状況もありますので、今後、返済に当たってのお願い等をしていくべきだと思っておりますので、そのような対応をしていきたいというふうに思っております。

未返済の方でも貸し付け終了が平成6年の方もいるということで、昨年度、その前の年あたりでもその牛がいたのかどうかわからない状況でありますけれども、今回、避難して牛は飼っていないという状況がありますので、今後、納入のお願い等を進めて、できるだけ早く完納してもらうように進めていきたいと思っております。以上であります。

委員（佐野幸正君） 6件は分割で何とか納めてもらうというような形でございますが、残り

の4頭ですか、その辺の対策はどうするんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 10件のうち6件は昨年度分割払いをいたしているということで、あと2件については貸付金額がそのまま未済という形になっている部分がございますので、これにつきましても納入のお願いをしながら、あと電話をかけながら、できるだけ早く納めていただくような形で進めていきたいというふうに思っております。以上であります。

10頭のうち6件が分割で昨年度納めていたしているということで、あと2頭については、今言ったように貸付金がそのまま残っていると。あと2頭につきましてはまだ貸し付け期間という、5年間の中ということあります。そういうことで、昨年度は督促していない状況でありますけれども、実際に考えますともう牛がいない状況でありますので、これらについても貸し付け終了日、25年、26年になっておりますが、牛がいない状況であることを確認しながら督促等の納入のお願いをしていきたいというふうに思っております。
以上であります。

委員（佐野幸正君） お金のことばかりなんですが、今のところ。簡易水道使用料、農業集落排水使用料、これについても現在、未納が出ておるようでございますが、その辺の対策はどうするんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 使用料につきまして、簡水、あと農集排という部分で、23年度末それぞれ決算書のほうに載っている部分でございますが、24年度中、4月から今日まで3カ月に1回ほど納入のお願いの部分を通知いたしまして、納入のほうをお願いしているところでございます。資料でお出ししていますとおり、若干ずつではありますが納入をいたしているという状況でありますので、これらについても納入のお知らせをしながら進めていきたいなというふうに思っております。

未納の内容につきましても、かなり古いものから、実際にもう飯館に住んでいない方、あとは23年度中に住居明け渡し請求などもしようという部分で動きもあったケースもこの中に含まれておりますので、それらについてはなかなか納入のお願いは難しい部分があるのかなというふうに思っておりますが、その他についても、このような時期ではありますけれども、できるだけ納めていただくような形で進めていきたいというふうに思っております。

委員（佐野幸正君） 水道は現在のところ62万未納なんですが、集落排水については人数が少ないんですが未納額が多いと、164万9,000円も残ってると。やはりきちんと納めるべきは納める、もらうものはもらうというような形で進めなければ、世の中成り立っていないと、けじめがつかないと私は思っております。古くなったからもうもらえないよと、それではやっぱり、いつまでも払わないでいれば払わなくてもいいというような感じになりますので、やはり古くてもきちんと請求をして、もらうところはもらうというような形をとったらいかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 委員お質しのとおりで、やはり実際に生活するのに使っていたいたという部分でありまして、その使用料については納めていただくという部分が基本でございます。そういう意味からしますと、やはり今後も納入のお願い等をしながら、完

納に向けて頑張っていきたいというふうに思っております。

簡水と農集排ですね、金額的にどうしても農集排のほうが高くなるのかなという部分と、簡水につきましてはある程度、震災以降、避難して以降はございませんけれども、停止をかけるというような強制力も水道はありますけれども、集排についてはそういう強制力がなかったという経過で多分こののような差があるのかなというふうに思っております。ただ、今の段階、そういうこともできない状況でありますので、まずはお質しのとおり、完納に向けて進めていきたいなというふうに思っております。

あと、所在不明の方々が前々からいるという部分もありますので、どうしてもこの部分については督促が、納入のお願いができないという状況でございます。これらも含めて今後、検討させていただきたいというふうに思っております。以上であります。

委員（佐野幸正君） 所在がわからなくて取れないというのでは、これは不納欠損でもうきちんと上げて、取れないものは取れないというような形をとるべきだと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） その辺も含めまして検討させていただきたいと思います。以上であります。

委員（佐野幸正君） 質問変わりまして、この決算説明資料の40ページの岩部の森公園管理、大倉葉山公園指定管理、4月から7月までは何とか管理していたかと思うんですが、7月からは大体は住民が避難していないというような形でほとんど公園も使われていないという形ではないんでしょうか。それにもかかわらず予算額をきちんと上げておくと、ちょっとおかしいと思いますがいかがでしょうか。

生活支援対策課長（佐藤周一君） お質しの岩部の森あるいは大倉の葉山公園整備でございますが、基本的には、避難ということで今までやってこられたような管理はできないという考え方で、今までの指定管理とはまた違う方法で、違うというか、考え方でやっております。ここで支出されているものは、消耗品的なもの、それから、大倉の葉山公園については週何回か現場に管理に入っていただいていたような経過がございまして、これらについては以前とそう変わらない管理の委託料ということになっております。

委員（佐野幸正君） 何か今の回答では、私はちょっとおかしいのではないのかなと。今までと同じような管理できないというような認識を持っているんでしょう、課長。それなのに、同じような指定管理の料金ではおかしいんじゃないですか。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 決算資料でちょっと見えにくいところがございましたが、岩部の森公園、当初予算が30万8,000円ということでございまして、途中でそういう通常の管理ができないということで予算を減額補正をしてございます。それから、大倉葉山公園についても、139万2,000円というのが当初の予算でございました。減額補正させていただいておりますので、御理解いただければと思います。

委員（佐野幸正君） ちなみに、今はどんな、岩部の森は大倉はどのような体制でやっているんでしょうか。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 大倉は、老人会の皆さんのが週3回程度現場に入って、掃除をしたり草刈りをしたりということで管理をしていただいていると。岩部の森については、

経常的なことはないんですが、時々掃除をしてトイレなんかの管理をしていただいている
ということでございます。

委員（佐野幸正君） 納得いかないんですが。大倉については今、老人会の人たちが週3回草刈りやなんかやっていると。週3回ということは2、3日に1回ずつ行っていると。そんなに帰っているんですか。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 実態をきちっと把握しておりませんので、実態を把握して
またお答えをさせていただきたいと思います。

委員長（大和田和夫君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

委員（北山文子君） 大きいほうのNo.5の地方交付税についてお伺いしたいと思います。地方交付税33億9,301万8,000円ということで上がっておりまして、前年に比べて52.7%ふえているということですけれども、この普通交付税と特別交付税の違いと、いつごろ入ったのか、そしてまた、どのように充てられ、効果はどのように村として見ているのかお伺いしたいと思います。

総務課長（中井田 榮君） No.5の2ページの下の地方交付税の33億9,301万8,000円、前年度に比べて11億7,100万ほどふえたということで、普通交付税と特交の違い、どのように使われたかというようなご質問でございますけれども、まず、普通交付税につきましては、市町村間の財政の均衡を是正するために交付されている交付税でありまして、ルール計算があって、財政基準収入額から基準財政需要額というのを引いて、その不足分をいただくというような形で、例年、ここにありますように普通交付税につきましては20億ほど毎年いただいております。あと、特別交付税でありますけれども、先ほど菅野義人委員のご質問にもありましたけれども、特別交付税につきましては例年ですと2億円くらいでございます。それが、要望活動をやって、5月に総務大臣にも要望を出したその成果もあって10億円という形でいただいております。これは、性格は、災害などの緊急時に国が交付する交付税でありまして、国が決める交付税であります。例年、台風だ何だってあるとそちらのほうに大きく交付税が行くわけでありますけれども、今回、震災以降、飯館村につきましてはそういうふうな要望活動もやったおかげで、例年以上の交付税をいただいていると。その使い道でありますけれども、一般財源として使わせていただいて、成果でありますけれども、この決算の中にもありますけれども、3月11日以降、避難者生活の支援、さらには働く場の確保、農業の支援、さらには教育環境の整備等に大きくは財政の支出をしていったというようなことでございます。

委員（北山文子君） いろいろ、この特別交付税について村長が東京のほうに要望してこのようなお金をいただいたということですけれども、これについて、特交についてきちんととした使い道の決まりといいますか、ルールというものは正確にあるんでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） 特別、これにというふうなルールはございません。とにかく、先ほども申しましたように災害に対応する、緊急時に国が特別に交付するお金であります、例年、ずっと村としては一般財源として使わせていただいているということでございます。

委員（北山文子君） 一生懸命職員の方にはいろいろ仕事をしていただきましたけれども、被

災者にとってはもっと、この村にお金があるのに何でもう少しもっと自分たちのニーズに応えてもらえないのかというのが、そういうこと也有って、今後、もう少し村民の方に寄り添った使い方を、どんなことに工夫をしていかれるのか、もう一度お伺いしたいと思います。

総務課長（中井田 榮君） ご指摘のとおり、そういうこともあるのかなというふうに思いますが、けれども、村としては3月11日以降、とにかく今までの平時の予算とは違って避難生活に対応する予算になったということがございます。財政運営を進めるに当たりましては、とにかく議会とも事前に相談をさせていただきながら、さらには行政区長会、自治会組織の運営協議会を開かせていただきながら、懇談会をさせていただきながら、村民の声を十分に、十分とまではいかなくても、村としては十分にやらせていただいて、緊急度とか、あとさらには優先度とか必要性とかを考慮しながら財政運営に進めてきたつもりでございます。

委員（北山文子君） 質問を変えさせていただきます。25ページなんですけれども、一つは、（ ）緊急雇用創出事業についてということで、この緊急雇用についてこの1年間いろいろな事業が取り交わされておりますけれども、その中でも全村の見守り隊事業についてということで、村の防犯と雇用の確保のために400人ほど雇用しておりますけれども、健康の面はどういうように注意し、成果はどのように見ているのかお伺いをしたいと思います。

委員長（大和田和夫君） 北山委員、25ページって。（「No.5で」の声あり）了解です。

住民課長（濱名光男君） 見守り隊の健康管理の部分であります、まず、線量計をそれぞれつけていただきたいと線量管理を行っております。また、支援団体の支援を受けて、健康相談なりストレッチとか軽運動とか、あとは歩数計をつけて健康指導とか、そういうようなことを行っていただきながら健康管理に注意をしていただいているところであります。

それから、成果ということではありますが、防犯のためのパトロールでありまして、これまで1件だけ現行犯逮捕に至った部分がありますが、そのほかは、盗難等はあったようですが、特に大きな被害はないというふうに思っております。以上であります。

委員（北山文子君） 特に大きな被害がないということで大変いいことなんですかね、この見守り隊については、仕事がなかなかない方がこの見守り隊の中に入りたいという方がかなり多く出ていまして、行政区の中でもいろいろな調整が違うということで、そこら辺のいろいろな課題とか問題についての調整は誰が行い、進めて今までできたのかお伺いしたいと思います。

住民課長（濱名光男君） 隊員の採用についてであります、行政区長さんの推薦ということでありまして、それから、勤務、例えば誰と誰がいつ何日に出て誰が何日に出るというふうな順番、これについては隊長さんに一任をしているところであります。行政区それぞれ人数も違いますし、線量の状況によって交代日数、隊員の人数によって2日に1回とか3日に1回、4日に1回という部分がありますので、その辺は行政区長さん、それから隊長さんにお任せをしてきたところであります。以上です。

委員（北山文子君） 質問を変えさせていただきたいと思います。今度は、No.6のほうで56ページ、携帯型の測量器についてということでお伺いをしたいと思います。

2,330万円ほどで430台ほど購入をしておりますけれども、どのような方法で配布しまして、この安全性の面についての効果というのはどのように見ているのかお伺いしたいと思います。

教育課長（愛澤伸一君） 資料56ページの携帯型放射線測定器434台でございますが、昨年、何回かにわけて購入させていただいたものでございます。村の子供たちにつきましては、配布の方法は学校を通じてお配りしております。それから、村外の学校に通っている子供たちについては各家庭に郵送をさせていただいております。各家庭の中には配布を希望されない方とか、あるいは3月末時点で村にお返しされた方等もございまして、現在406台が各家庭のほうに行っている状況でございます。

健康管理につきましては、各家庭の保護者さんのほうにお願いしているところではございますけれども、年に1回の更正作業を行う必要がございまして、その時期がこの冬から来年の春ぐらいにかけての時期かなというふうに思っております。その時期にかけて、一度、村のほうにお返しいただくことになろうかなというふうに思いますので、その際に1年間の積算料等が出てくるのかなというふうに思っております。そういうたデータ等については、保護者さんの方にお伝えするような形になろうかなというふうに思います。

委員（北山文子君） この線量器を渡して、放射能について正しく理解をしていただいて、それなりに自分自身の中で、あるいは子育ての中で、ある程度幅はあるんですけれども、この辺でいいのではないかなどいうふうなことにするために、正しい知識を理解していただくような説明というか、そういうのはどういうふうになされたのでしょうか。

教育課長（愛澤伸一君） 村のほうでは一貫していわゆる年間20ミリシーベルト未満、あるいは教育現場につきましては年間1ミリシーベルト未満の環境をつくるということで努力をしてまいりました。また、今回渡した線量計につきましては、いわゆる瞬間線量もはかかるということで、その場その場の線量を保護者の皆さんのが自分で計測いただけるということで、通学路あるいはどこかにお出かけになった際の現場の線量等についてもその場で把握できるようになっております。いわゆる安心という部分につきましては、保護者それぞれお考えが違うので、こちらのほうでご説明をしてもなかなかご理解いただけない部分があるのかなというふうに思いますが、村のほうとしては教育施設については年間1ミリシーベルトを現在おおむね達成しているものというふうに考えております。その範囲で対応させていただいているというところでございます。

委員（北山文子君） 質問を変えさせていただきます。60ページの未来への翼事業ということでお第2回目が開かれておりますけれども、これはどのような成果だというふうにとらえているのかお伺いしたいと思います。

教育長（廣瀬要人君） なかなか飯舘村の子供たちが外の世界に目を向けて学習する機会がないわけですから、この事業を通して子供たちの見聞を広め、将来の生きる力に結びつく、そういう事業になっているのではないかというふうにとらえております。

委員（北山文子君） 子供にとって、あるいは大人にとってでもあれですけれども、何が一番大切だというふうに教育長は考えていらっしゃるでしょうか。

教育長（廣瀬要人君） こういう事態に直面しますと、目の前の課題について、自分の力、自

分で考えて、自分でその課題を解決していく力、これが私は一番大事だなというふうに思っております。言葉をかえて言うならば、生き抜く力というふうに言ってもいいかと思います。そういう意味で、学校教育の学力、体力、あるいは徳力、これが基本的な力になっていくのではないかなというふうに考えております。

委員（北山文子君） この生き抜く真髄については、どういうふうに思っていますか。生きていくために、今言われた生き抜く力と今おっしゃいましたけれども、その生きていく真髄というのは、自分なりにどんなふうなことを考えていますか。

委員長（大和田和夫君） 北山委員、もう一度いいですか。もう一回。

委員（北山文子君） 生きていくためにいろいろ大切なことっていっぱいありますけれども、その中でもやっぱり、簡単に言って、本当に心から大切なんだという言葉は、どういうふうなことをお考えになっていますか。

教育長（廣瀬要人君） なかなか、どういうふうに応えていいかちょっと私も理解できないところがあるんですけれども、ちょっと答えがダブるかもしれませんけれども、子供たちが、現在もそうですけれども、将来大人になったときに何が一番大事なのかというと、ダブりますけれども、人に頼らないで自分で生き抜いていく、そういう力が私は非常に大事だなと。特に私は今回、オーストラリアに行ったんですけども、すぐ群れちゃうんですよ。群れるというのは固まってしまうんですね。これは、自信がない子供がどうしても群れる、そういう傾向があります。やっぱり自分で考え、自分でその課題を解決していく、そういう力が必要だろうというふうに思っております。「真髄」という意味がわかりませんが、そういう意味で、ふだんから自分で考えて自分で解決させる力の育成、あるいは、自信をつけさせるいわゆる成就感を味わわせる教育、教育現場ではこれは非常に大事にしているんですけども、今後ともこういうような教育に力を入れてやっていかないと、いざ子供たちが社会に出たときに、成人として、一人前の社会人として非常に苦労する、そういう状況になっていくのではないかというふうに思っております。ちょっとピントがずれてしまっているところがあるかもしれません、所見を述べさせていただきました。

委員長（大和田和夫君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

◎休憩の宣告

委員長（大和田和夫君） なければ暫時休憩いたします。再開は10時20分といたします。

（午前10時10分）

◎再開の宣告

委員長（大和田和夫君） 再開をいたします。

（午前10時29分）

生活支援対策課長（佐藤周一君） 先ほどの佐野委員のご質問にお答えしたいと思います。

大倉の公園管理ですが、先ほど行政区長のほうに確認をさせていただきました。

週1回、月3ないし4回程度、五、六人の老人会の皆さんに草むしりあるいはごみ拾い、トイレの掃除ということでお願いをしてございますということで、私、「週」三、四回と申し上げましたのは「月」の誤りでございました。以上でございます。

委員長（大和田和夫君） 佐藤委員。

委員（佐藤八郎君） 何点かお聞きします。

まず、去年の6月の中で避難云々の話、大分ありましたけれども、避難が多い施設には緊急雇用職員を配置して避難者の対応に当たるということでありましたけれども、実態としてはどうされて対応しているのか、成果と課題は何だったのか伺うものであります。

あと、総合健診に、白血球数、リンパ球数、血小板数といった血液検査内容を追加して健診を実施しているんですけれども……

委員長（大和田和夫君） 佐藤委員、一問一答でお願いします。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 避難の団地といいますか、施設に、人数の多いようなところに今、緊急雇用の職員対応という、その実態と状況ということでございますが、仮設の団地、これらについては160世帯が入っている相馬の団地、それから100から110世帯ぐらいの松川第1と第2、それぞれ110ぐらいですかね。それから伊達、これが80、そのほか松川、飯野、明治が40ぐらい、あと国見が25から30ぐらいということなんですが、それぞれの仮設には管理人を配置をさせていただいております。飯野と明治は、これは飯野のほうに集会する施設がないということもございまして、明治のほうの談話室に管理人を配置して両方の面倒を見ていただいていると。それから、国見も上野台と大木戸と、離れてはいますけれども、上野台のほうに管理人を配置させていただいております。そのほかは、それぞれ仮設の中にと。それ以外は吉倉、ここは大きな団地でございますので、この公務員宿舎のほうにも管理人。そういう状況で進めさせていただいているが、松川雇用促進、これは自治会長さんのほうからも要望がありまして管理人をぜひお願いしたいという声がございましたが、いかんせん、一つは部屋が、既存の入居者の集会の部屋はございますけれども、部屋の確保ができないこと、それから、近隣にプレハブみたいな集会施設みたいなものもつくれるということはなかなか条件が合わないということでございまして、今まで松川雇用のほうは管理人の配置が進んでいないと。また、自治会のほうからの要望も以前よりは少し落ちついてもきたし、入居者のほうも少し減りかけてきていると、そういう状況なので、なかなか、やむを得ないのかななんていう自治会長さんからの声もございます。

そういう中で、今、仮設の住まい、それからそういう公的宿舎の住まい一番苦労されているのが、住んでいる皆さんの健康管理といいますか、日常の安否も含めた一人一人の生活の状況を把握しながら、それぞれに対応していくということでありますが、これが、仮設の団地が広範囲でありますし、入居者の状況も一人一人が違いますので、その対応に非常に追われているという状況でございます。一つは、人の身体的な生活面ということでございます。

それから、二つ目としては、施設の住環境ということがございます。これも、仮設住宅はご案内のように2年ぐらいを目安としてつくられたものでありますが、突貫工事でつくられたということもありまして排水の問題が解決していないところに建てたために床下にカビが発生するとか、当然のように狭い、あるいは暑い寒い、そういう状況を改善すべくいろいろ走り回っているという状況です。

それから、三つ目は、コミュニティーということで、団地の中のコミュニティー、これがやっぱり、人間関係が、今まで全く、村の中であってもお互いにそれほど接触がなかった、そういう関係の中で、新たに今、そこで出会いが出て、お互いの人間関係があるわけですけれども、どうしてもそこにトラブルを抱えることが多いと。これは団地の中でございます。それから、団地の外といいますか、近隣の自治体、市民・住民の皆さんとのある意味では想定もしていなかったようなわゆるストレスを抱えるというような場面もありまして、非常に今、避難している皆さんに、私たちの少ないマンパワーの中で、どうやって課題解決していくかというところに今、腐心しているという状況でございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） 避難者数が多いという部分でありますけれども、多いというのは、何人、何世帯というか、何名からが多いのかというのが一つあるし、あとは、松川ですと早いもので床が落ちたような避難所もあったり、飯野の明治みたいに入った当初から室内の線量が高かつたりとかという問題もあったし、そういう課題とかというものはどのように善処されてきたのか伺うものであります。（ ）

生活支援対策課長（佐藤周一君） 団地の規模、私たちが管理人等を配置する目安としては、仮設の団地についてはこれはやはり、集合して住むということですから、全く経験のない生活なので、できれば管理人を全団地に配置をするという方向でまいりましたが、公的宿舎等は50世帯を一つの目安として管理人を配置しようかということで、当初、吉倉が大規模な団地だったためにそこに配置をして、松川雇用についても検討を進めてきたという経過がございます。その検討の先に、まだ改善できていないというところがございます。

それから、住環境ということで、松川の第1仮設、ここは工業団地の用地に110戸ほどつくっていただいたわけですが、そもそも排水の環境がなされていない、いわゆる暗渠等が入っていない敷地でございましたので、雨が降ればどうしても水たまりができる。それを改善すべく、舗装をしていただきました。各戸の世帯に入る前に、ずっと歩道みたいな形で、買い物の手押し車なんかが押して歩けるようなイメージで歩道をつくっていただいたわけですが、歩道が舗装ということで、床下のレベルよりも舗装面が高くなってしまったということもありますて、室内の下のほうに水が入り込むと、そういう現象が起きました。それを改善すべく、県の応急仮設住宅の維持管理センターというところが、県のほうで整備をしていただきまして、そういった住環境の改善については一元的に維持管理センターのほうで対応していただくという流れはできておるわけですが、なかなか、床下に発生したカビ、簡単には改善できないということで、方法としましては、あいている仮設に一旦移動していただきまして、約1ヶ月ちょっと、床下を乾燥あるいはカビが発生しにくい工事をしていただいて、その改善を図っているという状況でございます。松川第1の1世帯については、ようやく元のカビの対策が終わりまして、元のところにお戻りいただきました。ただ、あと数世帯ございまして、その対応を今、しているところでございます。（ ）

それから、明治の仮設の室内の放射線量が非常に高かったという問題は、これはまさに旧校舎の跡地を仮設の団地として提供していただいたわけですが、仮設を建てるときに、

その更地のところにくいを打って建てて、建物の周囲は砂利等でいわゆる放射線を被覆したような形になってしまったわけですね。建物の下がある意味では放射線が残ったまま建てたというような形になりました、それに素早く対応していただきまして、床下にコンクリートを充填をしていただきまして放射線の線量を下げていただいたというような背景がございます。

いずれにしましても、仮設のそれぞれの団地ごとにいろいろな設備のふぐあいがありますが、これらについても維持管理センターと連携をしながら、できるだけスピードを早めながら対応していただくように村としても調整をしているところでございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） 明治の仮設では、私は週に1回、2回行っていますけれども、そういう話は全然なくて、突然話が来たのは、約束の、県が10日で改善するというものが10日以上たっても何ら音沙汰もないということでなってきたと。まして、そこには小さい子供さんも入っているというふうな話の中で起きてきて、県会議員やらいいろいろ言ったら即座に3日か5日の間にやったのかな。やる対応はされたんだけれども、業者の都合でおくれていたとかという話ありましたけれども、明治ではそういう実態が、線量も、管理人なり住んでいる方が自分ではかったものを数字的にもらっていますけれども、非常に高い中で暮らしていたというのが実態なんですけれども、全体的にそういう現状の中で、避難所というものは全てどのぐらいの線量値にあるのか、きちんと把握されているんでしょうか。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 各仮設団地の線量は計測したものはございますが、今、手持ちにございませんので、後ほど資料としてお出ししたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 寒さ暑さ対策の部分では、県で対応する2台目のエアコンとか排水関係とか、水道の破裂もあったのか、そういうものは、現状の中では全て解決されているなり、今、着工の部分もあるのかな、そういう状況なのか、その辺を。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 寒さ対策として、いわゆるお風呂の追いだきを追加していくだいていまして、まだこれからというところが伊達東のいわゆる三角屋根という24世帯が入っているところ、それから国見、これが今、これから工事になりますが、それ以外については伊達東のログハウスもほぼ完了ということで、松川第1、明治、相馬、松川小、これらについての追いだき工事は完了してございます。

暑さ対策ということではエアコンについての増設、これは2部屋以上ある仮設のところについては1台追加ということで、これも全て夏前には完了させていただいております。

ただ、仮設の建物の外側に、基礎部分に、何ていいですか、スカートのイメージですけれども、風を入れないそういう工事をずっと、裾を巻いたような形でやっていただいたんですが、それらについては夏場、逆にそこがあると暑いというような課題があって、それを改善すべく、手で開閉式のできる吸気口といいますか、そんな工夫なんかもしていただいているところもございますが、これは全てそれで解決できたと、図られたというふうには感じておりませんで、多分、冬はそれでいいのかもしれませんけれども、夏、やっぱり風が通らないということでの暑さだったり、あるいはカビだったりということが今後も想定されるということかなと思います。

それから、これは寒さ暑さということにも関係してくるわけですが、お風呂が非常に小

さい、しかも窓がない。ユニットということですので狭くて暗いという状況で、夏のお風呂は蒸し風呂状態で、換気扇も小さな換気扇で非常に大変だという声が出ております。これについても県と協議をさせていただいておりますが、いわゆるユニットバスという仕様の中で、換気扇の状況なり、あるいは窓をつけるということが、簡単には、お返事をいただいていないという状況で、入居している皆さんの大変な状況は、県とも情報交換をしながら、どうしていましょうかというところでやっているわけですが、今のところ、お風呂については改善の方向が見えていないという実態でございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） 明治でのお子さんを抱えての高い部分で入居した方の健康検査なりそういうものは、すぐ、即座に対応されて、何でもなかったのかどうか。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 明治に入居している世帯のお子さんについての健康調査という特定した対応はいたしておりません。以上です。

委員（佐藤八郎君） あのときそういう要望も出たと思うんですけども、なぜならば、村内にいたときにどのぐらいあったかきちんとしたものがない中で、そこに入ったことでまた毎日毎日追加していったわけですから、きちんとそれは積算線量を、推測といいますか、ある程度の計算をした中で、検査はすぐに受けるべきだなということで、そうさせてもらいたいというものもあったと思うんですけども。そうすると、それは村民の子供の一般的な健診に回されて、何らそのことだけの措置はされなかつたということでおいいんですか。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 特定の施設にそういうふうに線量が高いところが見つかって、その中の入居者に健康不安があるから特別の検査をしましようというような対応は村としてはできませんでしたので、当時の状況からできませんでしたので、ご理解をいただければと思います。

委員（佐藤八郎君） では、総合健診に白血球、リンパ球数、血小板数といった血液検査内容を追加したこちらの健診を実施してきたわけですけれども、この追加しての健診を実施した結果、どのような状況であったのか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 去年の健診は年度末に行ってきたわけですけれども、追加をいたしました検査の1個1個の細かいところの分析までは実はまだできておりませんで、今あるのは、肥満度であるとか血圧であるとか脂肪、コレステロールの関係であるとか、それから糖尿病のものであるとか、そういう少しだけまとめて、要指導であるとか、要医療であるとか、そういう検査の判定は今、持っておりますんですけども、その細かいところまではちょっとまだ集計ができておりません。

委員（佐藤八郎君） 今やっているのは昨年度の年間を通しての決算ですから、当然、12月という末になったんでしょうけれども、追加した検査結果といいますか、そのことでの血液検査をしての集計というのは、どこで、誰が、どんなふうにして個人個人に結果を知らせたり、村でどういう健康状況にあるか把握しているようにそれではなるんでしょうか。

◎休憩の宣告

委員長（大和田和夫君） 休議いたします。

（午前10時53分）

◎再開の宣告

委員長（大和田和夫君） 再開します。

（午前10時54分）

委員（佐藤八郎君） 昨年の4月12日に職員3名による補償対策班を配置して補償や賠償の要求、提案を作成をして、4回にわたって政府に提出しておりますけれども、その内容と成果を伺います。

副村長（門馬伸市君） 損害賠償の農業とか商工業とか、賠償のまとめを当時、概算ではありましたけれどもやっていました。それで、その結果も多分あると思いますので、後でお知らせしたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 私今、言っているのは、村長の提案理由の中にきちんと書いてあるから、それを結果としてどういうのをやったか聞いているのであって、4月12日に職員3名による補償対策班を配置したわけだから、その配置の中で誰か責任者がいたりなんだりしているんでしょうから、それはちゃんと後でもらえればいいんですけども。

では、次の。土壤クリーン化プロジェクトが5月28日にスタートされているんですけども、8項目の実証研究の成果と課題はどうであったのかをまず伺っておきます。

復興対策課長（中川喜昭君） ちょっと資料を持ってきておりませんので詳細の部分はあれなんですが、原発事故で農地関係に放射性セシウムが舞いおりたということで、4月22日にはそれらによっての避難区域という部分になったわけでありますが、農地についても、セシウムがあるということで耕作を村として作付制限をかけてきたということがありまして、これらに対しての今後の復興に向けてどうしていったらいいかということでの話が、国に出した中で多分、8項目の部分の話をしたのかなというふうに思っております。

その中で、一つは、まずは土壤でのセシウム状況についてどのような形になっているかという部分の、当時文科省かと思いますが、土壤調査をしていたなというふうに思っております。また、そのデータをもらいながら、また村のほうから農地の再生に向けて実証試験をしていただきたいという要請をしながら、ご存じのとおり、昨年はプロジェクトということで水田の除染という形での実証事業をやってきましたということあります。そのほかにも、牛のブランド牛の継続という部分も中にはあったかと思いますが、その中でのまずは成果としましては、土壤に舞いおりた放射性セシウムを取り除いた作業の実証、あとは取り除いた後の結果とか、これらについて農水省のほうから出していただいた状況になっているかというふうに思っております。そのような形で、出した項目全て取り入れられたという部分ではございませんが、村として農業の復興を目指すために国に要請してそのような形で進めてきたというふうに思っております。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 課長が言うのは大枠でそういうことなのかなと思うんですけども、わざわざ土壤クリーン化プロジェクトというのを立ち上げてスタートされているわけですけれども、それに向かって8項目の実証の研究をするんだと。それに従って、どんな成果が生まれたり、そこで課題はどんなものがあったのかというものをきちんと除染の心配をされている村民に周知すべきだというふうに私は思うので聞いたんですけども。ちょっと今の答弁をざらざら私が村民に説明しても、何がどうなっているのかわからないのではないか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今お質しのプロジェクトの8項目、手元にございませんので、その成果等については後ほど資料等を見まして答弁させていただければというふうに思います。ただ、その中の一つとしては、ふるさと帰還に向けた取り組みということで、農水省による実証試験が村内で行われたという一つの成果はあるということでお話ををしておきたいと思います。以上であります。

委員（佐藤八郎君） それでは、3月25日に高村昇氏、そのほかに山下俊一氏、杉浦紳之、中川恵一と、迎えての放射線のリスクを少なくして生活できるようにという講演会を実施してきたんですけれども、国からは年間20ミリシーベルトを超えるので危険地域だから全村避難指示が出されたわけです。彼らが村に入って、までいに各地区、数字的に資料を請求したんですけども、まだ出でていないんですけども、言ったことが、4月22日で一変したわけです。それをさせたのは執行部であり、県のアドバイザーを頼んだらその人が来たという、村長の違うところでの講演の質問に対しての答弁があるようありますけれども、結果からしては、放射能を知らない、教育も受けていない村民が避難しなくても大丈夫かのような講演を村全体くまなくまでいにやったことによって、多くの村民は被ばくしたという事実は生まれたわけあります。これは首長の村民の健康を顧みないやり方の手法だというふうに私はその当時から言っていますけれども。 ()

なぜそんなふうにやってしまったのか。今までの2次、3次、4次総の中で村にかかわってきた多くの学者や医者やいろんな方がいる中で、なぜこの方々を、20ミリ以内は何も起こらない人ばかりを呼んで講演をしたのか。その結果、村民は放射能はさほど怖くないという、この精神的な教育といいますか洗脳といいますか、したことの責任というのは、村長としては重いものだなというふうに今も私は思っていますし、そういう声を持っている村民は多くあります。なぜそういうことになって進んでいったのか伺うものであります。

村長（菅野典雄君） まず、はつきりお話をさせていただきます。ご存じのように、原発事故が起きた時点で、ほとんどの方は飯館村に避難をしてきた1,200人の対応を我々は一生懸命させていただいたということありますから、かなり飯館村は大丈夫だろうという思いはあった人も多くいたということあります。しかし、現実にはそうではないということはすぐわかったわけでありますので、直ちにやはり、一方で避難の対応をしていかなければならぬ、一方で放射能についてのいろいろな知識を多くしていかなければならぬ、こういうことがあったわけであります。放射能についてということで、残念ながら私たちは原発とは全く関係ないと思っておりましたから、放射能についての知識もゼロでありますし、また、避難訓練もしていないと、こういうことであります。 ()

15日でしたか、17日に福島県のほうから職員が応援に来ていただきました。頼るところはそこということで、ちょうど福島県がいち早く山下教授なり高村先生なりを福島県の顧問としたわけでありますから、その人たちにお話を聞きましょうと、こういう段取りをしていただいたわけでありますて、私たちはその人たちがどういう話をするかなども全くわからない中での講演会を開かせていただいた。多くの皆さん方がやっぱり聞かなければここはどうなのかわからないなということで、集まっていたいだいたということあります。その結果は、今、ご質問のあったように、とりあえずは大丈夫でしょうという話だったわ

けですが、結果的には後で20ミリシーベルト以上になるので出なさいということですから、そこに乖離ができたということで、間違いなく村民に大きな不安をつくったということは村として責任はあると、このように思っているところあります。

しかし、全くわからない中で、少しでも村民の放射能に対する勉強をしていただいてというところで起こったことでありますので、それは甘んじて受けざるを得ないと、このように思っています。しかし、今、申しましたように、19、20日には鹿沼のほうに対応もさせていただきましたし、また、一部はやすらぎのほうにもどうぞという話もさせていただいたということですから、全くそこに、何ら村として一つも対応してこなかったということではないということを理解をいただければというふうに思います。

その後の話でありますけれども、リスクを少なくして生活できるようにという話ではございません。何せ放射能については全くわからないということですから、どういう状況にあっても放射能について私たちは知識として入れていかなければならぬということです。何らその後については、こちらが故意的に、洗脳的に先生を選んだり、あるいはリスクコミュニケーションをやっているということでは全くございませんので、そこはぜひ誤解のないようによろしくお願ひしたいというふうに思っています。

委員（佐藤八郎君） 誤解はしていませんので。間違いなくそういう先生方を村民の放射能を教える立場に向かわせたのは村長でありますので、誤解も何もしていませんけれども。リスクを超えるためとは言いながら、そのときに放射線量は高かったわけであります、現実。そういう中の放射能のお教えする講演会であります。まして、やすらぎに避難というのではなく、やすらぎはそのときは線量が幾らあったんですか。

村長（菅野典雄君） 残念ながらはかった記憶は私のところではありませんが、少なくとも国が示されたのは飯館村のいわゆる南側が線量が高いと、こういうような新聞記事その他が出ましたので、少しでもやはりそこの方が村の別なところにと、こういうような配慮をした。これも何度も言いますように、もっと我々が放射能について知識なり、あるいは放射能の測定というものをしっかりと入れていれば違ったような対応もできたかもしれませんけれども、その当時は今、申しましたような対応をせざるを得ない、あるいは最大限努力はさせていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員（佐藤八郎君） じゃあ、現在は、やすらぎは幾らなんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 線量の部分でございますが、先ほど放射線量のモニタリングの部分で、今、3人体制で先ほどの仮設住宅等々を調べておりますが、現段階でやすらぎの線量を独自ではかっているというデータがございません。そういう意味ではやすらぎという部分ではございませんが、毎月、行政区単位で農地・宅地等を調べまして、その中でお知らせ版等でしておりますが、深谷でありますと、ちょっとやすらぎの近くという部分はございませんが、8月2日段階では3から4の数字が計測されている状況でございます。以上でございます。

委員（佐藤八郎君） 1年6カ月過ぎて、深谷、やすらぎではないけれども3から4というところに、その当時はもっと高い中に避難をさせて、避難をさせなかつたのではないという

ことをあちこちで講演の中で言っているようですけれども、避難はさせましたね、高いところに。そういうことなんですね。国からじやあなぜ、先ほど言いました学者、医者の方ですか、来て、20ミリシーベルトまでは体に何ら影響するものではないということを延々と各地区集会所を回って、誰でもみんな聞いたような講演をさせておいて、その上に立つてなぜ国は22日に、その前に提示はあったようですがれども、とても人が住める安全な地域ではないと、危険な地域だと、だから避難しなさいという指示が出たんですよ。県から職員が来て、県に頼ることが一番だと言いながらも、なぜじやあ国は20ミリを超えるから、危険なんだから全村民避難しなさいというふうに。その学者先生方、村長が連れて依頼した人たちと、国の決定の違いは一体どこにあって、どちらが正しいんですか。

村長（菅野典雄君） 重ねごとになりますが、当時は全く私もその他も放射能についての知識はないということの中で、いかに皆さん方に放射能について知識を得ていただくかということになりますと、どうでしょうねという話で、県の嘱託ということになりますか、アドバイザーといいますか、そういう方たちのお話し合いをお願いをしたということであります。その方たちがどのようなお話をするかというのも前もってわかつっていたわけでもございませんし、わらをもつかむ思いでその方たちのお話をしたということあります。しかし、それが全てという話にはなりませんので、一方では少しでも避難のできる方たちはお願いをさせていただいたというところでございますので、結果的には、1年ぐらい過ぎて、20ミリというのは一つの国としての基準ということで全員村から避難をしてくださいという状況が生まれたと、こういうことではないかなというふうに思いますので、その辺、ずっと筋道を考えながら考えていただければ助かるなというふうに思っています。できればそうお願いしたいというふうに思っています。（ ）

委員（佐藤八郎君） そうしますと、村長が鹿沼云々、やすらぎ云々避難、そういう指示を出して動いた前に、インターネットやら報道やら、いろいろ知識を得て村民は自主避難をしたわけです。特にインターネットが早かったのかな。そういう情報をきちんとキャッチして進めたわけでありますけれども、その方たちと村長の知識がない中での対応が大分食い違いがあるのかなと思えるんですけれども、その点はどうですか。（ ）

村長（菅野典雄君） 情報が、いわゆる今、ネット時代でその情報を入れていなかったと言われれば全くそのままかもしれません、私たち全職員、こういう状況になったときに、特に水が飲めないとかいろいろなところが出たわけでありますから、そこに対する対応をどういうふうにしていくかということで手いっぱい、精いっぱいのことをやって、いろいろな消防団その他のご協力をいただきながらやっていたということでございますので、もし今言ったように情報の不足が村民を大変な状況に置いたと、こういうことであれば、それはそれで私の責任として受けなければならぬと、こんなふうに思っておりますが、精いっぱいの対応はしていたことによってなかなか、より以上の情報は得る余裕もなかつたと、こういうことではないかなというふうに思っております。

委員（佐藤八郎君） 村では村づくりを進める上で、大変今までお世話なりご指導いただいた糸長教授が、京都の今中さんかな、と一緒にスピーディーの検証を村でして、スピーディーの実証はそのとおりだと、報告は村長にあったんですか。

村長（菅野典雄君） ありました。

委員（佐藤八郎君） いつあったんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 今のところ、ちょっと記憶はございません。

委員（佐藤八郎君） どうも村民の中で、この放射能のやりとり、講演、含めて、避難指示云々、健康の問題、ずっと総合してみると、今の村長の答弁があらわしているように、それなりの検証、実証がきちんと出された場合はそれなりの対応をすぐとるべきだなというふうに思うんですけども、それが少しおくれたのかなと、国の指示あるまで待っていたのかなというふうな思いがいっぱいなんですけれども。それで健康が本当に、無用な被ばくをしないで村民は済んだのかなと思いますと、そうではなかったのではないかなど私は思うんですけども、村長はどう思いますか。

村長（菅野典雄君） 人それぞれ思いはあるだろうというふうに思いますが、何度も言いますように、やはり15日が一番飯館村に放射能が降った日なのかなと、このように思っています。14から15ですか。そして、19日ですか、19日、20日は鹿沼のほうに避難というふうな段取りをしたわけですから、決してそこに余裕を持ったり、あるいは場合によっては遅まきという声もあるかもしれませんけれども、村としては最大の村民の避難先ということに対応をさせていただいたというふうに思っております。ただ、残念ながら、村民は、一人一人いろいろな条件を持っていました。まして家畜を飼っている農家だって多いわけありますから、さあと言われてもなかなかできなかつたという方も多かつたのではないかなどいうふうに思っています。私たちは最低でも2,000人ぐらいというつもりでいたんですが、結果的には村民は350人ぐらいだったということでも、村民の一人一人がいろいろな条件で、そう言われても簡単ではなかつたという環境があつたんだろうというふうに思っています。一方では、有無を言わせず避難をという声もなきにしもあらずですし、また、その権限は私にもあつたかもしれませんが、少なくとも村民の生活がそこでどういうふうになるのか、あるいは、その後の状況がどうなるのかということになりますと、ある一点だけでの対応という話にはなかなか私は決断はできなかつたということあります。いわゆる総合的に考えて、どのように村民にとってより、ベストはないけれども、ベターに近い判断をやはり与える、あるいはその決断なりあるいは避難の仕方をしていただくということが行政としては大切ではないかと、このように考えた結果でございます。それが、最終的に将来、正しかつたのか、正しくなかつたのか、あるいはもっといい方法があつたのか、残念ながら私も今、当然毎日のようにじくじたる思いの中で毎日毎日対応をさせていただいているということあります。

委員（佐藤八郎君） 先ほどの答弁の中で、村長も村民も役場職員も、当時は知識のない中なので、その対応だったので、どんな話をするかわからない中での講師選択、県に依頼したらその人だと言われたという話ですけれども、私、議員になって村長と長年やっていますけれども、村長がその人がどんな話をするかわからない交渉を頼んだことはそんなに、あるのかどうかわかりませんけれども、ましてやこんな、村民の命、健康にかかわることで、どんな話をするかわからないけれども中で頼んだんだなんて、村長、そんなこと村民の誰か信じると思って答弁しているんでしょうか。

村長（菅野典雄君） どんな話をするかわからないというちょっと極端な話をしたかもしれません、少なくとも、どういう話を村民の方にこの大変のときに皆さんに理解をしていただかということになると、やっぱりある意味では放射能に対する、原発事故でこの放射能が降ったわけですから、放射能の勉強をしていくということあります。それで、重ねの話でありますけれども、県のほうからの職員の方が、こういう人がいますのでお話を聞いていただければどうでしょうかねというのに、私は村長としてのさせていただいた。その根底には、その先生は長崎で放射能について長く勉強をし、また、住民との対応なりなんなりをしてきたということありますから、当然、私たちとしては、その範囲の中でぜひそれはお願いしたいと、こういうことになったということでございますので、話がわからなかつたという話に一言で言ってしまいましたけれども、内容的にはそういうことでございますのでご理解をいただければというふうに思っています。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、長崎大学だから、被爆地長崎だから……。よくわからないんですけども、村長の言っていることが。筋を通していくならば、今、村民にとって何が必要かという部分でいけば、放射能の話ですから、県内にも放射能に詳しい医師でもなんでもいるんですから、多分、広域の中では津波被害やいろいろで一緒の被害者だったので難しいですけれども、県全体を見れば県内にだってそういう人がいらっしゃるし、近隣にもいたと思うんです。なぜ長崎や近畿大学やら、そういう一定の方向、一定の論文、考え、本を出版している方だけを選んだのかが不思議なんですけれども、県からのお薦めだけなんですか。

村長（菅野典雄君） 近隣にもいらっしゃるし、放射能の話できる人はいらっしゃるという話なんですが、どこからもその情報を私たちは持っていないませんということなんです。ですから、そこの中で今、福島県が県のアドバイザーとしてお招きをした人がいますのでということになれば、当然私たちはぜひ、ではお願いをしますと、こういう話になったということありますので、何かそこにもっともっといろいろな人たちの話はあっていいだろうというふうに思いますが、その時点での最大の村民に対しての対応をということで考えた結果と、こういうことでございますので、お話をさせていただきました。

委員（佐藤八郎君） 去年の決算でないので出さないほうがいいかなと思うんですけども、今回、私ども無料で、放射線について、放射線と暮らしのあり方について話そうとする講師がおりまして、村に問い合わせたところ、村は、反原発、反核運動をしている方は村ではお断りするんだということでした。そうしますと、村長がこの3月25日から村に入れてきて講演会させてきた方々は、反核、反原発に全くかかわらない人だけを選んだということになりますか。

村長（菅野典雄君） その話はちょっとよくのみ込んでいないところでありますけれども、いろいろな人たちのお話を聞いていただいて、それぞれ村民が判断をしていくということだろうというふうに思います。ただ、やはり誰でもいいという話にはならないんだろうと思います。やはりそれなりに、先ほどお話ししましたように、その当時は全く私たちはどうなるのか、誰なのか、どうすればいいのかわからない中でやったことでありますけれども、だんだんだんだんいろいろな情報が入ったりなんだりしてきますと、いろいろな先生がお

られる。よく我々が一番悩むところは、そういう専門家でも、ちょっと言葉はどうかわからりませんけれども、右から左までおられるということでございますので、右の話を聞かせていただく、左だけの話を聞かせていただく。一番困るのは、一番不安になるのは住民であります。したがって、やはり人それぞれ思いは、あるいは研究課題はあるだろうとは思いますが、ある程度こちらも村民の不安がより助長しないような考え方を持っていかないといけないのではないかと、そのような中で考えているところであります。何度も言いますが、一番スタートは、そこまで思いは至らなかった。その方が右なのか左なのかもわからない中で、何せ放射能について勉強しないと大変なことになるなという思い、少しでも早く避難をしてもらうためにも、またそういうことも必要だろうと、そういうことで進めさせていただいたことということでございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君） それでは、質問をえますけれども、避難に当たってできる限り同じ並びに家族が住めるようにということで避難班と十分な調整をしてきたんだということでありますけれども、その成果、家族が並びになったり、ある程度顔をすぐ合わせられる状況にある避難者はどのくらいあるんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 実は、今でも悔やんでいるといいますか、あるいはご理解をいただきたいなという思いがあります。飯舘村は20の行政区で成り立ってきた村であります。ですから、多分、当初、私はできるだけやっぱり行政区を崩さないような避難ができればいいなという話をしましたが、残念ながらそれは全く崩れてしまいました。というのは、今、ご質問のあったように、できるだけ、放射能に対する対応ということでは子供を持っていらっしゃる方の避難を優先させなければならない。あるいは、高いところに住んでいらっしゃる方を少しでも早く避難させなければならない。こういうことになりますと、残念ながら行政区ごとという話は思うに任せなかつたということで、最初の私の思いはある意味ではもうくも崩れたと、こういう形になります。

しかし、一方で、一人一人の要望を紙に書いて出していただきました、全家庭から。多分そうだと思います。そのそれぞれの家庭の事情、希望を少なくとも一つ一つ丁寧に見させていただいて、全て満足というわけにはいきませんけれども、最大限の皆さん方の要件を満たそうということで、毎日のように夜遅くまでしっかりとその対応をさせていただいた結果が今回の一次避難の結果ということだと思います。ただし、残念ながら、何度も言いますようにパーフェクトではございませんので、その後、二次避難についての変化、あるいはまた、そこからのまたそれぞれの個人の判断なりなんなりでの対応を一つ一つ丁寧にさせていただいての結果が今に至っていると、こういうことでありますので、この避難に対して、避難先あるいは避難の状況というものは少なくとも村としては最大限の努力を払ってさせていただいた。残念ながら、住民にとってはそれが満点ではないということはもう何とも申しわけないというふうに思っていますが、そのつもりでいますということでございますので。お答えにさせていただきます。

委員（佐藤八郎君） 一次避難に当たって、そのようにして最大限の努力をしてあのような結果だと。二次になるに至っての調整というのは、どういうふうにされて現状のようになって、例えば同じ仮設の中に家族形態があるとか、あとは同じ町内にアパートがあるとか、

そういった家族が寄り添えるような世帯というのはどのぐらいあるんでしょうか。

生活支援対策課長（佐藤周一君） ご質問の、家族がどういう状況でというのをデータ的にまとめたものはございません。ただ、二次避難の状況ということで、先ほど村長も申し上げましたように、一次避難所の旅館等から仮設に移る際にもそれぞれご意向をお伺いして、まずできた団地の仮設から入居のあっせんをしていく。そういう中で、できるだけ家族のお住まいが近い関係で住まわれるほうがやっぱりいいんででしょうねというあっせんといいますか、ご相談をさせていただいてきたわけですが、なかなかそういういかないというのが二次避難の状況でございました。子供さんがいれば、やっぱり仮設よりは借り上げアパートを選択するということが多分優先されたんだろうと思います。それから、仕事、これも、浜のほうに仕事を持っている方も相当おりましたので、そういう状況の中では県北地方に住むというのもやっぱり難しいという状況があったんだろうと思います。それでも、二次に避難する際にはそれぞれ世帯の状況もこちらでも判断をしながら、できれば近いところに住まわれるよう、仮設の団地であっても借り上げと近い関係で住まわれるよう()いうような、そんなお話を申し上げ、あっせんに努めてきたという経過がございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） 課長はどういうふうに思っているか、村長はどう思っているかわかりません。ずっと仮設なり公営なり個人の、ずっと歩いて聞いていくと、やっぱり長年、飯館は1戸建て、それなりの土地を持った中で野菜をつくり、山から自然物をとったりしながら、自然豊かに、お金を毎日出さなくても人間らしいいい暮らしをしていたなというふうに思うであります。1年半余り、避難してから1年まだたちませんけれども、1年はたちましたか。そういう中ですけれども、早くそのような近い状況に戻さないと、だんだんと人としての考え方、見方、思い方がずれてきているなというふうにつくづく思うんです。この人、こんなこと言うようになったんだというのがいっぱいあります。そうしますと、家族形態が戻らないですよね、なかなかね。そのためにも、単純に、仮設に子供がいるからとか仕事の都合からとかって、本人の要望も重要ですからそれはそれですけれども、意図的にそういう部分。だから私も、一般質問で言いましたけれども、復興住宅も1戸建て、そんなにご立派なのはともかく、復興住宅ですから、それなりのもので家族をまず一緒に暮らさせるということに一生懸命やらないと、精神的な体の悪化もありますけれども、皆さんご存じのように、常時の年であれば10人内外が特別養護老人ホームにお世話になるという流れが、去年1年で48人もあったわけですし、死亡者数だって、いつもならもつとそんなに死ななくてよかったですを死んでいるわけですから、そういう過程にどんどん日々なっていくというのが実態だと。課長も村長もそういう思いはあるんでしょうけれども、具体的にこのことを本気に真剣に考えないと、復興、除染が復興のいの一番だ、それはそれでわかりますけれども、家族形態、人が住んで地域だからね。そういうところからいけば、もうちょっと考え方をきちんとしてないと、去年の決算ですから、そういう流れをきちんと総括して見直すところを見直してきちんと対応すべきだと、私はつくづく村民の避難した声を聞いて思っているんですけども。どういう見解をお持ちでしょうか。

村長（菅野典雄君） 今、この避難生活の中で少しでも早く元の生活に戻してやると、全くそ

のとおりであります。具体的にもっと真剣にやるべきではないかという話ですが、決して余裕を持ってやっているわけではなくて、全職員、真剣にやっているつもりであります。

そこで、少しでもその対応ということで、当初のときに飯館村はできるだけ1時間程度のところに避難をと、こういうお話をさせていただいて、今、南相馬、相馬と福島の間に人口の87%がここにおられると。それは結果的に、どうしてもこの避難生活、一緒に住めるにこしたことはないんですが、いろいろな事情で、それぞれの事情でできないとすれば、そこでまた、そのぐらいでしたらば時々行った来たもできるだろうし、また、転校の問題とかあるいは仕事をやめないで済むとかという話も出ていると、こういうことだろうというふうに思っているところであります。

もう一つは、最初、二次避難のところで2,650ぐらいの世帯だったのが今、3,100近くになっています。一方ではばらばらにということもこれは事実でありますけれども、もう一方ではやっぱり一緒に住みたいので、何とか落ちついていろいろ回りを見渡したらば1軒家があった、あるいは上と下で生活できるようになったと、そういうようなこともある。それにできるだけ我々は沿う形で対応させていただいていると。それが今のような3,100ということも入っているのではないかと、私はそう思っています。全くおっしゃるとおりでありますから、一生懸命やっぱり元の家族で住めるような状況に近づけるようにこれからも努力をしてまいりたいと、このように思っているところであります。

委員（佐藤八郎君） 損害賠償について何点か伺いますけれども、風評被害、営業損害の把握に十分に努めて、具体的な賠償請求、手法などについて収集した情報を村民に提供する、そういう方針を昨年の6月に出しておりますけれども、実態として収集した情報を村民にどのように周知されたりしてきたのか伺うものであります。

村長（菅野典雄君） 賠償の件は、近ごろ出てきた話でございます。区域の見直しが7月17日ということですが、その前後ぐらいに出てきた話でありますから、その間、かなりのやりとりをして、少しでもやはり村の、あるいはこの避難民の皆さん方の意に沿うような話はしてきたんですが、結果的に一応出てきたところであります。

なかなか、住民にとってはわからない、難しいことがありますので、東電のほうから出た文書は一回出させていただきました。それから、今、毎日のように座談会を開いているところでありますけれども、必ずその話は出させていただいて、とりあえずこのような状況になっているので、まだ全てが決まっているわけではありませんけれどもこのような状況ですという話はいつもさせていただいている。文書でということも考えているところがありますが、なかなかやはり、それも大切だろうとは思っていますので今後また考えてみたいとは思いますが、一番はやっぱり生の声で聞くということが大切だろうと、このようなことで、集まるところ、あるいは場合によっては今、仮設などにも歩き始まりまして、賠償の話はこのような状況に今なっていますので、心配しないでという言い方はないですけれども、どのような状況ですのでもう少しお待ちください、内容は今のところこういう状況ですよという話をさせていただいていると、こういうことでございます。

委員（佐藤八郎君） 昨年の6月の提案理由で申されたことを私は言っているんですけども、確かに具体的な数値云々については、最近具体的に出されたり、そういう方向づけが生ま

れたり、ある一定の要求が村民が思う方向に少しずつある部分もあると。12月にまた村長から、学習会・相談会を開催して賠償請求を支援していくということで、また12月もこういう方針が出されております。今、9月です。学習会・相談会を開催してということで、実施された中身や参加者数、こういうものは一体どういうふうになっているのか。決算委員会ですので、方針に上げたものをどれだけ村民のために遂行されたかというのが基本でありますから、お聞きしているものであります。

村長（菅野典雄君） こういう震災、いまだかつて、ちょっと言葉はどうかわかりませんが、全くの想定外のことが村の中に起きてしまったということですから、いろいろなお話をしながら、それがどれだけできたかできなかつたか、まさにもう一度、今まで話したこと、言ったこと、そういうものを検証しながらしっかりとやっていかなければならぬといふのはもうおっしゃるとおりでございますが、いかんせん、なかなか全て相手が放射能相手、さらに東電なり国が相手という中でやらざるを得ないということですから、相手あってのことで、こういうことでという話が思うに任せなかつた、あるいはできなかつたということもあり得ると、こういうふうに思ってはいます。ただ、それに甘んずることなく、少しでも村民の立場に立って、やはりしっかりと言ったことやつたこと、あるいは約束したことをやっていくというのが我々の役目であり責任だろうと、このように思つてはいるところであります。（ ）

なお、懇談会などなど、ちょっと整理されているかどうかわかりませんけれども、少なくともかなりの回数をやっております。例えばまでの計画の説明会、あるいは避難解除の区域の見直しについての説明会あるいは除染についての説明会、回数にすると多分、ほかの避難自治体の3倍、4倍はやっているといふうに思っています。それでいいということではございませんので、少しでもやっぱり皆さん方の声を聞き、我々の実情を生のところでお伝えをするというのが、飯館村の基本的な考え方ということで進めているということであります。最後に、住民のほうからはまだまだ不満はあるということは十分わかっているつもりでありますので、これからも努めていきたいと、このように思っております。（ ）

委員（佐藤八郎君） そうしますと、確認しておきますけれども、収集した情報を村民に提供するということは、懇談会の中でその時に国が出されたものを紹介をし、説明をしたと。あとは学習会・相談会を開催しということですけれども、それは東電とか農協とか商工会とか、そういう他団体の中でやられて、村としてはそういうものは開催していない。したがって、参加者数も件数もわからない、そういうことでしょうか。（ ）

村長（菅野典雄君） いや、データを拾えば今までの回数なり人数なりはある程度出るだろうといふうに思っています。ただ、まだまだお約束してできないこともある。私の今、さと頭の中から出てくるのは、若い人たちとの懇談をやってくれないかとか、あるいは農業についてのその人たちとの話し合いをしてくれないかとか、そういうものに対してぜひやりたいと、このようなお話をしているところでありますが、残念ながら毎日のように次の課題の座談会なりなんなりが夜、入ってきたりしていますので、思うには任せないんですが、いずれそういう人たちの、いわゆる今までのどちらかというと行政区単位あるいは避難先の単位ではなくて、もっとやっぱり小まめの対応というのもしていかなければな

らないというのは心の中には詰めながら、まだできないという状況でいるということでございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君） データ処理は、出てくる部分、じゃあ、収集した情報はどんなことで、村民に提供したのか。学習会・相談会はいつ、どこで開催して、参加者数と相談の件数は幾らあったのかは出てくるということなので、数的には後でいただきたい。

健康福祉課長（藤井一彦君） 先ほどの佐藤委員からありました健診についてのご質問でございます。まず、追加した項目については、県民健康調査の部分であります。今、やっております村の総合健診の項目とあわせて実施をさせていただいております。項目については、県と村で共有をさせていただいております。個々の受診された皆様への結果通知については、受診者に配付をされているところであります。また、追加された項目につきましては、23年度から実施したものでありますので、前年度の比較はなかなかできない状況ではあります。しかしながら、健康県民調査の目的は、この調査を継続して実施していくことで住民の健康を守っていくことだというふうに考えております。しかしながら、今回、追加した血液検査の結果からは、放射線の影響によるものは見られないということであります。一方で、今まで行っている血液検査の中では、高血圧であるとか高コレステロール血症でありますとか糖尿病などの生活習慣病の悪化が非常に多く出ているというような状況ですので、これからはこの辺の対策が必要になってくるかと思います。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 今の答弁ですと、直接、受けた人たちに県から届けられている。傾向としても血液検査によってのデータというのは、村ではつかんでいないということですか。

健康福祉課長（藤井一彦君） データとしてはございますし、そういう健康に影響はないということでお話を聞いております。（「村にあるかと聞いているんです」の声あり） 村にございます。

委員（佐藤八郎君） 村にあるとすれば、血液検査によって震災前とその後においての血液検査で出るもののがどういうふうに変化しているのか、村民の健康状況はわかるということでしょうか。

⑤休憩の宣告

委員長（大和田和夫君） ここで喫飯のため休憩をいたします。再開は13時10分といたします。

（午前 11時58分）

⑥再開の宣告

委員長（大和田和夫君） 再開をいたします。

（午後 1時10分）

健康福祉課長（藤井一彦君） 午前中の佐藤委員からの質問でございますけれども、データがあるとすれば基準値との比較で分析したデータはないのかとのご質問でございますが、村は細かいデータ分析は行っておりません。調べましたところ、放射線の影響を評価する基準値というのは、まだないということでございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、基準値はないということで、放射線量云々はないので出せない。そうしますと、健康状態について今後、こういう部分は、食事も含め、運動も含めて注意しましょうとかと、そういう方向性もその中からは見えないということですか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 今言った運動とかそういった食事とかについての健康指導の部分でございますけれども、これにつきましては從来から行っている健診の結果である程度把握ができますので、そういった生活習慣病の指導なんかについては今後もやってまいりたいと考えております。

復興対策課長（中川喜昭君） それでは、私のほうからは、午前中佐藤委員のほうからいただきましたプロジェクトの部分でございます。土壤クリーン化プロジェクトということではありますが、村では4月9日から農業についての再生プロジェクトという部分を国の方へ提案ということで計画づくりをしておりました。5月6日に当時の農林水産大臣であります鹿野大臣のほうに「農業者に関する賠償・補償について」という部分の提言書的なものを出した際に、先ほど言いましたプロジェクトの提案をさせていただいたという部分でございます。

内容的には、先ほど答弁しました内容と重複しますが、まずは飯館牛ブランドの保護・育成のプロジェクト、あとは、お質しいただきました土壤クリーン化プロジェクトということであります。飯館牛についてはブランド化の保全を図るということで、母牛を早期に移動し、ブランド牛の生産の継続を図ることというようなことで上げております。あとは、土壤クリーン化プロジェクトという部分では、土壤中のモニタリング調査とか農畜産物モニタリング、あとは放射性物質の除去・低減技術の開発という部分を村として国の方に提言しながら要望してきたということであります。

その成果としましては、まずは、先ほども言いましたように、農地の放射性物質の除去・低減技術の開発ということでは、5月6日に要望等を出しながら、5月28だったと思いますが、すぐさま実証事業のプロジェクトチームをつくっていただきまして、飯館村では6カ所ほどで農地の土壤除染の部分をモデルとして行うということでございました。八和木あとは向押地区を農地としまして、国が考える除染方法の実験をしていただきまして、その技術適用ということでは、5,000ベクレル以下は反転耕とか、5,000ベクレル以上は剥ぎ取りというような部分を出していただきまして、今回、国が定めました農業再生プランの中でも、飯館村で実証した内容が今回のプランの中にもそのまま吸い上げられているという部分で、村での実証事業の成果があったかなというふうに思っております。

あと、飯館牛ブランドにつきましては、避難に当たりまして村内におきました優良品牛を導入した方々への支援ということで、避難先で農業をされる方々への支援というようなこともやっけてきているということであります。即座にあとは事業として起こせませんでしたが、土壤のモニタリング調査、あとは食品、農畜産物のモニタリングという部分についても、国の支援等をいただきながら、機器を購入しながら進めてきたという状況でございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 土壤クリーン化プロジェクトの内容はわかりましたけれども、先ほど言った風評被害の営業損害云々で、データを拾えば数的には出せるということだったんすけれども、出せるんでしょうか。あとは、職員3名による補償対策班を配置したやった部分の4回にわたる政府に提出した内容等の成果ですね。あと、東電の対応状況の問題点というのはどういうふうに村として把握してまとめられているのかを聞いておいたんです

けれども。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 補償対策班として3人の職員が対応に当たっていたわけですが、その当時の政府に対する意見・要望をまとめたもの、資料ということで今準備をいたしておりますので、後ほど配付をしたいと思います。

総務課長（中井田 榮君） そのほかの懇談会等の出席の状況でありますけれども、23年の10月19日から計画的避難に対する村の対応についてというようなことで、方部ごとに、あと仮設ごとに、さらには、区域見直しについて24年4月9日から方部ごとにこれも開かせていただきまして、さらにはことし7月26日から8月7日まで復興計画アンケートの賠償について各地懇談会を計37回ほど開かせていただきまして、合計2,852人の参加のもとに懇談会を開かせていただいたところでございます。

委員（佐藤八郎君） 懇談会は、それなりの数字なり、私も、出られない回もありましたけれども、ほとんど出ましたのであれですけれども。この風評被害や営業損害の把握なり、東電が行っている対応状況の問題点把握なり、そういう部分はどういうふうに昨年の中ではまとめられておられるのか。最近になって出た問題も先ほど村長からもありましたけれども、昨年の中ではどういうまとめられ方をしているのか。やっぱり被害に遭った村民のためには、できるだけ損害賠償をしていくという立場に立っていくのが当たり前だというふうに思うのでありますて、その点では村民個々の賠償請求というのはなかなか難しいところがあるというふうに村も見ておりまますし、私も見てまいますので、だから、村としては東電の対応状況の問題点はどういうふうに把握してまとめられているのかという部分が大事になるのかなと思うんですけれども。

副村長（門馬伸市君） 東電への賠償請求、特に高齢者の皆さんには請求する手順がわからない、書き方がわからない、そういう方がかなりおられました。早速、村のほうとしては、東京電力のほうに仮設ごとの相談会をとにかく開いてほしいと。当時は、飯館だけそういうことはできないと、そういう話がありました。しかし、現実として書き方がわからないわけですから、借り上げ住宅まではなかなか難しいんですけども、仮設住宅単位にはぜひやってほしいということで、それはやっていただきました。その後、さらに個別に、やっぱり説明会を開いても用紙を見て書けないわけですよね。そういう場合は、具体的に要請をしていただきました。全部手を挙げたわけではありませんけれども、その方については訪問指導というのか、東京電力のほうで訪問して書き方の指導もしていただきました。完全ではありませんけれども、その都度その都度、できるだけのことはやってきました。

委員のほうからも常に言われるんですけれども、納税相談のように相談会を開くべきだと、こういう話でありますけれども、これはなかなか今の体制の中で非常に難しい面があるので、ことしの4月から生活支援対策課を新たに設けてそれぞれの個別の相談に応じていると。さらに、弁護士さんも頼んでおりまして、週1回の限られた時間ではありますけれども、予約制で、わからないという方の対応もしてきました。それで十分だとは思いませんけれども、さらに請求しやすいような対応を取り組んでいきたいと。

それから、納税相談会、申告があったんですけれども、そのときにも、全会場でということかどうかわかりませんけれども、相談に乗って、ここはこういうふうに請求できます

よという話も職員がしておりました。ですので、今後もできるだけ請求者側に立って、できるだけ請求できるような、そういう体制をさらにまた強めていければと、こんなふうに思っているところであります。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 副村長の説明と関連するわけですが、2回ほど住民向けには損害賠償手続についてのチラシというか、案内を出させていただいておりまして、23年の9月下旬、それから12月ということで、中身は少しずつ違うところがあるんですけども、2回、A3の両面のものを二つ折りにして出させていただいております。主な中身でございますけれども、いわゆる損害賠償について少しでも疑問、不安な点があつたら相談しましようということで、村で顧問弁護士による相談会などのご案内をしております。それから、2回目では、請求しなければ賠償金の支払いはありませんということで、請求の手続をしましようというようなご案内をしてございます。それらの中身について、東電の相談会場の案内も同時にしておりますが、村としても顧問弁護士という対応をしますというようなご案内をしているところでございます。（）

委員長（大和田和夫君） よろしいですか。

冒頭にも申し上げましたように、資料請求をしておいたわけなんですが、教育課の通学の状況、人数、それから健康管理はどうなっているのかという請求と、あと、小中学校の入札、これ随意契約なのか一覧表で提出と、あとは、生涯学習課に、子供が参加したプログラムの結果の場所、人数、この請求はまだいただいておりませんので、いつこちちらに届くのか、これ質疑にかかる資料ですから、至急提出するよう求めます。あと、保健福祉課の平田村の受診に対する数と結果の一覧表、あと、生活支援対策課に、一次避難場所の施設の入居者の人数と施設名、この資料がまだでございますので早急にお願いしたいと思います。

そのほか質問ございませんか。

委員（松下義喜君） それでは、何点かお聞きしたいと思います。

「きこり」の震災復旧工事、工事請負費でやっておりますが、今後、どのような活用をするのかお聞かせ願いたいと思います。（）

副村長（門馬伸市君） 今後の利用ということですが、現在、除染のほうの仕事で請負業者が貸してほしいということで要請がありましたので、現場を見ていただきました。それで、宿泊施設のほうはいろいろ問題があるので、問題があるというのは今後の利用の件でがたがたにされるとこれも困りますので、1階の部分だけ、新しい増築した部分も含めて、1階だけを貸すように手配をしているところであります。

委員（松下義喜君） あとは、飯館牛ブランド継承奨励事業の補助金ですが、136頭に10万円で、これ確認なんですかけども、これは拘束的に、何か縛られるものがあったでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 飯館牛ブランドの支援事業ということありますが、この事業につきましては、当時避難されるときに競り等に出した農家の方々がいるということで、今後、避難先において、優良品牛ということで、村のリストに載っている優良品牛を購入していただいて避難される方ということで、その方々には1頭当たり10万の支援をしてきたということあります。そのような補助事業の内容で進めさせていただきました。以上

であります。

委員（松下義喜君） そうすると、結局は、避難に当たっての助成だというのは、多分、継承するための優良牛の導入の支援をしたというだけで、何も縛られるものはないという考え方で結構なんですね。

復興対策課長（中川喜昭君） 先ほども村として、今後、農業の再生をするには土壤の除染という部分もありましたが、一方では飯館牛ブランドの継続性を図るという部分も必要だろうということの一環でやった事業でありますと、縛られるという部分は多分にして避難先において牛の状況の話なのがなというふうに思っておりますが、昨年、避難されてから、春先、若干確認等を、牛の飼養頭数の確認をしているところでございます。ただ、優良品牛が今どのような状態にいるかという部分は、今年度も助成事業を持っておりますので、現地に向かいながらその辺を確認したいなという思いはあります。それが、放したから云々という部分は、状況を見て検討してまいりたいなというふうに思っております。以上であります。

委員（松下義喜君） 違う質問なんですけれども、太子堂住宅団地造成工事……

委員長（大和田和夫君） 松下委員、ページ数を示してからお願ひします。

委員（松下義喜君） 50ページの大師堂住宅団地造成工事なんですけれども、繰り越し明許になっているんですが、どういう仕事が残っているのかお聞かせ願いたいと思います。

復興対策課長（中川喜昭君） 住宅団地、いわゆる分譲地造成工事の部分でございますが、23年の震災前でありますけれども、その当時、工事的に造成をある程度進めておりましたが、湧水によって地盤が緩んできているとか、その影響を調べましたら水が湧いているところがあるとか、あとは腐食土があるということで、このまま進めたのでは住宅を建てる造成地としては適当でないという判断をして、そこの地盤改良等を進めるということで、繰り越し明許をしながら地盤の改良を進めるという形で繰り越し明許をしてきたというところでございます。以上であります。

委員長（大和田和夫君） よろしいですか。

（） そのほかございませんか。

委員（飯樋善二郎君） 何点か確認を兼ねて質問をさせていただきます。

まずは、健康係ですか、28ページ、内部被ばく検査、これは平田村で今年の3月29、30日に305人実施したということになっていますけれども、この検査の結果は個人には多分届いていると思うんですが、全体の検査の結果というのは村では把握しているんですか。まずお伺いします。

健康福祉課長（藤井一彦君） 村で把握をしておりまして、実効預託線量が1ミリシーベルト未満の方が305人、それ以上の方はゼロという結果でございます。

委員（飯樋善二郎君） 全員1ミリ以下で異常なしということなんですね。県でもほかに茨城県で同じ検査を実施していますけれども、この結果はどうなっているのか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 県で受検をさせていただいた結果でございますけれども、受検者数が1,737人でございます。結果でございますが、実効預託線量1ミリシーベルト未満が1,736人でございます。1ミリシーベルトの方がお一人だけいらっしゃいました。それ

以上の値はなかったという結果でございます。以上です。

委員（飯樋善二郎君） まず、現在のところ異常はないということなんですかけれども、このことについては私も、非常に健康に関する住民の認識の違い、これが大きく左右されて、検査をしない方も何人かいいるというふうに聞いていますし、当然、村ではあづま脳神経外科に独自にホールボディーカウンターの内部被ばく検査の機能を有する検査を継続するということですが、今後も継続していった場合、現在では何ら影響がないということですが、過去の例からしても四、五年後に何人かの方に影響が出るんじゃないかということなんですが、ずっと継続してこの検査を続ける考えはあるのかどうか、もう一度お願ひします。

健康福祉課長（藤井一彦君） この低量の放射線の被ばくについては、まだわからないところがあるということが県の特措法なんかにも書かれていますので、村としましてもこの内部被ばく検査は継続して実施してまいりたいと考えております。以上です。

委員（飯樋善二郎君） 次に、甲状腺の検査も、先ほど私、日にち間違いましたけれども、3月29日、30日に302人ですか、受検していますけれども、これにつきましてもそれぞれA判定、B判定、C判定、あったわけですが、この結果も村ではどういうふうにとらえて、どうこれから対応するのかまず伺っておきます。（ ）

健康福祉課長（藤井一彦君） これも、A1判定、A2判定までございますので、今のところ、継続して結果を追っていきたいというふうに考えております。以上です。

委員（飯樋善二郎君） 報道にもありましたように、甲状腺に異常のある方、検査、18歳未満の対象者の中で3割以上の方が小さいのう胞があるという結果も出ています。これが今は特に再検査の必要はないという報道なんですが、先ほども言いましたように、これも後ほどどういう影響が出てくるのか、継続してやはり今後もこの結果、状況を考えいかなければならぬと思うんですが、どういう考え方をお持ちですか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 甲状腺のがんについては、今までの所見ですと、四、五年ぐらいから出てくるといったものがチェルノブイリなんかの治験から出されている結果だと思います。ですので、甲状腺の検査につきましても継続して実施をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。（ ）

委員（飯樋善二郎君） このことについては、県としても非常に、今現在、検査されている方に多く3割以上の人人が異常があるということで、これが本当に通常の、影響を考えない、ほかのところにもこうした要因があるのかどうか、再度ほかのところでも調べるといふことも今、報道がされていますけれども、これについては認識はどういうふうにとらえているんですか。

健康福祉課長（藤井一彦君） まず、こういった精密な甲状腺検査を非常に多い人数で実施をしたということは今まで日本ではございませんで、今回こういった、「異常」というのかよくわかりませんけれども、5ミリ以上の結節があるという方が3割程度、A2判定ですね、いらっしゃるということでございます。これが放射線の影響かどうかということについてはまだよくわからないところがございますので、県として、福島以外の放射線の今回の原発の影響を受けない県で三つぐらいというふうに聞いておりますけれども、そこでそれぞれ1,500人程度の、トータルで4,500人ぐらいの方の精密な検査をするということで、

それとの比較をすることで福島県の状況がどうであるかというのを知るための調査を行うということだと認識しております。以上です。

委員（飯樋善二郎君） 今後もこのことは注意深く見守っていく必要があるなというふうに私は認識しております。質問を変えさせていただきます。

29ページ、福祉係ですね、災害弔慰金支給事業、それぞれ認定された方で500万が7件、250万が23件という説明がありましたけれども、この認定についての基準、それから状況判断、どういう形でやっているのかお伺いをいたします。

健康福祉課長（藤井一彦君） これは、一つは、今までこの対象になりました山古志村の基準を参考にさせていただいております。今回、津波でありますとかそういう直接的な被害で亡くなった方については非常に明らかに認定がされるわけですけれども、原発事故というのは非常にその判断が難しいというふうに考えております。審査会の中では、例えば今まで入院されていた方が避難によって一時治療を受けられないような状況で例えば早く亡くなれたとか、状況が悪化することでもう少し長く生きられたのではなかろうかというような方が認定されているというケースが多いかなというふうに考えております。そのほか、これはケース・バイ・ケースでございますので、あとは審査会のほうにお諮りをしてやっているところですので、村としての意見というのはなくて、その審査会の中でそういったご議論を十分にやっていただいたて、審査の結果を出していただいているところでございます。以上です。

委員（飯樋善二郎君） 現在まで30名ですか、認定されているわけですけれども、認定されなかった方もかなり多くいると思うんですが、何人ぐらいなのか把握していますか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 23年度いっぱいまでの状況をまず申し上げますと、全部で申請数が59件ございました。6回の審査会をやりまして59件のうち30件について認定をさせていただいたと。ですから、あと29件については不認定という形になっております。その後、9月1日現在の状況でございますけれども、全部で、審査会で審査をしているのが85件、それで、認定をされた方が39件、認定されなかった方が46件という状況になってございます。これはやはり、震災から大分日にちがたちまして、最近になって例えば末期がんが見つかって出されたといった方については、なかなか震災との関連というものが認められないというようなことでありまして、これも審査会に全部諮ってやっていることでございますけれども、時間がたてばたつほどなかなか認定するのが難しくなってきてている状況だというふうに認識しております。以上です。

委員（飯樋善二郎君） 質問を変えさせていただきます。

同じく福祉係の32ページです。グループホーム等における利用者負担の軽減事業でありますけれども、これは避難の住民を緊急的に受け入れし、かつ家賃等の費用負担軽減を図ったということですが、これは実態としてどういう場合の軽減を図ったのか伺います。

健康福祉課長（藤井一彦君） グループホーム等における利用者軽減負担事業でございますけれども、これはちょうどこのページの一番上に障害者等の災害臨時特例給付費というのございまして、これは施設入所されている方の食費、居住費の減免ということを最初に行つたということでございます。グループホームについては、これはサービス上の扱いは在

宅サービスの範疇に入ります。しかしながら、当初、施設入所の方の食費とか居住費については軽減されていたわけですけれども、グループホームの方には減免が行われていなかったということで、そういう不公平感があるとの理由で追加でされておりまして、グループホームに入っている方への食事、居住費の軽減ということになります。それで、実績としては15人の軽減措置を図っております、ただ、この事業につきましては事業者を通して補助を行うということで、補助金という形でやっているということでございます。以上です。

委員（飯樋善二郎君） 15人を対象に助成をしたということですが、具体的にはどこのグループホームなのか、村内の施設なのか村外の施設なのかもう一度。

健康福祉課長（藤井一彦君） これは全て、村外のグループホームでございます。

委員（飯樋善二郎君） もう一つ質問させていただきますけれども、39ページ、商工観光係です。新規高卒者の雇用促進奨励金ということで5名を対象に交付したわけですけれども、実態としてこれは継続雇用されているのかお伺いいたします。（ ）

生活支援対策課長（佐藤周一君） 5人とも継続雇用されているとのことでございます。

委員（飯樋善二郎君） 今後の復興のためには、こうした事業が最も重要視される取り組みの一つかなというふうに思います。これが今も継続雇用続いているということで、一つは安心した部分なんですけれども、今後もこういうことはやはり続けるべきではないのかなと。そうしたことが村の若い人たちの帰村にもつながる、復興にもつながる大事な要素だと思いますが、村長、どう思いますか。

村長（菅野典雄君） アンケートでもわかりますように、また、この放射能の災害の特異性といいますか、若い人たちがなかなかそう簡単には村に戻らないと、こういうことでありますから、あらゆる若者の対策をしていきながら、あくまでもそれは、何ていいですか、息の長い中で考えていく形でないと若い人たちにやっぱり大変な踏み絵を踏ませると、こういうことになるんだろうというふうに思いますから、いろいろな形でその対策は講じていきたいと、このように思っております。以上であります。（ ）

委員（飯樋善二郎君） 今、お話をされたとおりだと思いますけれども、やはりそのほかにもこのことで取り組みやすい対応、それはずっと私も言っているように、新たな支援ということで、村外から通うわけですよね、当然、新規の方は。そうした支援策も当然求められるのかなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

村長（菅野典雄君） どういう形がこれからいろいろ考えられるか、今、復興準備委員会のほうでより具体的な案を一つ一つ丁寧につくっていきますので、その中で、今お話をあったようなこと、あるいはその他の村外からの、対する支援というものを考えていきたいというふうに思っているところであります。

委員長（大和田和夫君） よろしいですか。

そのほか。

委員（大谷友孝君） 何点かお尋ねをいたします。

まず、決算規模で今までにない11億を超える黒字決算になったと。要因については、とうとう書かれておりますけれども、まずこのような決算になったということでは村長のお

考えをお聞かせいただきたい。

村長（菅野典雄君） 23年度の決算ということでありまして、正直申し上げて、予算のことが頭から離れたということはないんですが、実際はもう、23年度、村民の避難生活に対するどういう対応をやっていけばいいのかというので頭がいっぱいになっていたと、こういうことがあります。ただ、とても対応は、今まで想像もしていなかつたいろいろな事業なりあるいは予算が出て行くと、こういうことでありますので、やはり一方ではその対策をしっかりととしていかないといけないと、こういうことで、先ほど答弁あったように、一方では国の方に特別交付税の増加を要求をしてきたところであります。その結果、かなりいろいろなことが来ましたので、結果的には多くのお金が単年度決算では残ってしまったと、こういうことがあります、実は先ほど菅野委員からも質問がありましたように、本来は住民の生活支援なり、あるいは復興のためにということですから、そういうところに入れるというのが本来ではなかったのかなという気はします。ただ、今までの常識からすれば、出たものはいわゆる財調基金に組み入れると、こういうような考え方で来たということも一つあるなど。それから、やはり財調に入れておけば、議会の皆さんとの話し合いいろいろな使い道ができるのではないかと、そのような形で、財政的には単年度的には大変余裕のあった形になったということですが、ご存じのように、これから復興にはもうかなりの施策が必要でありますし、かなりの予算が必要だと、このように思いますので、この余裕というものを、単年度の予算の余裕というものをむしろ忘れて、今まで非常にしっかりと予算の使い道を厳密に考えていくながら、もし多く使うとすれば、それは今、前のご質問にもありましたように、復興に向けて、あるいは大変な思いをしていらっしゃる村民のためにと、こういう使い方に意を用いていくというのが行政としての大切な予算の執行の仕方ではないかと、このように思っているところであります。

委員（大谷友孝君） まさにそのとおりだと思うんです。確かに黒字決算をし、財調に積み立てる。縛りのない金ですから、村長が言うように自由に使えると。こういうものが幾らでもふえるということはいいことなんだろうというふうに思いますけれども、やはりこの予算については、積算根拠あるいは事業の根拠があつての要求だろうというふうに思うわけあります。黒字決算でよかったですやという考え方も一方ではあるでしょうが、じゃあ果たして、村民のために、村民が要望した事業が執行されたんだろうかという疑念と申しますか、もっと村民に還元をしていくべきではなかったのかという事業もあったのではないかというふうに思いますけれども、この震災特別交付金、この中で当初、計画はしたが、繰り越し明許の部分については承知をいたしておりますけれども、その他、実行できなかつた事業等はあるのかどうかお尋ねをしておきます。

総務課長（中井田 榮君） 先ほどのご質問の中でもお答えしておりますけれども、実は5月31日に要望書をお出ししております。その中で五つほど経費の見積もりをしながら進めてきたというふうなお答えをしていますけれども、細かく見ていきますと、まず一つ目の災害対策本部の経費でございますけれども、二つあります、モニタリングの調査、避難先確保に関する事業、二つ上げてあります、ここで1億8,700万ほど上げておりますけれども、大体、前のご質問でもお答えしましたように、その後の国県の補助事業なんかも入

れながら進めてきた関係もありまして、最終的にはほとんど一般財源がかからないような状況の中で進めております。

さらに、二つ目の災害弔慰金及び災害見舞金の経費でございますけれども、これも全て、災害救援見舞金事業につきましては1億9,600万ほどこの要望では上げておりますけれども、ほとんど全て寄附で賄ってきたというふうな状況もありますので、かかっていないと。

さらに、大きな3つ目の行政機能の維持に関する経費でございますけれども、これは二つありますと、ネットワークシステムの再構築の経費2,000万、あと移転に関する経費8,000万、1億ほど見ていましたわけありますけれども、実際はいろいろ補助金もあって1,000万ほどしかかからなかった。

さらに、大きな4点目の被災者支援に係る応急対応の経費でございますけれども、これも避難生活に係るものとの経費でございますけれども、2億5,000万ほど見ております。その後、10分の10の国県の補助が入ったというようなこと也有って、これまたほとんどかからなかった。あと、その他の災害関係の経費でございますけれども、これも避難者の健康相談、さらには住民の動向の把握のシステムの設置の経費も含め、さらには特別会計の繰出金も入れて5億6,000万ほど見積もりをしながら要求したわけでありますけれども、簡水、農集排については2億ほどで済んだ。そのほかの経費につきましては国県の補助事業も見ていただいたというようなことも也有って、余り予算ベース以上にはかからなかった。トータルとすると、この厚い決算書を見てもらえば数字が上がっておりますけれども、決算額で14億、9.1.6の災害対策費では14億円ほど最終的には決算ベースでかかっておりますけれども、特交につきましては、お答えしましたように20億ほど要求をしまして最終的には10億ほどの特交がついたというふうなことで、国県の補助事業も使いながら、さらにはこの特別交付税が入ったというようなことで積立金がふえたという形になってございます。

村長(菅野典雄君) できなかつたことは何なのかというご質問だったような気がしますので。大体大まかなところは、議会の皆様方にご相談させていただきながら、ご承認をいただいてやってきたなというふうに思っていますが、なかなかできなかつたというのは、内部的には、人の不足が、なかなかできなくて困ったということ、それから、村民に対しては、いわゆる仮設にしろ何にしろ相手があつての話でありますので、こういうふうにしていただきたいと言われてもなかなか、自前の村であればいろいろなことができたんですが、それができなかつたところがあるなというふうに思っています。それ以外は、教育の話、あるいはその他の生活者の避難に対するものは、どちらかというと仮設のほうは県のほうに上げてある程度我々がやれるところはやつてきたと、こういうことではないかなというふうに思いますが、こんなことが欲しいという住民の希望は非常に小さいわけなんですが、その小さいのが思うに任せないという、こちらとしては申しわけない、あるいはいらいらするというみたいなところができなかつたところかなと、このように思つているところであります。以上であります。

委員(大谷友孝君) いろんな説明会、懇談会の中では、確かに仮設住宅からの要望あるいは戸建て、1戸建ての住宅の要望等々があつて、今年度、大分動きが見えてきたようであり

ますけれども、この23年度の反省を24年度にはどのような形で実行あるいは計画をされているのか、23年度の結果を踏まえてお聞かせいただきたい。

村長（菅野典雄君） 23年度、大体のこの避難生活はある程度落ちつかれたのかなと、こう思っております。まだまだ小さい要望はある。できるものはやりますが、今申しましたように、相手の自治体の話とかあるいは借りている施設の問題とか、常に相手との兼ね合いがあるのでどうしようもないというのは、なかなか、申しわけないけれどもできないというところもあるうかなという気がします。そういう中で、多分、23年度、どちらかというと避難を精いっぱいやってきたということありますから、24年度に向けては、多分、村民の健康と除染あたりがやっぱり柱になるのではないかと、このように思っているところであります。いずれにいたしましても、今のところ、人の不足というところにぶつかってくると。もちろん多くの村民にお手伝いをいただいているが、そういう形でない行政としての仕事も非常に多岐にわたっておりますので、その辺をこれからどうしていくかというところがより住民の要望に少しでも応えられる体制と、こういうことになるのではないかと思っているところであります。

委員（大谷友孝君） 質問を変えますけれども、佐野委員からも出ましたそれぞれの滞納繰り越しの件でございます。今年度不納欠損額、まさにこれなら仕方のない措置だろうなど、件にとどまつたところは評価をするところでありますけれども、23年度を考えますと、避難の中で、滞納があったにせよ、督促するというのはやっぱり人道的にいかがなものかというものがあったんだろうというふうに思います。よって、先ほど村長の答弁もございました。一定程度、財物補償がされればお願いをするということありましたけれども、やはりこのような状況にあっては強い督促というものはなかなか難しいだろうと。しかし、避難中であっても滞納している後ろめたさというか、そういうものは抱いておる方がほとんどだろうなというふうに思います。そういう苦悩やら、村民が滞納を抱えた今まで苦しい気持ちのうちを解消してやるのも住民サービスの一つなんだろうというふうに思いますが、24年度以降、滞納繰り越しについての取り組みの考え方、姿勢についてお尋ねをします。

村長（菅野典雄君） 去年は前半は全くそういうことはやめるようにと、こういうことでありました。しかし、一方で、このようなときに未納に対して、滞納に対してこちらのほうから強く出るのはいかがなものかという思いも当然あって当たり前であります。また、これからの方としては、当然、このときを逃してはむしろ大変だろうと、相手のためを思っても大変だろうなというところもあるなというふうに思っています。幸いに、全てと言いませんけれども、ある資金の中では100万単位のお金の未納を払ってくれた方も何人かおられると、こういうことでありますので、そうしますと、やはりこちらのほうの対応といいますか、アプローチといいますか、どのような誠意の中で、相手のことを考えながらの、伝えながら、未納対策にご協力をいただくかというのが大切なことだろうというふうに思っています。全体としてもそういう話はたまに出ているところでありますから、これから一括などに向けて、一部のいわゆる担当職員だけの問題ということではなくて、全庁的な中で、やはりどのように村民のほうに向き合っていったらいいのか、あるいはどうい

う手法があるのか、どういう法律をきちんとわきまえながらいかなければならないのかなどなど、ここ一、二ヵ月ぐらいの大きな課題ではないかと、このようにとらえているところであります。以上であります。

委員（大谷友孝君） お互い人間でありますから、まさに全村避難ということでは苦しい思いを強いられ、そのあげく払うものは払えということで言われることでありますからお互に苦しいところでありますけれども、できるだけ村民の感情を害さない、そのような対応を望んでおきたいなというふうに思っております。

また、資料が出ておりますから、見守り隊についてちょっとお尋ねをしますが、途中の退職者125名、出ております。かなりの人数だなというふうに思いますけれども、この要因についてお尋ねをします。

住民課長（濱名光男君） 見守り隊員の途中退職の要因であります、正確には把握しておりませんが、当初から登録のみで一度も出ていないという方も39名ほどおりました。それから、新しい別の職が見つかったという方もいたかと思います。それから、通勤の関係、健康の関係でやめた方もいるかと思います。いずれにしましても、その辺は行政区長さんのほうの推薦をいただいて隊員になっていただいているということもありますし、詳細な部分、つかめていない部分もありますが、後ほど確認をして報告したいと思います。以上です。
（ ）

委員（大谷友孝君） 見守り隊の成果については、犯人検挙までいったという事案はご承知のとおりであります。なお、この見守り隊について当初、発足時からいろんな問題があるということで、勤務体制やらそういうものを見直すようにという声が幾らかあったわけでありますけれども、このことについて23年度中に対応された見直し等々についての経過をお知らせいただきたい。

住民課長（濱名光男君） 勤務体制等の見直しでありますが、高線量地区は4日に1回というふうな部分もありましたが、パトロール時間の調整等によりまして3日に1回とか、そういうふうな見直しを行っている部分があります。それから、冬期間、やっぱり除雪とかそういうふうな部分もありますし、時期的な勤務体制の変更を行っております。
（ ）

それから、勤務体制ではないんですが、いろいろ言動とか隊長指示の部分でありますけれども、村の臨時職員という意識が低かったということでありまして、その辺、公務員と同じだということで職務上の守秘義務、それから命令に従うという部分についても、何度か隊長会議の中でお話をしておりますし、それを受け、今年度については当初に「臨時職員心得」というふうなものを一人一人配って、公務員としての自覚、そういうものを促しているところであります。以上です。

委員（大谷友孝君） 当初、こういう言い方は失礼かもしれませんけれども、素人の集まりだったということで、私も何度か、隊員である以上は一定程度の教育をし、今、課長が言った守秘義務、命令系統についての受ける態度といいますか、あるいは、待機時間等々においていろんな、確かにお話をすることではないでしょうけれども、今言われたような準公務員というか、そういうものについての心得がなかったということで、会議の中で調整ということをされましたけれども、子供ではないですけれども、やっぱりこういう

ものは教育によつてしか、私はアルソックの経験がありますから、教育なんですよ。指導ではだめなんですね。指導ではなく、あくまでも教育なんですよ。こういうものを一定程度、年間何時間、上半期に1時間でも2時間もいいですけれども、こういう教育を受けて、やはり臨時職といえどもそれなりの報酬をいただいて村民の財産等々にかかる仕事をしているわけですから、自覚を持っていただくというのが大事なんだろうというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○ 住民課長（濱名光男君） 今、隊員の教育、自覚の部分、ご指摘ありましたけれども、前からお聞きしております。教育が必要だという部分については、一応、パトロールの仕方とか注意点とか、職務上の部分については県警等と合同パトロール等を通じて若干はそういう知識というか、習得はしておりますが、基本的な、臨時職員として、教育というふうな部分については、実際のところ行っておりません。通常の町内の臨時職員等については、辞令交付のときに合同でそういうような訓示なり注意点、直接するわけですが、そういうようなこともなくできているというのが実態でありますので、今後、府内で検討しまして、その辺の臨時職員としての自覚の持ち方、教育について検討して指導できればというふうに考えております。以上です。

○ 委員（大谷友孝君） 結局、こういう教育をするというのは、夜間の勤務もあるわけですから、家屋の警備、建物の状況を見るというときに自分の身を守るというのが大事でありますから、やっぱり無理に押しつけられた教育というよりは、やっぱりひいては自分を守るんだという。例えば日中であっても、不審者がいれば職質をかける権限はございませんけれども、他県ナンバー云々ということになれば一声かけたくなるというのが、隊員たる立場にあればそういうことも発生してくるのではないかというふうに思うわけであります。ですから、自分の身を守るということで、警棒を振り回してどうのこうのというところまではいかなくても、最低限の身を守る、警備の夜間の体制に入るときにはこういう心構え、そういうものがやっぱり、警察ではだめなんです。いつも言っていますけれども。県警の警らではだめなんです。やっぱり餅は餅屋ですから、警備会社が警備なんですよ。特に雑踏警備に属するような、全く警備では一番難しいものなんですよね、雑踏警備というのは。そういうものについて、やっぱり自分の身を守るという観点からも一定程度の教育はすべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 住民課長（濱名光男君） 一番大事なのは、隊員の安全確保というふうに考えております。そういう意味からも、危険な目に遭わないと、身を防ぐというのは大変大事だというふうに思っております。先ほども申しましたけれども、府内でその辺検討して対応できればというふうに考えております。以上です。

○ 委員（大谷友孝君） 勤務体制によって給与体系が変わるのは当然でありますけれども、この勤務体制について大分苦情が出ていたというふうに聞いておりますけれども、その辺での折り合いと申しますか、隊員のご理解はとれるような勤務体制になったんでしょうか。

○ 住民課長（濱名光男君） 勤務体制といいますと、例えば隣の行政区は2日に一遍なんだけれども、それを2日に一遍ぐらいにしてもらえないとか、収入が少ないと、そういうような部分もあったかと思いますが、それについては3日に一遍、4日に一遍のところについて

は、特殊勤務手当みたいな、そのようなものを支給をして若干の調整を図ってきました。そういうようなこともあります。

それから、夜勤・日勤、その辺の勤務割り当てについては、全て行政区なり隊長さんにお任せをしておりますので、そちらのほうで調整を図っていただくということもありますて、中には隊員が多くて4日に一遍というようなところもありますけれども、それはその行政区なり隊の中での調整でうまくいっているところもありますので、その辺で今後も各隊のほうで調整していただければというふうに思っております。以上です。

委員（大谷友孝君）　この中に、退職者補充雇用者数、93名あるんですが、これは補充者は退職者に限るということなんですか、どういうことなんですか。

住民課長（濱名光男君）　当初、募集要項を作成したときに、各行政区、戸数割とか広さとか線量とか、そういうふうなものを勘案しまして、ある程度基準的なものをつくって、各行政区で募集していただいたというふうなことがあります。それで、その勤務体制を余り崩さないような形で、やめたところに補充をしていただいているということあります。（ ）

委員（大谷友孝君）　だから、補充要員はわかるんです。退職者、隊員がやめた、この補充要員なんだということなんですね。この補充要員が退職者ではなくて、隊員がやめたときの補充要員だという理解でいいんですね。

住民課長（濱名光男君）　失礼しました。そのとおりであります。

委員（大谷友孝君）　皆さんこれは社会保険対応だと思いますけれども、23年度にはあったのかどうかわかりませんけれども、長期休業者というんですか、そういう方々についてもその保険は対応されているんでしょうけれども、隊員の中から余りにも長く出てこないんだからこの人はやめてもらったらどうなんだという声もあるやに聞いておりますけれども、どのようにとらえていますか。

住民課長（濱名光男君）　隊員の数については、ある程度調整をしていただいて、あと各行政区の事情等によって採用してもらっている関係上、予備隊員という方もおります。私は出ることなくて、誰が出られなくなったときだけ出るという方もいるようあります。その辺については、各隊のほうにお任せをして調整をしていただいているということあります。こちらで、長く出ないからやめてほしいとか、そういうような要請はしておりません。ただ、ある程度問題があった場合には、各区長さんの推薦取り消しとか、そういうような形での退職なり、個人の都合での退職というふうな形をとっております。以上です。（ ）

委員（大谷友孝君）　だから、こっちから言わるのはわかっているんです。だから、隊員の中で長期休業者があつて、もう1ヶ月も出てこないんだからやめてもらってもいいんじゃないかと、そのために補充員がいるんだからそれでいいんじゃないかという話も聞いていますので、その辺はどう把握して対応しているのか。

住民課長（濱名光男君）　隊員のそういうような意見については、できるだけ隊の中で調整をしていただくというふうな考えであります。ただ、直接、そういうようなお話を事務局なり住民課のほうに来た場合には、そちらの隊のほうに連絡をして調整を図っていただくというふうな考え方で対応しております。

委員（大谷友孝君）　余り難しいことにはタッチしたくないというのはわかります。ですから、

なおさら隊長なり、区長さんですか、区長さんには教育しろとは言えませんけれども、隊員の教育というのはやっぱり必要なんでしょうということです。

じゃあ、質問を変えて。

委員長（大和田和夫君） 大谷委員、何点もありますか。（「いい、休むなら」の声あり）

○休憩の宣告

委員長（大和田和夫君） 先ほど申し上げました資料の提出を早急にお願いして、ここで休憩といたします。再開は14時50分といたします。暫時休議をします。

（午後2時30分）

○再開の宣告

委員長（大和田和夫君） 再開します。

（午後2時50分）

住民課長（濱名光男君） 先ほど大谷委員のほうからありました見守り隊の退職の要因であります。理由として主なものを申し上げます。行政区が本人の意思確認をしないで推薦していた。それから、別の仕事が見つかった。高齢のため勤務がきつかった。持病を持っていて勤務が厳しい。そのほかであります。一身上の都合。主な退職の理由は以上であります。

委員（大谷友孝君） この意思確認なしで区長さんが推薦したという方については、何名ぐらいいたんですか。

住民課長（濱名光男君） 今お答えしました理由については、6月から9月までやめた方、退職した50人の部分の理由について調べたものであります。一番多い理由であります。正確に数字持っておりませんが、恐らく20人程度いたのかなというふうに思っております。

委員（大谷友孝君） こういう事案が発生したというのは、どういう要因だと思いますか。

住民課長（濱名光男君） 前にもお話ししましたが、隊員の推薦等については行政区さんのほうにお任せをしていて、区長さんの推薦があつての採用ということがありましたので、その辺、一部避難されていた方もいたのかなと思いまして、そういうようなことで本人の意思確認、後でというふうな部分もあったのかもしれませんけれども、十分確認されていなかつたというふうに思われます。

委員（大谷友孝君） この要因は、やっぱり当初、行政区に大体おたくの行政区でしたら何人ぐらいでしょうという張りつけ、あるいは1戸1員ですよという考え方。行政区によっては最初から1世帯2人という行政区もあったように伺っていますけれども、この辺の周知徹底がされていなかったのが原因ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

住民課長（濱名光男君） この募集に当たりましては、会議を開きまして募集要項を作成して、その中で募集をしていただいております。募集要項によりますと、各行政区の人数が割り振られております。それから、勤務先、勤務時間、期間、募集期間、それから募集要件、これは運転免許、通勤できる方、年齢的には65歳未満原則で上限70歳までと。あとは、避難することが条件になっております。区長を通じて申し込みを受け付けるというふうな形にしておりましたので、区長さんが正式な申し込みがないまま名前を届けていたというのが要因かなというふうに思っております。

委員（大谷友孝君） ですから、結局、区長さんからすれば、できるだけ公平・公正を保ちたいということで、1戸1人という考え方にして、このぐらいの年齢だから大丈夫でしょうという確認もとらずに推薦をしたというのは、区長さんにお任せをするときに、1戸1人とか、夫婦ではだめだとか、そういう縛り、今の要項ではないようですけれども、やっぱり徹底して、隊員が少ないときは1世帯2人でもいいですよと、そういう一定程度の余裕を持った募集をかけていただかないといふに思はぬが、いかがですか。

住民課長（濱名光男君） 今、ご指摘のとおり、募集に当たってのQ&Aの中で1世帯1名というふうな部分もありました。そういうような部分で、ある程度均等に、各世帯、一つの世帯に何人もというふうにならないという配慮もあってのことだと思います。これについては、問題があったというふうに言われても仕方ない部分かなというふうに思っております。今年度につきましては、4月に辞令交付をしておりますが、その辺についてはきちんとされているのかなというふうに考えております。以上であります。 ()

委員（大谷友孝君） 質問を変えます。37ページの災害対策費の中で土壤除染アドバイザーランク云々ということで記載があります。この成果について伺うものであります。

復興対策課長（中川喜昭君） お質しの土壤除染アドバイザーランクの報償費ですが、昨年の7月15日に1回目のアドバイザーミーティングをさせていただいておりますが、当時考えますと、土壤にはセシウムが含んでいるという状況は土壤検査等で承知してきたところでありますが、昨年の段階で今後どのような形で除染というものを考えていくべきかという部分と、あと、農地の復興を目指すには、国等への要望はしておりましたが、実際に村としてどのような考えをしていくべきかというような部分を、やはり学識者の方々にいろんな意見をお話をいただくということでアドバイザー4名の方々にお願いしております。1人は土壤学に専門的な方、1人の方は放射能に対する知識を持っている方、もう一人の方は稲作関係の知識を持っている方々の学識者と、あと、当時、県職員のほうから駐在員をお願いしております野地さんと、4名の方々にお願いをしてきたところであります。

協議の中で、村が今後進む除染の考え方等、土壤除染に関する村の方針の検討とか、あとは除染実施に向けた計画の検討、あと、昨年、いろいろ民間から除染の実証事業の問い合わせがかなり、村を使ってやりたいという部分で、産業振興課時代でありますけれども、私のほうに声がかかり、ただ、私も知見がなかったという部分もあったものですから、そういう部分の助言等もいただきたいという目的からやってきたところでございます。協議をする中で、やはり村内の除染に対する方向性があつてもいいのではないかということをいただきまして、その中で、除染に対する計画案というものをまとめていただきました。そういうものを参考にしながら、9月末ころでありますが、飯館村の除染計画のたたき台をこのアドバイザーの方々にお世話になってきたということです。最終的には、そこまでまとめ上げるにも、いろいろそういう学識者の方々の意見等を聞きながらまとめ上げて、最終的にあのような形にしてきたという部分が成果というふうに考えております。以上であります。 ()

委員（大谷友孝君） それぞれ専門家ということで、方向性、計画案、除染に対する新たな知

見というものは得られなかつたんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 策定の案という部分では、やはり放射能、村内の放射能の状況がどうなっているかという部分と、あとは数値的な目標を持つ、除染に対しては数値的な目標が必要なのではないかというご意見をいただきました。あとは、年次的な部分での除染をやるべきではないのかということと、あとは、実際に除染をすれば、面積等を出しながら、どの程度かかるであろうかという概算的な試算もしていただいたということであります。

今、新たな部分という部分で、当時いろんな民間団体、NPO、研究機関から除染の提案がございましたが、やはりどれがすぐれているという部分もありませんでした。ただ、本当に自分たちが考えているものを飯館村でやりたいという実証の申し込みが多くてあったわけでありますけれども、ただ、その中ではやはり、例えばセシウムを取るのに吸着剤を使つたらいいのではないかというような話もありましたが、その当時はもう、吸着剤で取れるような時期ではないと。もう粘土とセシウムがくっついている状況で、改めてここでゼオライト等の吸着剤をまいても意味がないよというご指摘もいただいたり、ありました。ただ、当時、農水省のほうでもいろいろ実証しておりましたので、村としましてはそれらの動向を見るという部分もありまして、このアドバイザーの中からこういうものがいいよという部分ははつきりはいただけませんでしたが、一方で、先ほど説明したような策定計画のほうを中心に協議をしていただいたという部分でございます。以上であります。

村長（菅野典雄君） 今、ご質問いただきました土壤除染アドバイザー報償費についてお答えを追加させていただきますが、飯館村はいち早く除染をしないとだめだと、こういうことで、除染計画をいち早くつくって国に突きつけました。基本的には土壤の剥ぎ取りと、これがやっぱり一番原則だろうと。そして、居住空間を2年、農地を四、五年、山林を20年、この計画をほぼつくっていただいた方に、この20万の報償費を払っているところであります。これは、県が土壤汚染についてほかから招聘して県職員にやった方の退職した方に、我々なかなか除染についてわからないものですから、その方に頼らせていただいて、その他の方たちの意見も入れながらいち早くつくった計画と。それが今、国のほうでは、ある意味では飯館村の除染が一つのベースになって動いているのではないかと、このように思っているところでありますので、この報償費については、村としてはいち早く国にも突きつけたという形で、この金額は有効に役立ったなど、このように思っているところでございます。以上でございます。

委員（大谷友孝君） 確かに計画的なものが出来たのは飯館村が初めてであります。県派遣の野地さんが入っていたということでありますけれども、やはりもっと県に私たちは期待をかけていたところでありますけれども、今ごろになって山林の除染は云々なんという言葉が聞かれるわけですけれども、以前、村長もいろんなところで、もっと県にリーダーシップをとっていただきたい旨の発言はしておりますけれども、やはりこの計画書は出されましたけれども、どうしても飯館村単独のというのが強いのでありますし、やっぱり県も強力な後押しが必要だ、全くそのとおりだというお墨つきがない状態でありますので、その辺の働きかけをどう考えていますか。

村長（菅野典雄君） 県もそれなりにいろいろな視点で、しかも全国に県民が避難をしていますから、そういう対応なり、あるいは県民の健康なりの多岐にわたっているということでありまして、そういう意味からすると、各自治体の賠償の問題とか除染の問題とかがちょっとやっぱり頭の中から少し抜けている嫌いがあったのではないかと私は思っています。しかし、今おっしゃられるとおり、各自治体が一つ一つ国と向き合うだけのそういう小さい問題でもありません。大きな問題でありますから、やはり総括して、そういうものは国としての重要な課題だとして、我々と一緒にになってやっぱり国に向かっていただかなければならぬと、このように思っていますので、今、賠償の問題、除染の問題などなど県のほうにお話をしているところでありますし、間もなく、賠償の問題なのかもしれませんけれども、被災市町村のことでの仮の町とか賠償の問題とか除染の問題とか、そういう会議がやつとつくられるような話を聞いております。きょうの新聞もそのような話がありましたから。その席では、今、大谷委員のほうから言われたようなことをしっかりと私としては言っていきたいと、このように思っているところであります。 ()

委員（大谷友孝君） 同じくこの対策費の中に、オフセットモア、13行政区に13台設置したということでございますが、この成果と、導入にならなかつた行政区においての現状なり、この草刈りに対しての対策等はどのようにとらえているのかお尋ねをしたいと思います。

復興対策課長（中川喜昭君） 草刈り機導入であります、昨年、農地につきましては作付制限という部分がありましたので耕うん作業等ができないということでありました。ただ、時がだんだん過ぎまして、梅雨、夏場にかけましてかなりの雑草が生えてきたということがあります。そういう中で、やはり草刈りはどうなんだという疑問をいただきまして、そういう中で、中山間なり農地・水について国のほうに活動の要望等をしながら、農地・水については県道とか家回りの部分の草刈りはある程度の時間制限をしながら認めてきたところでありますが、ただ、農地まではという部分がどうしてもあったという状況がありました。ただ、先ほど言いましたように、その状況を見て、やはり農地・水なり中山間の事業を使いながらできないだろうかという話を協議会、あとは保全会等に話をする中で、やってもいいんじゃないかという行政区の役員の方々がおりまして、そういう運びになつたところであります。 ()

ただ、やはりそれぞれ、トラクターについては本当に遮蔽効果があるようなトラクターということがあったんですが、あとはどうしても草刈り機が足りないのではないかというのが役員会の中で出まして、そういう中で、中山間の協議会事業を使いまして機械の導入を図ろうという話になって、実績としましては13集落、13台ほど購入をしたところであります。時期的には、8月末ころの役員会等で決めたものですから、早急に臨時議会等で補正を入れながら、認めていただきまして、すぐさま機械を導入して、それぞれの中山間の協議会のほうが中心になって草刈りをしていただいたと。成果的には、私はやっぱり一つの励みになったのかなというふうには感じているところでございます。

昨年度入らなかつた行政区につきましては、ことしも予算化をしながら導入を図っております、若干請差があつたものですから、それらも活用しながら、5行政区の部分、要望があつたところについては手当てをしているという状況でございます。以上であります。

委員（大谷友孝君） 本当に、火災等も心配される、あるいは草がぼうぼうになって見るに耐えないという中での事業でありましたから、この機械導入のあったところではまさに成果があったんだろうと。反面、機械導入されなかった行政区においては、やっぱり人力といいますか、そういうことでは苦労があったやに伺っていまして、できるだけ、高線量地域というところもあるでしょうが、やっぱりこういう事業は薄く広くというか、そんな事業になればいいのかなというふうに思っておりましたのでお伺いをいたしました。

続いて、39ページの商工振興事業、特産品等物産展出店報償ということで18万円が計上されております。県外3万円ということでございましたが、この成果について伺うものであります。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 県外での特産品の販売活動でありますが、東京の八重洲、それから目黒のリバーサイドフェスティバル、それから銀座でのイベント、有楽町の国際フォーラム、4施設で合計6回の事業、イベントでございます。これらについて、まさに23年度は全村避難ということで村の中では加工あるいは特産品の育成というのができなかつたわけですけれども、それぞれ村民が避難先において努力をされた、そういう加工品を県外のイベント等で紹介することによって、多くの方から支援、激励をいただきましたし、また別な形で村に対して支援などが寄せられているということでございます。当然、出店された皆さんも前に進むための大きな力をいただいて帰ってきてているということでございます。以上です。

委員（大谷友孝君） 6回ほど出向いたということありますけれども、この4カ所それぞれ、どういう方がどういう产品を出して、確かに今、皆さんに受けたお話をございましたけれども、課題となるようなものはあったのかどうかお尋ねしたい。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 当時は、村の特産品というか、物産としましては、おこし酒あるいはどぶろくという種類が中心でございまして、お酒をイベント会場に持ち込んでいると。それぞれのイベントについては、全く一般のお客さんを相手にしたものでございますので、特別な囲い込みというのはもしかするとないわけでございますが、広く飯舘村の、ある意味では顔として紹介をさせていただいたということかなと思います。以上です。

委員（大谷友孝君） 今後の課題というようなものはなかったのでしょうか。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 24年度は新たに幾つかの取り組みが立ち上がっておりますので、まさに村民が自分たちの力で工夫しながら、力を合わせながら特産品と言われるものを育てていく、あるいは、それを通して少しでも前向きに生活していくと、そういうことがいいわけですので、例えば特産品をつくるための施設、あるいは立ち上げのための必要な経費等が当然必要になってくるわけですので、そういった部分についての支援があれば、要望があれば、支援ということでまた考えていかなければいけないだらうと思っています。課題ということであれば、やっぱり村の中ではつくれないということですので、いろんな意味で材料の確保といいますか、そういった部分がございます。ただ、中には全国からその原材料となるものの支援という形で入っている、そういうグループもございますし、また、村民だけでなく、避難の自治体の皆さんと協力、連携をしながらつくりしていくと、そういったグループもございますので、それぞれのグループの声をお聞きし

ながら、その課題と言われる部分があれば、それを村としても解決できるように努力をしていきたいと思っております。

委員長（大和田和夫君） そのほか。

委員（志賀 肇君） それでは、質問をしたいと思います。緊急雇用対策についてお伺いをしていきたいと思います。見守り隊を含め、庁舎内での緊急雇用もあるが、この事業はいつまで継続されていくのか伺っておきたいと思います。

村長（菅野典雄君） この緊急雇用、どちらかというとやはり、何でいいですか、日本の経済が全体的に低調気味だと、そこを何とかしようということでできた制度を今回の震災にうまく活用させていただいているという状況ではないかなと私は思っています。それで、飯館村はいち早く、避難のときにパトロールのほうに、あるいはその他のところに緊急避難をいただいたと、こういうことで来ているんですが、今の状況の中では基本的には単年度なんですね。若干、少し緩みまして、今年度やったところは、一つの年度にやったところは継続してもう1年できるみたいなところまでいっているということなんです。そうしますと、飯館村は23年度にやっていますから、24年度、今年度は何らこのまま来たわけですけれども、じゃあ25年度はどうなるんだというところで実は心配しているところであります。先日、きのうでしたか、県のほうに行って緊急雇用のお願いをしてきました。今年度は2,000億の緊急雇用費が来ているのに、今のところ、国が出した来年の内示は500億円でございます。したがって、かなりの厳しい状況があると。そしてまた、飯館村は23年、24年とやってますから、25年をもらうためにはどういう手法をとればいいのかということできちんと心配なところを、今やっていることもありますので、きのう、県のほうにお願いに行ってきましたと、こういうことでございます。何とか、いつまでも続くとは思いませんが、また、間違なく1年1年厳しい状況になっていくということは事実でありますけれども、どうしても来年度はまだ避難の真っ最中でございますから、これをいただかないと村としてはいけないと、こんなふうに思っていますので、今、一生懸命、来年度、緊急雇用がいただけるような対応を急いでやっているというところでございます。以上でございます。（ ）

委員（志賀 肇君） 例えば、この事業が打ち切られて職を失った場合、仕事を求めている方々に対しまして村としてはどのような対応をされていくのか、今後、この辺について伺いたいと思います。（ ）

村長（菅野典雄君） まず、緊急雇用が25年度なくなるという話は、私たちは想定もできないし、絶対にとていかなければならぬと思います。ただ、金額が下がるということはあり得るなど、このように思っています。ただ、これがずっと続くとは全く思っておりませんので、そういう意味からすると、雇用のほうをどういうふうにしていくかということで、いろいろ人それぞれ、こういう仕事はできるできないというのがありますから一概にいうわけにはいきませんけれども、幸いに、一方で菊池製作所、アヤシ製作所さんの雇用のための企業支援の補助がとれました。そういう意味では、その辺とか、特別養護老人ホームも、残念ながら20数床あきながら介護員がいないためにということでございますので、そういうほうに、やはり若い人たちはこれから先、長い職場を持っていなければなりませんので、そちらのほうにやっぱり移行をしてもらうようなことも一つの対策なのかなと、

このように思っていますし、そのほか、村内の今回の避難区域見直しによってある程度、一步二歩進めるような状況がありますから、ほかからも雇用の職場が幾らか導入できないのかと。また、新エネルギーのほうで将来できないのかとか、そのようなことも考えていかなければならぬと、このように思っているところであります。もちろん、農業が基本でありますから、そちらのほうからは、きょうも朝打ち合わせをやりましたけれども、いろいろ賠償についてのお話し合いをさせてくださいというような話がありました。時間がなくて言えなかつたことでありますけれども、生活支援の制度をやっぱりきちんとつくってもらうと。賠償ではなくて、生活支援の制度を5年単位ぐらいで2段階、3段階でつくってもらうということが大切だろうというふうに思っていますので、きょうは時間がなくて言えませんでしたけれども、あちらからはぜひまた聞かせてくださいということでありますから、そういうものをしっかりとやっぱり国のほうに訴えて、村民の雇用を少しでもいい状況になる段取りをしていきたいと、このように思っているところであります。以上であります。

委員（志賀 毅君） そのようなことにお願いをしたいと思っておるところでございます。

それでは、次に移りたいと思います。再生化エネルギーについてでございますけれども、決算でないかもわかりませんけれども、重要でありますので質問させていただきたいと思います。村では、この事業を重要事業として取り上げているようですが、二つの発電をもくろんでいるところでありますが、バイオマス発電にとっては放射能汚染木材を利用して森林の再生と雇用の確保を図っていることと思われますが、環境省では、森林除染はまだ明確でないということであります。村としてはどのような考え方を持っているのか。

委員長（大和田和夫君） 志賀委員に申し上げます。決算でございますので。（「大事だから、つくってしまっては困るから、つくる前に。わかりました、じゃあやめます」「23年から何か見つけて、継続で引っ張って、考えないとだめだ」の声あり）

村長（菅野典雄君） 今、緊急雇用でも質問いただきましたように、我々は職を失ったわけあります。ただ、少しでも職を失う方が少ないようにということで、村内に企業や特老を残したり、パトロールをさせていただいたりということをさせていただきました。常に、23年度も村民の雇用をどうするかということで1時間以内のところに避難をしたと。先ほど資料を見ていただければおわかりのように、ありとあらゆるところに我々は一次避難の場所を必死に探させていただいたということであります。ですから、村の雇用というものは23年度、本当にしっかりやってきたわけですし、これからもやっぱりやっていかなければならないと。こういうことの中に、今、ご質問のあったようなところ、非常に重要な視点だと、このように思っていますので、一生懸命これからも取り組ませていただくということでお答えにさせていただきます。以上でございます。

委員長（大和田和夫君） よろしいですか。

委員（北原 経君） それでは、何点かお聞かせください。

No.6の44ページ、9.1.6の災害対策費で、避難先及びいやしの宿いいたてに関するものの賃貸料の100万円はありますけれども、そのほか今、どのような経費がかかっているのかまずお聞かせください。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 資料を提出させていただいております。ホッキスどめで23年度いやしの宿いいたて運営経費ということで一覧表にさせていただいたものがお手元に。たくさんの資料でちょっとわかりにくかったかもしれません。一次避難所リストなんかのところに、ございますか。こちらで、佐野委員からも非常にわかりにくいというご質問がございまして一覧表に整理をさせていただきました。

いやしの宿、需用費の電気料、ガス代、水道料といろんな経費がかかっているわけですが、特に施設も大きいものでございますので電気料、それから源泉の温度を下げるということで水道料、こういった経費が相当大きくなっています。それから、23年度は保守点検ですね、こういった経費。いやしの宿というよりも「渓泉荘」という記載になってございますが、渓泉荘の施設の保守点検業務、これも70万ほどかけてございます。土地代は99万9,600万ということで、トータルで1,135万4,000円の支出が23年度の経費でございます。以上です。

委員（北原 経君） それでは、佐野委員から出たのでは、またあと、佐野委員もやると思いますので。保守点検業務なんですけれども、これ70何万とかなんですけれども、かなりエレベーターなんかも危険なような音がしているわけなんですけれども、あの辺の保守点検をしている際での報告とかは上がっているんですか。（ ）

生活支援対策課長（佐藤周一君） 23年度の保守点検の中身は、エレベーターも入ってございますし、それからプロア一、浄化槽とか、あと温泉設備ということで配管、そういうものの保守点検でございますが、24年度になってエレベーターが、保守点検というよりも修繕をしないと若干ぐあいが悪いという状況が見えましたので、補正予算をいただきながら工事の手続をしているという状況でございます。間もなく改善されるものと思っております。以上です。

委員（北原 経君） そうすると、保守点検していただいて異常があるということが上がっていて、その後、整備するということでよろしいでしょうか。再度お願いします。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 保守点検の中では指摘はございませんでした。安全上は問題ないと。ただ、滑車の劣化というんですか、といった状況で、音が非常にするので修理をすることのございます。以上です。（ ）

委員（北原 経君） エレベーターなんていうのは建物の中では比較的危険なものでありますので、やはりあのような音が、ガタガタガタガタ、音が上下する場合になっておるようですから、それをきちんと、不安の材料も取り除くような体制をしておくべきと感ずるわけです。

あと、45ページの外壁の塗装工事はしなかったんですか。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 予算的に、外壁がちょっとやっぱりみすぼらしいので、工事費の計上ということで当初、予算要求したわけですが、現場を見た結果、塗装の上塗りといいますか、それだけでいいという部分がございまして、余り工事ということで大がかりな部分でなくてできるということでございましたので、修繕費で対応させていただきました。結果、工事費はゼロということでございます。

委員（北原 経君） そうしますと、修繕費は幾らぐらいかかるか……。ちょっと私、その辺

まで見なかつたものですから。

◎休憩の宣告

委員長（大和田和夫君） 暫時休議いたします。

（午後3時25分）

◎再開の宣告

委員長（大和田和夫君） 再開いたします。

（午後3時26分）

生活支援対策課長（佐藤周一君） 修繕費で対応させていただいた経過は、年度末ということもあって余りいつまでもそのままにしておけないということでありますて、経費的にもそれほど大きくならないということで修繕費にしていただいたわけですが、外壁の洗浄及び修繕ということで29万4,000円を支出してございます。以上です。

委員（北原 経君） そうしますと、予算はとておいたんだけれども、修繕費で29万4,000円がこっちのほうから出たということですか。わかりました。

見守り隊に関しまして、先ほどもちょっと出たようなんですけれども、見守り隊のいわゆる夏のスタイルとか冬のスタイルとか、自分の衣類とかジャンバーはあるんですけれども、ある程度スタイルというものに関しては何も締めつけというか、こうしなさいということはないんですか。

住民課長（濱名光男君） 見守り隊の服装の件でございますが、中等に着るものについては自由になっております。ただ、防寒着と、それからパトロール時のベストですか、それについては決まったものというふうになっております。以上であります。

委員（北原 経君） やはり見守り隊も、放射線のあるところで、あとまた、緊急時を要するということも私はあると思っております。ある方からお話を聞きますと、サンダルに半ズボンというような見守り隊のスタイルがあったということを聞いておりますけれども、その辺の情報は入っておりますか。

住民課長（濱名光男君） そういう情報は入っておりませんが、服装についてはある程度は基準的なものを、やはり仕事ですので、そういうようなことじゃなくて長靴というのが基本であります、履物については。以上であります。

委員（北原 経君） これははつきり見守りの方から聞いたことでありますて、また聞きではないですから、そういう方が間違いないいるということでございますので、今後はやはり、ある程度、長ズボン、長袖、あとは運動靴か長靴か、夏であっても運動靴くらいの、そういったきっちとしたスタイルが、制服とは言いませんけれども、仕事でありますので、そのような、きっちと決めてやはり周知しておくべきと思いますが、再度お答え願います。

住民課長（濱名光男君） 基本的な服装については、作業できるようなものとか、履物についてはそういうような長靴とか、そういうようなもので基本的なものは示しております。一応、隊長会議等でも確認をしておりますが、徹底されていないということありますので、再度、事務局を通じて徹底するように周知したいというふうに考えております。以上です。

村長（菅野典雄君） 緊急雇用、私たちが避難するときに、村民のことを考え、村のことを考え、まさに国と話し合いをして許可をもらったといいますか、かち取った制度であります。

そういう意味では、本当によかったなというふうに思っていますが、1年半を過ぎ、間もなく2年目が終わり、3年目に入っていく可能性もあるわけですけれども、近ごろやつぱり、あれでいいのかという話はかなり耳に入っています。今、いろいろご質問を多くの方たちにいただいたようなことがありますので、やはり役場の臨時職員としての立場、あるいはパトロールとしての警察の立場、あるいはプロとしてのガードマンとしてのところをきちんととしていただかないと、あれでいいのかという話があつては、やっている人たちにとってもあるいは村にとっても決していいことではございませんので。なお、3年目に入るに当たっては、そういう課題を一つ一つ整理をしてこれからしっかりとやってもらおうように努めていきたいというふうに思っております。以上であります。

委員長（大和田和夫君） ほかに質疑はありませんか。

委員（菅野義人君） それでは、この決算説明資料の中でいろいろお伺いしながら、また確認をしていきたいと思っております。改めてこの決算資料をずっと見ますと、全く、今回のこの大震災の中で初めてのことでもよくいろいろ対応できたなという感想は持っています。ただ、これからこの避難生活が長引くにつれて、やはりいろいろ見直しをしたりあるいは方向を変更したりしなくてはならない、そういうことの議論ができればよろしいかなというふうに思っています。（ ）

まず、最初なんですが、28ページ、いわゆる内部被ばく検査のことについてちょっと確認をさせていただきます。28ページの各種健診事業等、平田村での内部被ばく検査、村のほうで実施しました分ですね。この結果につきましては、この資料等にも出しました。先ほど説明の中でも、1ミリシーベルト未満がほとんどで1ミリシーベルト以上が1人ということで成績が出されていると。これは実際に受診された方、あるいは平田村に限らず、茨城のほうまで行って検査を受けられた方、ほとんどがこの1ミリシーベルト未満という表記の仕方になっていると。恐らく個人的には1ミリシーベルト未満の数値までも示されてはいると思うんですが、その1ミリシーベルト未満の数値までも村のほうでは把握をされているというふうに理解してよろしいんでしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 今の内部被ばく検査の結果についてでございますけれども、実効預託線量についてはこういう結果で出ております。それから、機械によりまして、セシウム134及び137の計測限界値というのがございます。うちの今度新しく入れた機械は、かなりそれは低い、要するに精度のいい機械でございます。それについてもデータをいただいております。以上です。（「平田」の声あり）（ ）

平田のもございます。

委員（菅野義人君） そうしますと、確か機械は今、課長答弁のように検出の限界値もありますが、それぞれセシウムの134あるいは137の種類ごとの被ばく線量というんでしょうか、その数値を個人ごとに把握されていると、そのようなことで理解してよろしいですか。

健康福祉課長（藤井一彦君） そのとおりでございます。

委員（菅野義人君） 先ほどの答弁の中に、県のいわゆる放射線医学県民健康管理センター、県のほうではそれをつくってデータを整理していると。そこで、県民の健康管理調査の実施項目の中に、いわゆる問診表による外部被ばく線量の把握、健康調査の一つの柱である

んですが、その結果についても、いわゆる外部被ばくですから推計という形になりますが、これも公表されております。これにつきましても、村のほうでは個人ごとのデータを把握していらっしゃいますか。

健康福祉課長（藤井一彦君）　これは県民健康管理調査の基本調査と言われる部分のことだと思いますけれども、この外部被ばくの線量については、まだ県から、何度も催促をしているところでございますけれども、まだいただいておりません。

委員（菅野義人君）　私の持っているデータが全て正確かどうか私わからんんですが、ただ、県のほうで発表されたデータでたしか24年5月31日というデータを持っているんですが、いわゆる県のほうの、あくまでも推計ですからね。先行調査の線量推計の結果なんですが、いわゆる実効線量ということで、1ミリ未満、2ミリ未満、15ミリ以上ということでデータが出てはいるんですが、ざっとこの結果だけ見ますと、24年5月31日現在で、先行調査ですから川俣町山木屋、浪江町、飯館村ということで3地区が対象になっていると。それで、この推定線量が、実効線量が10ミリ以上の実効被ばくを受けた方ということでデータを拾ってみると、山木屋地区では対象人数704人中ゼロだったと。それから、浪江町では、対象人数が1万684人のうち40人いたと。割合にすると0.3%おったと。飯館村においては、対象人数3,024人のうち59人いたと。割合にすると1.95%いたと。すなわち、あくまでも推計ですからこれをもってどうだということではないんだと思いますが、こういう点では外部被ばくに関しては、やはり飯館村は比較的多くの線量を受けていたと、そのようなことが確認されるのではないかというふうに思っていますが、個人のデータとしてもし村が持っていないとするならば、この傾向についてはどのように把握されているかお伺いをします。

健康福祉課長（藤井一彦君）　今、菅野委員がおっしゃった同じデータを持っているということであります。以上です。

委員（菅野義人君）　県民の健康調査もまだ回収率が全てではなくて、今、盛んに回収中だというふうに聞いております。私、いわゆる放射線に関する皆さんの意識が非常に違って、これが放射線特有の災害の特徴だというふうに一般的に言われていますが、基本的に村民の中で、この内部被ばくについてはホールボディーでの検査を受けている。外部被ばくについては、行動調査等で推計をするしかない。このデータの解明について非常に個人差がある。しかも、このデータを見る限り、やはり飯館村の村民の方々は外部被ばくの影響の度合いが、健康に対する影響というよりは被ばくの線量は確かに多い。ですから、これに対して村として、健康に影響ある線量ではありませんという形の方向をとるのか、あるいはしっかりとデータとして把握しておきますよという姿勢をとるのか、ここがいわゆる信頼の別れ道ではないかというふうな感じがするんですが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君）　被ばくには、外部被ばくと内部被ばくがある。外部被ばくに関しては、今、ご質問にあったように、飯館村は3月4月5月と、やはり2カ月半ぐらいにわたって、全部の方ではありませんけれども、かなりの方があの線量の中にいたということですから、当然、外部被ばくはほかの、早目の避難指示をした方よりはあるというふうに認識をしているところであります。

したがって、その対策をどうするかということで、まず内部被ばくのほうは、これから検査機を用意してありますので検査を継続していけばいいということですが、外部被ばくのほうは、残念ながらなかなかかかる予定はない。要は積算でどのぐらいだかという話になるということなのかなというふうに思います。したがって、我々としては、その認識は当然村民に伝えていかなければなりませんし、新聞紙上その他でも出てくるわけありますから、一番いいのは、もう一度思い出していただいて、どのぐらいなのかということをできればいいわけですけれども、残念ながら、どうもやっぱりなかなか記憶が定かではないと。この前、一般質問でもありましたように、やはり一人一人がいつ避難したかというあたりを我々としてはデータとして拾っておいて、それをある程度何かの機会に村民のほうにもお伝えをしながら、あるいはまた、我々もそこに意を配っていくということしかないのでないかというふうに残念ながら思わざるを得ないということになります。ただ、外部被ばくは半減期というのがありますので、そういう意味で、できるだけこの避難生活の中で低いところにいていただいたり、あるいは、子供たちはできるだけこれから継続的に村の、あるいは内部の決まりとして、定期的に外に出でていただくと、そういうようなものをやっぱりつくっていくことが大切ではないのかと。あるいは、そういう方法をしていければ、幾らかなりとも村民の外部被ばくを少なくするという方法を持っていけるのではないかと、このように思っているところであります。以上であります。

委員（菅野義人君）　この線量をもって健康にどういうふうな影響があるのかということについては、かなり私は見解が分かれますし、ある意味ではこの線量をもって健康被害を想定していくものではないだろうなど。ただし、こういう災害を受けて、これから飯館村民の健康を守るという点からしますと、むしろこの線量管理というものがある程度することによって、さらに病気のリスクを減らしていく可能性もあるんだろうなど。むしろ、こういう被ばくを受けているからほかのリスクを減らしていくという、そういう指導も私はあるんだろうなど、そういうふうに思っています。むしろ、今の村民の不信の源は、こういったデータを村としてきちんと管理していない。万が一自分が病気になったときに、一体これを証明してくれるものもいない。ここがやっぱり大きな不安になっているのではないかというふうに思いますので、やっぱりこの部分を、逆手にとるというのは語弊があるんですが、逆手にとつてやはり村の健康管理は一步踏み出していくと。そこまで私はできないんだろうかなとむしろ思うんですが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君）　逆手はどうか知りませんが、いずれにしても長い間、外部被ばくの中にいたというのはもう事実でありますから、私はそのことは率直に認めざるを得ないというふうに思います。ただ、一方では、生活のリスクというものは、できるだけ村民のことを考えてとらせていただいたということであります。それとはまた別でありますから、今、この線量管理をどのような形ができるのかということで、なかなか我々も、素人でありますから、よく、どういう方法がいいのかわかりませんということで、わかりませんという言い方はちょっと誤解があるかもしれませんけれども、今、医大の一部の先生方が来ていただいていますので、そことの関係でこの辺を何か考えていいのかということでアプローチはしているところであります。医大全部というつもりはありません。飯館村に思い

をかけて、よしじやあ協力しましょうというような先生も一人二人来ていただいているたり、あるいはつながりを持っていますので、そういうところと、それぞれの研究室になりますかどうなりますか、何せこの線量管理がどのような形でできていくかというところで、一番身近な医大というのが私はいいのではないかと、このように考えて、今のところ模索をしている最中と、こういうことでございます。以上でございます。

委員（菅野義人君） 次の質間に移ります。説明資料の44ページ、9款1項6目災害対策費、ちょっと場所が示しづらいんですが、下のほうの3分の1ぐらいのところ、避難情報管理システム作成業務278万ということあります。先ほど説明では、土地改良連合会に頼んで避難先がわかるようにというふうなお話でございました。これは具体的にどのようなシステムで、どのように活用されているか、ちょっと確認をいたします。

生活支援対策課長（佐藤周一君） この災害対策費の内訳については、先ほどのいやしの宿いいたて運営経費のホッチキスどめの中に整理をさせていただいておりまして、その4ページにいろいろ、住所管理システムということで経費明細が出ております。明細というか、整理したものでございます。

この避難情報管理システム278万2,500円でございますが、これは土地改良連合会のほう、こちらに委託をして情報整理をしていただいたものでございますが、どういうものかと言いますと、インターネットなんかをさわる方はご理解いただけるかもしれません、地図情報ということで、まさに住所を入力するとその地図が非常に、住宅地図みたいな形で詳細まで出てきます。アパートの号番号まで出てくるぐらいの確率、精度のいいものでございます。そういった地図情報にこの飯舘村の避難者の情報、それぞれの村民の皆さんのお住まいの情報をかぶせるというシステムでございます。この活用については、当然個人情報ということでございますので、村が厳重に管理をしてございまして、そこにだれでもアクセスはできますけれども、外に漏らすことはできないようになってございます。活用については、我々が健康相談であるとかそういったときに訪問する際の場所の特定ということで活用させていただいておりまして、普通の人が一般的にそれを見れるということはございません。以上です。

委員（菅野義人君） そうしますと、通常、私たちが地図情報を使って住所を入れて場所を地図上に出す、ネットで。それよりははるかに精度の高い、確実にどこのおうちなのかまでわかるという、そういう情報が入っているというふうに理解してよろしいんですか。

生活支援対策課長（佐藤周一君） よろしいと思います。

委員（菅野義人君） ちょっと確認なんですが、いただいた4ページの資料の中だと、避難情報管理システム作成業務、それから同じく管理システム保守業務、要するに278万が作成業務で保守業務が194万だと。合わせると年間、この決算年度では合わせたこの金額が要するにこの地図情報を得るために必要なお金だというふうに、そのようなことで理解してよろしいですね。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 保守管理はこれは別でございまして、その下に住所管理システムという1,000万のシステムがございます。この住所管理システムというのは、まさにコンピューターを使っていわゆるサーバーと言われるもの等で管理しているわけです

が、それらの保守点検ということでございまして、この地図情報に関しては、そちらのほうのサーバーに情報はいただいておりますが、270万とこの保守管理の190万というのが合体して地図情報ということではございません。むしろ、下の住所管理システムのための保守管理という考え方になるかと思います。

委員（菅野義人君）　村民がこういう形でばらけていますから、当然こういうシステムが必要になってくるんだろうなというふうには思いますが、下の、今、答弁いただきました住所管理システムのほうはたしか100%の補助だという話でいただきましたが、非常にこういうものの維持管理がお金がかかってくる可能性があると。そうしますと、いわゆる行政効果から考えますと、こういうものがどうしても必要だと言えるものなのか、あるいは補助事業だったり、あるいはこの避難情報ということであれば、先ほど言ったようにインターネットである程度のうちは検討つけられるということを考えますと、どうしても私は必要なものだというふうにはどうも思えないんですが、いかがでしょうか。

生活支援対策課長（佐藤周一君）　当時は、まさに私たちもある意味では暗闇の中で、村民の避難先をどういうふうに把握していくかという状況でございました。そういう中で、飯館にいるときにネットワークとして持っていました村内のいろんな土地情報、そういった土地情報の入力システムをこの土地連合会が持っていましたので、そのノウハウをおかりできれば、住民の避難先というのはある意味では特定することができるというふうに我々考えて、このシステムの導入を図ってきたところであります。そういう意味では、非常に今、利便性は高いわけですが、今後はそれについて、確かに運用を図っていくという部分ではお金はかかると思いますけれども、システムは一旦構築しましたので、あとは保守管理が中心になっていく、あるいは更新というところが中心になっていくんだろうと思思います。いずれにしましても、こうやって立ち上げたシステムでございますので、有効に活用してまいりたいと思っております。以上です。（「毎年1,000万かかるのかという話」の声あり）

システムの構築では280万ほどかけたわけでございますが、それから、住所管理システムということでは1,000万を超えるお金を投資したわけでございますが、今後は保守管理の190万で、このぐらいの経費でいくのかなと考えております。以上です。

委員（菅野義人君）　次の質問にいきます。48ページ、村道除雪対策費、ここにまとめられております。避難してからも村道の除雪をしていただいて、一時帰宅の際、見守りの際、非常に助かっているわけであります。ここで委託料1,493万、あと機械ですが、使用料、賃借料、需用費、全部足しますと2,134万という決算で上がりました。これは除雪の基準、単価というものは、避難前の単価と避難してからの単価、たしか時間当たりということで今まで起算されておりましたが、この時間当たりの単価については変わりなく払っている状況ですか。

復興対策課長（中川喜昭君）　除雪事業につきましては、今、菅野委員がありました目的で行っております。それで、単価的には、計画的避難区域ということでありましたので、人夫賃のほうに3割増しの単価で委託をしていると。これは危険手当という部分の考え方で上げているという状況であります。以上であります。

委員（菅野義人君） 先ほど申しましたように、本当に、除雪をしていただいて帰宅の際には助かっているなというふうに私は思うんですが、やはり避難前の除雪のやり方と避難後の除雪のやり方は違ってきているなと私、思っています。これは当然といえば当然のことなんですが、やはり本来、ある程度道路が広くて車が交差できる場所なんかは、今まで広く掃きましたよね。私どもも後でトラクターで掃いたりして広く掃いた。今回は、もちろん車もいないですから、ほぼ、非常に高速な掃き方をされています。それはそれで私は、こういう時だからやむを得ないと思うんですが、ただ、帰ったときに車が交差できない。しかも、大体今まで、雪掃きした後は寄せた雪はそれぞれがどかしていたんですが、それが二、三日たってからですと一回凍って固くなつて、それがなかなかどかせない。ですから、やっぱりところどころ車が交差できる場所はきちんと掃くという基準は、私は避難先であってもお願いできないのかなというふうに思っていますし、業者としては、時間当たり少し単価が上がったということであればそれはできるんだろうというふうに思いますが、いかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今、お質しいただいたような内容、私も昨年見まして感じたところでございます。避難前ですと除雪体制がいつでも組めるという状況で、多分にして夜中に降れば待機をしていただいて、夜中から入るというような除雪体制を組んでおりました。ただ、昨年度、計画的避難区域ということで、作業員の線量管理もあるということで、朝7時から夕方5時までの間の除雪作業をお願いしたいという部分が契約の中に打ち出しておまりまして、そういう中で、路線的にはすべて同じ距離を掃くということでありまして、なかなか7時から5時と、緊急時には夜中に大雪が降るという部分は、夜から掃いてもらったケースはありますが、基本的には時間を設定しての部分があったということでありまして、今、お質しいただいたような内容になってしまったのかなというふうに思っております。実際には、出動体制を組んだ後もやはり一日でできなくて残路線が残ったり、あとは拡幅で手直しをしたりとか、そういう部分も次の日、次の日というような形でやらせていただいております。ある意味、車の量が少ないということで、お質しの高速の運転という部分も、時間内でできたという部分はそれが要因なのかなというふうに思っておりますが、今の話を、また24年度事業の中でも入れる際に、業者のほうとの打ち合わせの中で、その辺も考慮しながらやっていきたいなというふうに思っております。ただ、一方では線量管理という部分があって、また作業員も避難先から飯館に入るという部分もありますので、その辺も考慮しながら24年度、体制については検討してまいりたいと思います。以上であります。

委員（菅野義人君） わかりました。

51ページの同じく災害対策費なんですが、油圧ショベル用の草刈り機のかえ刃、油圧ショベル用草刈り機備品購入費、4台購入して村道等の草刈りに供してもらったということであります。購入された草刈り機を見ますと、いわゆるバックホーの先端につけてのり面なんかも刈り取れるということで、ある意味では私は非常に期待を申し上げていたし、当然、村民がそこに住んでいないわけですから、道路の確保上も非常に有効じゃないかというふうに思ったんですが。たしかこれ、作業時間について、さきの臨時議会で補正で上程

されたと。思ったより時間がかかる作業に私は見えるんですね、実際やっているところを見ますと。ですから、本来は、この草刈り機はのり面も刈れるということで私は期待していたんですが、実際の仕事はのり面ではなくて平面を刈っていると。そうすると、平面をあの機械で刈っているということになりますと、時間はかかるし、本来持っている機能は私からすると発揮されない。本当であればのり面とか、山であればのりの上とかというのが刈れればある程度いいのかなと思ったんですが、それはできない。そうしますと、予算がかかる。もちろん、時間がかかる、予算がかかる、その割にのり面も刈れない。これはあと、避難生活、何年か続きます。この体制の中でこの機械を使ってやり続けるというふうにされていくのかどうなのか、お伺いをします。

復興対策課長（中川喜昭君） 23年度の道路維持の関係で草刈りの部分でありますと、23年度につきましては村道等につきまして農地・水等の事業があるということで、ある程度、農地・水で村道等も手をかけていただいたという結果がありまして、割とバックホーの草刈り機でも効率よく刈られたという部分があります。ただ、24年度につきましては、そういう意味では、村民の方々にやっぱり草刈り等でご迷惑をかけてはということで、昨年と同じような考え方でバックホーで刈るというようなことをさせていただきましたが、今、お質しいただいたように、昨年の効率、大体1日3キロが、実際にことしはやはり草が伸びているので2キロになってしまったということで、補正のほうでお世話になったところでございます。ただ、昨年度、草刈りを業者のほうにお願いする際にも、やはり線量管理があるということで、バックホー自体がどれだけ遮蔽効果があるんだというふうに言われますとそれほど下がらないという話も聞いております。ただ、やはり幾つかでも遮蔽効果があるものということで、バックホー用の草刈り機を導入してきたというところでございます。今後につきましても、それらを考えていきたいと思っております。

あと、一方でありますが、実は今、農林水産省の農地除染の中で、トラクターで草刈り機というものが、実証の機械がありまして、実は遮蔽効果のシートつきのもあったりしているんですが、村のほうでもプロジェクトの一員になれば年間的にお借りできるというような話があります。今回、クボタ、イセキさん合わせて3台ですか、12月まで1台しかお借りできないんですが、それらでも草刈りができるという部分がありますので、試験的に今後、そういうトラクターも使ってやってみたいと。担当のほうも一度、そのトラクターでの草刈りを見ましたら、かなり時間的にはバックホーよりは早いというふうに感じてきたというのがありますので、今、農水省のほうにもお願いしながらお借りできるような形で、これから秋口に入っていくわけでありますが、実証していきたいなど。それがよければ、国のほうに年間通してお借りできるという話もありますので、きちんと要請をしていきたいなというふうに考えているところでございます。基本的には、バックホーの草刈りが今後の主流になるかと思いますが、トラクターの部分も検討させていただくということでございます。以上であります。

委員（菅野義人君） 質問を変えます。60ページ、教育委員会のほうですが、未来の翼事業、ドイツ研修ありました。そのことについてちょっと確認をいたします。先ほどの決算委員会の質疑の中で、教育長のほうから飯館の子供たちについてちょっとお話をありました。

群れる傾向にあると、それから、自信をつけさせる教育が大事だと、自分で課題を見つけ、克服させる力も大事だと話がありました。私今回、こういう大震災をきっかけに、子供たちがいろいろ機会をいただいて海外に研修に行かれる、非常に有意義だと思っています。今までではできなかったことを、やはりこの機会に子供たちにいろいろやっていただく。広報等を見ましても、先月号でしたか、広報の中で、子供たちの海外での活動の記録あたりがほとんど全範囲を占めていると。それはそれで私、非常に有意義だし、特に感受性の高い時期にそういう経験をするのは大切だと思っていますが、いかがでしょうか、子供たちが与え続けられる、いろんな機会を与え続けられる。私は、ちょっと語弊あるんですが、この弊害について配慮する必要はないのか。よく福島市内の子供さんたちから話があるんですが、飯館の子供たちは非常に行かれるいろいろ機会があつていいなと。私はそれはそれで非常にあるんですが、いろんな機会がありますよね。出していただいた資料の中にも、海外だけでなく国内もある。これについてやっぱり教育委員会としては、せっかくこういう機会を生かしていくためには、単に研修を受ける、子供たちを出してやることでない、それだけではない取り組みが私は求められるのではないかというふうに、余計な心配かもしれません。そういうふうに思っていますが、教育長の見解を。

教育長(廣瀬要人君) こういう状況だからできないことは子供たちもたくさんあるんですが、この海外研修等はこういう状況だからできる事業の一つだなというふうに思っておりまして、この支援をしていただいた団体、個人、あるいは地方公共団体とあるわけですけれども、大変感謝をしているところです。ただ、今、菅野委員が心配されておりますように、子供も大人も、こういう体制の中で感動も感謝もなくなる、薄れつつあるということについては、私も大変懸念をしている一人であります。せっかくの好意ですので大いに生かしながら、教育的価値を十分に吟味して、子供たちにも、現在は甘えることがあっても、将来は何らかの機会にそれが社会にフィードバックできるような、先ほどの大谷委員の話ではありませんけれども、指導と教育が必要なのではないかというふうに思っております。

委員(菅野義人君) 恐らく私どもがこの1年とか2年の中で、この教育的効果について論じられるようなものではないんだろうなと。本当に長い間を見て、後で子供たちが、非常に多くの方々の支援をいただいてこういう研修ができた。また、私たち村でも本当に自主財源の4割が寄附金でいただいて村の運営をやっていると。こういうことも含めて、やっぱり忘れないでそういうものに取り組んでいけるようなことを教育の中ではしていかなければいけない。恐らくいろんな機会があると思うんですが、そういう点で、ただ単に子供たちを送り出すのではなくて、今回はこの決算の中では自主的事業あたりは取り組めなかつたですね、子供たちの。そういう自主的な活動にやっぱり結びつけていくと。研修に出すことによって、出すことだけでなく、それを、いきなり成果は求められないんだけども、子供たちの自主的研修の中に結びつけていく工夫というものは、私は、送り出せば出すほどやっぱり組んでいく必要があるのではないかと。それが直ちの成果でなくても、長い目での成果に結びついていくのではないかというふうに思いますが、その辺の考え方はことしの決算を通してどのように思ったか、再度伺います。

教育長(廣瀬要人君) 去年、ことしと支援をいただいている地方公共団体等では、以前に自

分たちも被害に遭って、その恩を今、困っている飯館村に、あるいは飯館村以外ありますけれども、恩返しをしたいというような形で、飯館村に支援をしていただいている、そういうところもございます。先ほどの繰り返しになりますけれども、そういう心の育成というのは、私は非常に大事なんだなというふうに思っております。今すぐ成果は出なくても、やはりそういう意義づけ、教育をしていく必要があるだろうというふうに思っております。ただ与えられた事業だけではなくて、今、菅野委員から提案ありましたように、子供たちが主体的に取り組めるような、そういうような事業も今後、24年度以降、課題の一つになってくるのではないかなどというふうに思っております。

委員長（大和田和夫君） ほかに質疑はございませんか。

委員（佐野幸正君） 質問させていただきます。

今、一次避難リスト及び入居状況というものと、支援物資、各旅館に県からの支援物資が入っている表をもらいました。一次避難所ということで859人受け入れてもらって非常にありがたかったなどと、こう思っております。でも、テレビ、大型テレビ3台、洗濯機14台、掃除機4台、冷蔵庫、レンジ、扇風機10、このようなことで県からの支援物資といふんですか、そういうものが一部の受け入れ先に配布になったということでございます。でも、県からの支援物資ですが、帰る際にはそこに置いてきたということでございますが、この辺の対応はどうなっているんでしょうか。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 一次避難所リスト、ごらんのように本当に多くの受け入れ先で我々お世話になりました、たくさんの村民が二次避難、いわゆる仮設住宅とかあるいは借り上げ住宅等に移る前の非常に大変な期間を過ごさせていただきました。ここで県のほうから、日本赤十字を通して支援物資として備品等がいただけるというお話をございましたので、それぞれの一次避難所のほうにその情報をお持ちしながら、どういった物資が必要かそれぞれヒアリングをして配置をさせていただいたところです。入居中、当然住民の皆さんそのための備品物資でございますので、大型の洗濯機であるとか、あるいはそれぞれお住まいのところの清掃するための共同スペースの掃除機であるとか、非常に有効に使わせていただきました。60インチの大型テレビなんかも取りつけ、支援いただいたところもございますが、当然、設置にも多少負担が伴ったわけですが、これはそれぞれの避難所のほうで負担をしていただいてございます。そういった結果、閉鎖に伴って、これらの支援物資、設置工事費の費用負担ということもございますが、各物資が、使ったことによって摩耗をしているというふうな判断もございまして、県の災害対策班内部で協議をいたしました結果、それぞれの避難所に寄贈していただくのが妥当ではないかというような結論をいたしまして、村としても避難所とそれ確認書という形で、これだけの台数をそれぞれの避難所に寄贈というか、置いてきたという経過がございます。当然これは、県と村と相互にそれを考慮した上で、避難所のほうにその情報をお持ちして、避難所のほうでも、そういうことであれば大変助かりますということで現場のほうに置いてきている状況でございます。以上です。

委員（佐野幸正君） 旅館によっては、全然いただいていないというところもあります。それで、一生懸命みんなの世話をしたと。支援物資は、旅館のための支援物資が来たのではあ

りません。避難している住民らが困っているからということで日赤なり県からのいただきものだと、こう思っております。いなくなったらば、旅館でもこれは使わないものでしょ。避難している人のために持つていったんですから。これはちょっと質が違うと思うけれども。県だって国だって村だって、これは有効に使うのが本当ではないんでしょうか、いかがですか。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 当然、避難の皆さんのために有効に使うというためにこの支援をいただいたわけでございます。一つの目的が、一次避難所という生活でございましたのでその目的が達成したという段階でこういう対応になったわけでございまして、決して避難の皆さんがそれで不便というようなことではないのではなかろうかと思います。全く村独善でこれを決定したことではございませんで、県のほうからそういう協議をいただいて進めたということでございますので、ご理解いただければと思います。

委員（佐野幸正君） 非常にそういうことでは納得はいかないんです。県と村と協議の上、これは置いてきたということで間違いないんですか。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 間違いございません。

委員（佐野幸正君） そうしたら、村では置いてくるということで全然異議がないということです置いてきたんですか。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 一人一人の、日赤家電というのはまた別途に避難先で支援をいただくという流れが当時もうでき上がっておりましたので、これら一次避難所での比較的大型の備品でございますので、それを持ち帰つてくるということは当然考えておりませんで、お世話になったところに使っていただくというのが妥当なんだろうなという判断でございます。以上です。

委員（佐野幸正君） 世話になったといつても、県でも1人当たり5,000円出している。そういう関係上、お世話になった分はお金は払っているということで、そこにその大切な支援物資を置いてくるというのはちょっと考えが違うんじゃないのかと思いますが、いかがでしょうか。

副村長（門馬伸市君） この中には、ほとんど閉まっている施設もあります。それで、我々のためにあけていただいた、わざわざ閉めてあるところをあけてもらったという施設も結構あります。ですから、そういうところにお世話になったわけですから、そこで要らないというのであれば別ですけれども、必要なもの、再開するに当たって必要なものなので、それは、お世話になった者としてはそこに置いてくると、県もそういう意向だと、こういう話ですので、その辺はお世話になった村としてはそういう置いてくるというのも当たり前なのかなと思いますけれども、そうではないでしょうか。

委員（佐野幸正君） 副村長はそういう考え方かもしれません、一般村民はそういうことはないと。みんな何で置いてくるんだべと、こういう不信の声が上がっております。ましてや旧岡田旅館は、閉鎖していたところですか。そこでなんかは、非常にもう、店屋物ばかりで、みんな避難した人は油かかって困ったと、そういう声まで上がっておりました。そこになんかは冷蔵庫、掃除機、扇風機10台も置いてきたと。これはどうなんですか。

村長（菅野典雄君） 我々、避難生活に多くの人たちのご援助を、スタートから、避難最初か

らいただいています。そういう意味では、本当に私たち、この物品だけではなくいろいろな方たちに心からの感謝を申し上げ、そしてまた、これからの方たちとのつながりをやっぱり生かしていくということが必要なんだろうと、このように思っています。

それで、今、ご質問にあった、とりあえずこの一次避難所にその当時、あちこちからもったものが、当時、1ヶ月、2ヶ月使わせていただいたと、こういうことだと思います。本来は今、ご質問のあったように、その避難の人たちにいただいたわけですから、場合によっては持ってきて、場合によってはまた二次避難のところに持っていくというのもやはりあってしかるべきと、このように思います。でも、多分、それぞれの避難の大変な思いをしたときに、無理やりにあけてもらったりなんだりしたところに対する感謝の気持ちも多分、当時の人たちがあったのではないかという、一部の人にもやっぱりあったんだろうというふうに思いまして、また別なところに避難すればそれなりの最低限のものはいただけるので、それはそれでということでそのまま置いてきたんだろうというふうに思います。持ってくるのも一つの道でありますし、置いてくるのも一つの道、まさにいろいろ大変な中で、それぞれの判断をされたとこのように思っていますので、もしそういう方がいましたら、その辺の気持ちをお伝えしていただきながらご理解をしていただければと。まさか今、行ってそれをよこせというわけにはもういかないことがありますので、ぜひその辺はご理解をいただきたいというふうに思います。ただ、これからのこと今、いろいろ来ているのも事実でありますから、そういうものはできるだけ住民のほうにお配りをさせていただきながら、どうも人によってはもらうのが当たり前、ああこんなものしか来ないのかというような気持ちもあるようありますから、そこはやっぱりきちんとしないといけないと、このように思っていますので、今、ご質問していただいた気持ちを回りにぜひ広げていただければありがたいなど、このように思っているところであります。以上であります。

委員（佐野幸正君） 日赤、県、これはやっぱり避難して困っているから、そういうところにもきちんと対応するということでされたと思います。旅館、閉鎖すればそれは旅館では、もう避難民はないんですから、本来ならば要らないはずなんです。それは取り違えては困ると、こう思っております。私はですよ。

次に、質問なんですが、支援物資、村に大変いろいろ来ていると思うんですが、見守り隊の人たち、何だ、いろいろ来ているんだけれどもどうしたんだべなというような話もありますので、どのようなものが今まで来てどのような使われ方をしたのか、主なもので結構ですので、その辺のことを教えていただきたいと思います。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 手元に詳細な資料を持っていないので今、思い出せる範囲でということでございますけれども、当初、仮設住宅に難民を助ける会のNPOのほうからさまざまな生活用品という形で、ボードですか、食器なんかを重ねておけるようなボードとか、あるいはこたつとか、もう本当にかなりの生活用品という形での支援をいただきました。これは当初、相馬市の仮設団地が、難民を助ける会は最初にそこに手がけたんですけども、飯館も1団地どうぞと相馬市のほうから枠をとっていただきましたので、そ

こに飯館の皆さんも最初、入居始まりまして、その後、それ以外の団地もどんどん入居が始まりましたので、引き続き難民を助ける会にはそういう支援で仮設の入居者には生活物資をいただきました。そのほか、お米の支援というのも相当ございまして、当時やっぱり食べるということに関しては相当皆さん、放射線のことを気にしたりございましたので、お米の、そんなにたくさんではなかったかとは思いますが、1世帯10キロ程度の支援はできたのかなと思っています。そのほか、さまざまな入浴のシャンプーであるとか洗剤であるとか、（「主なもので結構です」の声あり）そういうしたものもいただいておりますし、それから、これは仮設団地なんかは特にそうですけれども、ベンチですね。屋外で生活するためのベンチをいただいたり、それから、イベントのためにということでテントを10張ほどいただいたり、松川第1のイベントのときに使いましたが、その後、それぞれの団地のほうに2張、3張ぐらいずつ配分をしてございます。そのほか卓球台なんかもいただいたところもございますし、あと、自転車なんかもいただいたところもございます。あとは、栽培して楽しむということでは、野菜とか花の苗、プランターの中に植えたもの、あるいはプランターと一緒に植えましょうという形で支援をいただいたというようなこともあります。今、とにかく頭の中にいろんなものがめぐっていまして整理できていない状況ですけれども、多くの支援をいただいているという状況でございます。

委員（佐野幸正君） 大体平らに配ったものはいいんです。見守り隊が心配しているのは、使わないで倉庫に詰まっているはどうするんだべというのが見守り隊の心配ですから。

（何）の声あり 何だかわからないから聞いているんです。

村長（菅野典雄君） かなりの物品を、大きいのから小さいのからいただいています。一番最初に皆さん方からいただいたのは、どうも仮設のほうにばっかりでその他には行かないのではないかというお話をいただきました。確かにその事実はありました。つまり、我々、なかなか1件1件住所を探してという話にはなかなかならなかつたと。こういうことがありますて、その声をいただきまして、多分、1回だけではなくて2回ぐらいかもしれません、皆さん方に来ていただいてどうぞという話もさせていただいたところであります。近ごろはまたいろいろなイベントのほうに回させていただいたということで、この前はグラウンドゴルフのときに、いただいたものに、それだけではだめだから、ただの景品と思っていられたのでは困りますよということで、きちんとコメント、これはこういう形でいただいたものですからぜひ感謝の気持ちをという文書も添えさせていただくように指示をしているところであります。

今度、文化祭が文化センターのオープンに乗じてあります。例えば、夕方、佐藤宗幸さんのコンサートがあります。村民の方に来ていただくつもりなんですが、こうしてお世話になっている飯野の皆さん方にもぜひよかつたらという声を出すつもりでございます。そのときに、さあどうするかという話になったところであります。しかし、やはりそこで色分けもできないし、世話になっているということだから、わずかなものでありますからその方たちにもお配りをしている形、量があればそれでいいのではないかという話になっているところであります。そのときに、あれ、あれは飯館村の避難のためにもらったのに何で飯野にという話をやっぱりするべきではないのではないかと、このように思っています

ので、ぜひその辺ご理解をいただきながら、ただ、思いは、できるだけ均等にというのは当然あるべき姿でありますので、見守り隊の事務所に行かれたときにはその辺をぜひ言っていただきてお願いをしたいと、このように思っています。どうもあのところでの情報の交換が誤解を生むところになりつつあるのかなと思っていますので、決してそんなことはございませんのでご理解をいただければというふうに思っています。以上であります。

委員（佐野幸正君） 支援物資も平らに分けられるものならば非常にありがたいんですが、私も松川第1にいるものですから、非常に支援物資は指定で来ます。でも、数がちょうどいかないということで、非常に班長さんたち、困りながら分けているという状況でございますが、仮設によっては俺らのところは支援物資要らないと、分けるのに大変だからと、こういうところもあるように聞いております。やっぱりこの辺の、せっかく、対策班ではその辺はどのようなことを考えておりますか。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 当然、支援というのは相手側が善意で寄せられるということでございますので、数とかを、向こうの事情というのがあるんだろうと思います。そういった中で、仮設等の管理人の会議なんかでもそういう情報交換をしてございますが、特に配給するのに大変だからという話は、多分、その話題が出たときは、そうではないんではないでしょうかと。やっぱり支援していただける相手のお気持ちを十分に酌み取る必要もあるだろうし、それから、やっぱりそれを有効にこの避難生活の中で私たちが使わせていただくと、そういう考え方で受け入れていくという方向でお話し合いをしているところでございます。（ ）

委員（佐野幸正君） 質問、変わります。村の有害鳥獣でございますが、去年、震災ということで非常にその対策は全然やっていないというようなことだと思うんです。予算が上がっていないから。それで、今、非常に田んぼや畑、穴だらけになって困っているという人がいっぱいいるんです。その辺の対策はどうなんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 有害鳥獣ですね。お質しのとおり、昨年度につきましては避難ということで、有害鳥獣の駆除隊等への補助金等は中止という形で計上を下げてきたというところが経過でございます。そのような経過の中から、やはり今、お質しいただいたように、人けがなくなったのと田畠に餌がないということで家回りまで来ていると。庭先の球根とかそういうのも掘り始まっていると。猿についても、家の屋根にまで上がってきているというような部分がやはり昨年度ありまして、今年度、そういう意味ではその活動ということで補助金等を計上しながら、駆除隊等を編成して今、やっているところでございます。週1で定期パトロールを行っているところでございますが、何せイノシシ等につきましては夜間動くという部分がありまして、どうしてもパトロールの時間帯になかなか出会う機会がないと。あと、おり等についての捕獲も計画しておりますが、避難先にそのまま置いてきていると、現地にあるままという部分もありまして、それについても移動しながら、通り道等に設置するというような計画もしているところでございます。今のところ、その実績という部分では、上がってはいないところであります。もう少し、捕獲隊の方々といろいろ詰めておるところでございますが、なかなか決められた時間内でやらざるを得ないというのが今の避難においての状況でありますので、隊長初め前向きにいろいろ（ ）

検討をいただいているところでありますので、もう少し検討させていただければというふうに思っております。なお、イノシシ、猿等は、県のほうに許可をいただく中で、捕獲するという部分はきちんと話をさせていただいておりますので、今後も詰めさせていただければというふうに思っております。以上であります。

委員（佐野幸正君） 昨年は災害のためにやらなかつたということで、非常にやはり猿、イノシシがふえているというのが現状でございます。また、猟友会の中において鑑札をかけていないという方が非常に多くなりまして、それもやっぱり一因だと思っております。昨年は何名、狩猟の鑑札をかけたんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 昨年度、23年度の鑑札関係でありますが、ちょっと把握しておりませんので、申しわけございませんが、ことしの体制を組む際には一応11の方々には鑑札をとっていただいて、昨年のもう一つの体制が組めなかつたというのが、獵銃の保管という部分があつたと。避難されるときには避難先には保管できないという話があつたということで、それぞれの獵銃店のほうとかにお預けをしてきたと。そこから持ってきて捕獲をするといつても、時間差があつたりということでなかなか体制が組めないだろうと、問題点がそこに一つあつたという部分であります。ことし、24年度をやる際にはその辺のクリアが必要ということで、警察のほうと国のほうの参事官のお力もいただきながら、警察のほうと協議しながら、その辺については幅を持たせていただいて保管もできるということになりました。そういうことで、昨年の鑑札については確認しておりますが、ことしについては一応捕獲隊の11名はとつていただいているというふうに思っております。以上であります。

委員（佐野幸正君） 私はその辺は詳しいんですが、昨年は10名以内なんですよ。ことし、捕獲隊員11名というふうに聞いております。でも、地域別で見ますと、飯曾地区は一人だということを聞いております。その辺で弊害は出ないんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 地域別という部分では検討はしていなかつたかなというふうに思います。いわゆる猟友会の方々でそれぞれ横のつながりを持っていただいた中からお願いしてきたという経過がございまして、本来であれば、今お質しあるようになつぱり地域別という部分もあるかと思っておりまして、捕獲隊の体制を組む際にその辺も考慮すべきだったかと思いますが、ことしについては、猟友会といいますか、前の捕獲隊の方々を中心と考える中でこの11人の体制になったという経過でございますので、ご理解をいただければと思います。

委員（佐野幸正君） 有害鳥獣駆除隊には許可証は要らないんです。狩猟免許を取るときは、11月15日から3月15日までは狩猟免許が必要なんです。でも、10名いないということで、非常にこの有害鳥獣がふえる原因になつているというふうに私は認識しておりますので、その辺の、これから狩猟免許、新しく取るとか狩猟免許を別に税金を納めて取るという場合に、村で助成してやるというような考えはあるでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 先ほどであります。捕獲隊のメンバーであります。今確認しましたら猟友会の推薦をいただく中で決定してきたということでございますので、ご理解をいただければと思います。あと、大変申しわけありません。私は獵銃を持ったことが

ありませんで、制度的なもの、大変勉強不足であります。そういう意味では、佐野委員のほうがご存じだったということで、下手な答弁をしまして大変申しわけございません。

ただ、委員がおっしゃるとおり、必要性のある隊だというふうに思っておりますので、先ほどの鑑札関係の免許の部分の経費、やはり金額が更新時にもかかると聞いております。そういう意味では検討すべき事項かなと思っておりますが、今後、イノシシ、猿の捕獲についてもきちんと検討させていただく中で協議をさせていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上であります。

委員長（大和田和夫君） よろしいですか。

本日の質疑はこれで終了いたします。

なお、あすも午前9時からこの場において開催しますので、定刻までにご出席くださるようお願い申し上げまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

（午後4時5分）

()

()

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年9月19日

決算審査特別委員会委員長

大和田和夫

○

○

平成24年9月20日

○
平成23年度飯舘村決算審査特別委員会記録（第3号）

○

平成24年9月20日、飯館村役場飯野出張所議会議場において午前9時00分より開催された。

◎出席委員（10名）

委員長	大和田 和夫君	飯 橋 善二郎君	北山文子君
副委員長	北原 経君	菅野義人君	大谷友孝君
委 員	松下義喜君	志賀 豪君	
	佐野幸正君		
	佐藤八郎君		

◎欠席委員（なし）

○ ◎説明のため出席したものの職氏名

村 長	菅野典雄	副 村 長	門馬伸市
総務課長	中井田 榮	住民課長	濱名光男
復興対策課長	中川喜昭	生活支援対策 課 長	佐藤周一
会計管理者	齋藤修一	健康福祉課長	藤井一彦
教育長	廣瀬要人	教育課長	愛澤伸一
農委局長	齊藤修一	選挙管理委員会 書記長	中井田 榮

○ ◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長 但野 誠 書記 山田郁子 書記 松下義光

飯館村決算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（大和田和夫君） おはようございます。

昨日に引き続きまして、決算審査特別委員会を再開します。

（午前9時00分）

委員長（大和田和夫君） 質疑の際は、挙手の上、発言の許可を得てから、それぞれのページと項目を示し、できるだけ簡明にお願いいたします。

また、答弁者も同じく簡明にお願いいたしたいと思います。

それでは、議案第53号から議案第58号までの6議案について一括して質疑を行います。

これから質疑を許します。

委員（北山文子君） おはようございます。

一般会計の1ページから11ページの辺で、決算についてお話ししたいと思います。

今回の決算において、歳入歳出差引額の約11億円が目立ちますけれども、きのうの説明で特別交付税とか、あるいは復興対策特別交付税であることはわかりました。しかしながら、予算額に対して決算額が少ない、不用額が多い、こういうことがいろいろ見受けられますけれども、決算見込みで全体的に3月補正で減額できなかったのはなぜなのかお伺いしておきます。

総務課長（中井田 繁君） 決算書の厚いほうの11ページの不用額ですね、5億1,846万1,522円というような形で決算額が出ております。これは委員さんご指摘の内容は、3月補正で補正を受け残をして、そして補正額となるべく少なくできなかつたのかというようなご質問かなと思いますけれども、実は、1日目のときに早足で若干ここは飛ばして説明した関係もありまして、若干詳しく説明をさせていただきたいんですけども、実は5億1,846万1,000円の内訳ですね。大まかな内訳なんですけれども、大きく繰越明許分と災害対策費分と、その他の避難によっての不用の部分があります。大きく三つあります。じゃ、繰越明許分はどのぐらいあるかというと1億6,140万1,000円、これは22年から23年に繰り越しになってきている分なんですけれども、この分が繰越明許額で不用になっている。じゃ、この内容はどんなものがあるかというと、一つには子ども手当のシステムの保守点検業務があります。二つ目には、農道大森地区の改良工事が1,700万円ほど残っています。あとは、草野幼稚園の跡地の整備工事940万円ほど残っています。森林整備過疎化林業再生事業600万円、林道の整備なんですけれども、マキバ線、市沢古今明線、柄久保大倉線というようなことで4,000万円ほど上げてあったんですけども、それが震災によってできなくて残つてしまつたと。あとは、住宅の耐震が1軒分、あとは主なものでは道路の改良舗装工事、これが桶地内、草小前の団地の造成分、あと飯樋小学校の進入路ですね、これが5,900万円ほど、合わせて繰越明許で1億5,730万4,000円。あと事故繰越分でアイノサワの遊歩道分の整備工事409万7,000円ほど。合わせると大体1億6,140万1,000円になるんですけども、これが残つている。

これは、ご承知のとおり、3月11日の震災前、1カ月前に予算はつくるわけでありまし

て、2月には繰り越しをするような形で手続をしながら、そして3月の議会にかけるという形だったんですけども、3月11日震災に遭ったので不用額が出た。さらには、2月の繰り越しをやって、その後入札をやって請差が出たんですけども、その請差というのは、繰越明許なので減額補正はできないんです。できない形になっているんですね。ですから、その部分がそっくり残ってしまうと。その額がいろいろ合わせると繰越明許額で1億6,140万1,000円になったと。それが一つ。

あともう一つは、災害対策費なんですけれども、実はここで1億1,533万6,000円残っています。これは決算書の厚いほうの119ページを見ていただきたいんですが、1億1,533万6,000円残っています。これは災害対策費で震災以降、きのうもお答えしておりますけれども、とにかく議会とも事前に打ち合わせをさせていただきながら、ほぼ満額予算をつけながら事業を進めてきたわけでありますけれども、その中でも災害対策費として、例えば修繕費、一般報償費、重機借り上げ料、燃料代、あともう一つ作業人夫等はどうなるかわからないので、最後まで押さえておくというふうな経過がございます。ですから、最後まで予算を残して、いざ震災の生活避難対応でどのような対応もできるようにということで、こちらで最後まで予算を押さえておくという経過もございますので、災害対策費9・1・6のところで最終的には1億1,500万円が残ってしまったと。

あともう一つは、他の被害によって不用額として、これは前回にかかる内容でございますけれども、2億4,172万4,000円が最終的には不用になってしまったと。これはそれぞれの事業を精査しながらずっと進めてきたわけでありますけれども、最終的には不用になってしまったと。

合わせて、ここにありますように、不用額5億1,846万1,000円のうち、今のような理由のもとに不用額が出てしまったという経過でございます。

委員（北山文子君） 3月11日に震災があつていろいろな生活面についても今後行政の執行なんかもどういうふうになるかわからないということで、多目に見ていましたという話をしております。それはわかりました。

最後に、予算執行権を持つ執行部にとっては、将来を見込んだ基金積み立てというのは、きのうも言われて最善の策だと思っていますけれども、1年を通して、また1年暮らしていく村民にとっては、その日その年しかサービスが受けられない。確かに精いっぱいやっているというのはわかりますけれども、そこを何とか村民の人たちの願いをもう少し聞き入れてもらいたいと思っていますし、特に高齢社会においてはこの1年というのは大変な日にならんですね。世代間の平等に照らして不用額の多少というのは、やっぱり不平等にならないのか、そこ辺をお伺いしたいと思います。

村長（菅野典雄君） きのうもこの予算の執行についていろいろな方からご質問をいただきました。いわゆる財調に多額のお金が入ったわけあります。それはそれで大変村にとってはいいことですが、一方で、内部的には財調が多くなるということが国に対してどういう形になるのかと。決して多いことはいいことだけれども、多いことによって大丈夫でないかという話を言われたのでは困ると、こういうこともあったわけですが、結果的にはここに入れさせていただいて、これから議会との相談なり、あるいは住民の声をという

ことであります。ですから、その入れ方によってこだわるつもりは全くありません。

それで、実はきのうも仮設の方たちとお話をさせていただいたところであります。仮設は基本的には県に要望、こういうことになるんですが、県が全て対応できるとも思わない、あるいは言ってはいかなければならぬんですけども、もっといろいろな細いところがあるんではないかと、そういうものにやはりしっかりと村としては予算をとって、県だけ、国だけではなくて、我々としてもやはりこの復興に対してのお金が来ている、それを住民の細々とした要求にできるだけスピーディに応えていくと、こういうことが必要なんだろうと、こんなことを改めてきのうの座談会で感じたところでありますので、今後も、そしてまた来年度の予算についても、やはり独自の予算の中で臨機応変に対応できると、こういう体制なり予算案を考えいかなければならぬと、このように思っていますので、いろいろな声を、全てできるとは思ひませんけれども、いろいろな声を村民からも、そして皆様方からも上げていただきながら、これから対処していきたいと、このように思っているところであります。以上であります。

委員長（大和田和夫君） ほかに質疑はございませんか。

委員（佐藤八郎君） きのうもいろいろ質問させていただきましたけれども、資料を請求していただいたもので何点かやりたいと思います。

まず、放射能に関する事業について資料を求めたんですが、いつ、どこで、講師は何人参加したのかわかったんですけれども、そのときに使われた資料とか費用、あと行政としてこの講演会をやることについてどれだけの実務を行ったのか、周知なり参加者を集めるバス配置なり、どういったことがあったのかお聞かせください。

◎休憩の宣告

委員長（大和田和夫君） 暫時休憩いたします。

（午前9時15分）

◎再開の宣告

委員長（大和田和夫君） 再開をします。

（午前9時17分）

委員（佐藤八郎君） あと、避難に関する部分で国の指示前と後に分けての動きということですけれども、国の指示前は村として避難という動きはやすらぎと鹿沼ということで、この避難所ですと入居状況については上がってこないということでいいんですかね。

あとは、避難に関してのそれぞれの村で世話をしたもの、県で世話をしたもの、個人で探しもの、そういう分類はどの程度のものになっているのか伺うものであります。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 避難の国の指示前の状況というのは、やすらぎと鹿沼ということでございますが、その二つの施設がまさに国の指示前の避難先ということでございます。

それから、避難のあっせんの、いわゆる県それから村で確保したものということではありますが、ご案内のように、仮設住宅、これはすべて県が村の要請を受けて665という戸数を確保していただきました。公的宿舎については、県を通したもの、あるいは村が直接機関というか団体のほうにお願いをして開設をしていただいたところもございます。戸数でい

うと300を超えるわけですが、実際の入居は198ぐらいでございます。そのほかは、いわゆる県が借り上げ住宅として全て補助をするという中身でございますので、それぞれ村民の方が借り上げの不動産業者を通して手続をとっておりまして、それを村が県の代行という形で受け付けをしまして、県の借り上げ補助の仕組みの中に入れていくと、そういう流れでございます。その借り上げの戸数は約2,000ぐらいの戸数になるかと思います。以上でよろしいでしょうか。

委員（佐藤八郎君） 仮設は県、国ですか。公営宿舎も国とか企業とか。借り上げについては2,500。これは村、県にかかるところで、借り上げ自体は。自分で探した方はどのくらいあるんですか。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 自分で探すというか、基本的に借り上げアパートについては、村でも県からの借り上げアパート、こういうアパートがありますという情報はいただきました。結果的には、その情報を村民の方にお届けしながら、それぞれの方が自分で不動産屋さんを訪問して物件探しをするという流れがありますので、村があっせんという形は、いわゆる借り上げアパートについてはございません。基本的には入居者本人が探すという形だったと思います。以上です。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、借り上げの部分は自分でご案内はしたけれども、決めて申請してというのは自分だということで、2,000戸の部分は村がそれなりに実務の中でご案内をしたということですか。

生活支援対策課長（佐藤周一君） そのとおりでございます。手元にある数字ですが、9月1日現在、1,670戸ということです。

委員（佐藤八郎君） 実際は違うんじゃないですか、言っていることと。村のお世話にならないで自分で探した人もかなりあるというふうに私は聞いているんですけども。違うんじゃないですか、何%というパーセント的には出るんじゃないですか。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 借り上げ住宅の制度は、二つの制度に分かれておりまして、県が借り上げ住宅として県が借り上げたものを各自治体に割り振って、その中で入居者がいればという一つの仕組みと。それから、特例措置として村民の方が自分で見つけたものについては、特例という考え方で借り上げ制度の中に入れていきましょうという二通りがございます。

飯館村の場合は、特例で選んだ方がほとんどでございまして、県の枠で選んだのは五十数世帯ということでございますので、1,670のうちの1,600ぐらいは自分で選択をして県の制度に入っていただいたと、借り上げの支援にしていただいているというところでございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） 質問を変えます。

飯館の見守り隊についてのうもいろいろ議論がありましたけれども、放射線量の部分で高い順位10人分と、平均が出されていますけれども、こういうふうに見た場合、どういう人たちが高くて、どういう人たちが低いという状況なのか。どういう総括というか、どういう見方を村としてはされたのか伺うものであります。

住民課長（濱名光男君） 線量の高い方の傾向でありますが、パトロール地区の線量が高いと

いう方ではなくて、そう高くなかったところの地区の方も線量が高いということで、ある程度車に線量計を置きつ放しだったとか、そういう方も中にはおりました。毎月、線量が高いほうの方10名については個別に理由、原因を探るために聞き取りをしておりますが、特に見守り業務の中で高くなつたというふうなことではないようあります。ちなみに、一番多かった方は深谷の方であります。それから、2番目が比曽、小宮の方が結構高い方が多いです。これは恐らく勤務されていないときにうちにおつたり、農作業をしたりという部分もあるのかなと考えております。

もう一つ原因是、ガラスバッヂなんですが、通常そんなに頻繁にあけないということなんですが、毎月定期的に線量を見るためにあけているということで、ちょっと精度が余りよくなないという状況もあったようあります。以上です。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、高い地域をパトロールしている方が線量値が高いといいうコールになつていないと、それが今の話かな。それで、どちらかというと見守り隊としての仕事中じゃない部分でのものが原因で、例えば車に置いていたとか、うちに回る回数が多いところが、泊まるかどうかはわかりませんけれども、そういう諸要因が重なつて高い人が出たということでしょうか。（ ）

住民課長（濱名光男君） そういうふうに考えられます。ちなみに長泥で一番高い方は6までいっていないと、5.88という数値ですので、順位としても25番から30番近くという順位になつております。大体上位50人の中に長泥の方は二人程度しか入っておりません。そういうことからしても、地区の線量が影響しているという状況ではないように見受けられます。蕨平の方については4位の方がおりますが、上位50人の中にはその方も含めて2名しか入っておりませんので、そういうことで、先ほど申し上げたような理由があるかなと思っております。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、見守り隊の方々はそもそもそれなりの外部なり内部の被ばくを受けた中での避難先からの緊急雇用の働き場ということで働いて村の財産なり地域を守つてもらっているんだけれども、その方々に放射線に対しての教育とか基本的な線量計の扱い方にしろ暮らし方にしろ、どういう基本的な部分での方針といいますか、そういうものはあったんでしょうか。（ ）

住民課長（濱名光男君） まず、線量が高い地区については、パトロール時間の制限をしております。それから、低いところでも4時間以内ということにしております。それから、隊員は基本的には宿泊しないということで、避難先から通うことが原則であります。ただ、冬期間、雪があったり夜遅くなつたときには、危険な部分もあるので、そういう部分では一時うちに寄つて休んで明るくなつてから帰るということも一部認めておりました。春から冬期になるまで、この間については基本的には通勤ということで、余計な線量を浴びないような形をとっています。

それから、健康の部分でも、高い方、特に上位の方については毎月聞き取り調査をして、原因調査もしてきたところであります。それから、健康管理の部分では、支援団体の協力を得まして健康相談等を行っております。以上です。

委員（佐藤八郎君） そういう方針を持ちながらも平均からすれば10位以内の人たちは倍ぐら

いということで、毎月聞き取りして原因追求をしたと言いますけれども、どのような原因であって、それはどういうふうに改善されて今の見守り隊運営に生かされているのか。

住民課長（濱名光男君） 原因としましては、宿泊したという方もおりました。それから、勤務時間外は車に日中置き放しにしていたとか、それから原因不明ということで機器の不具合と考えられるものもありました。宿泊している方については、宿泊しないようにという指導を行っております。

きちんと持ち帰ったり置き忘れたりしないような指導もしております。以上です。

委員（佐藤八郎君） 見守り隊に行くと、いろいろな声がいっぱい出されて、いろいろな問題があるんですけれども、そもそも議会に最初見守り隊の任務なり役割なり、見守り隊の運営のあり方なりいろいろ説明があったことと異なる点がかなりあって、隊長の権限がどこまであるのかわからないようなところもあったり、きのうも若干ありましたけれども、本人承諾なしに登録があったり、いろいろなことが起きているんですけども、一体なぜそんなような状況になったり、隊員同士がぶつかり合うようなこともあったり、いろいろあるんですけども、なぜそういうふうになっていたんでしょうかね。

住民課長（濱名光男君） まず一つは、スタート時期が避難の時期に合わせるというようなこともありますて、急いで検討されたと。隊員も急遽募集をしたという部分での周知徹底が不足だった部分もあるかと思います。

それから、一応区長さんの推薦で勤務割り振り等については隊長さんにお任せするという形になりました。そこで、隊長さんの認識不足というか、こちらの説明不足というか、そういうこともありますて、指示系統がきちっとしていない部分がありました。それから、隊員の意識の部分ですが、これも村の臨時職員という意識がないような状態というか、普通の作業員みたいな、そういうような意識で、報告、連絡網が隊を通じてとか、何か問題が発生しても隊長を通じてとか、隊の中で議論してという、そういう部分が欠けていたような気がします。

その分については、隊長会議のときに徹底するようにお願いをしてきたところあります。以上です。

委員（佐藤八郎君） 何か基本的にはお茶を飲んで回ったり、そういうことはしてはならないとか、あとはうちの周りをぐるっと回って、冬期間はどうかわかりませんけれども、そういうのが回らなかつたり、全地区回るのに最初の時間の人はここまで、次の時間の人はここまでとか、全地区を必ず回らない地区があつたりとか、隊長が権限で君はやめなさいというようなことをやつたりとか、いろいろあるんですけども、そういうのは何か決めか何かあったんですか。こういうことをしたらどうだとか、ああだとか。

住民課長（濱名光男君） 解雇というか、その部分については、今としてはきちんと決めはありませんけれども、ただ何か問題があれば、推薦をした区長さんとか隊長さんに相談をして意向を聞いてという形になります。

それから、巡回等については、パトロールのやり方については、きちんとかいうふうにするんだというものはお配りをして、基本的には全部回るとか、引き継ぎをきちんとするとか、そういう部分については指示はしておりますが、中には隊長の命令というか、指

示を無視する隊員もいるというのが実態だったようあります。その部分については、何か聞くたびに事務局を通じて、それから隊を通じて個人に注意するようにお願いをしておるところであります。以上です。

委員（佐藤八郎君） 緊急雇用で国の予算の支出なんですが、これは監査に伺うんですけども、泊まつてもガソリン代をもらっていた方もいたとか、あとは公務的な仕事についていた人も臨時雇用されていたとか、今言った地区全体を回らないで3地区に分けて時間帯でやつたとか、本来あるべき姿でないことが実態としてかなりあるんですけども、そういうことについてはどういう指摘なり、中身的にはどういうふうに監査されておられますか。

代表監査委員（渡邊守男君） 見守り隊のことでございますけれども、担当課長並びに担当者の説明に基づいて監査をしたわけでございますが、今委員がおっしゃるような支払い報告はございませんでした。ですから、私ども監査としては、出された書類がそのとおり精査されていたということで、23年度の見守り隊の決算審査は終わったわけであります。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、私が言ったような実態は聞いていない、実態はないということになりますか。今後、国なり県なりにそういうことでの金の問題でいろいろ文書が上がったり何だりした場合はどういうふうになっていくんでしょうかね。そういうものはないという。特にどういう原因かわかりませんけれども、やめさせられた方とか、いろいろな疑問点はいっぱい持っているようですけれども。だから、そういう部分で問題が出ていく心配はないですか。

村長（菅野典雄君） 何度も申し上げていますように、いわゆる避難するときに村をしっかりと守るということが我々避難している間、やはり安心して避難ができるということで、それについてはやっぱり我々がしっかりと避難してしまった村を守ると、こういうことでできたことでございます。幸いに緊急雇用という財源を使わせていただいて、仕事のなくなった方などを中心に見守りをしていただいているということであります。

当然、補助事業ですから、金銭的には何らそこにやましいところは全くないと、このように今監査委員からもお話をいただいたところであります。ただ、内容的に今お話をいただきましたいろいろな点が決してないということではないと思っています。きのうも答弁をさせていただきましたように、もう一度原点に返って、やるべきことはやり、守ることは最大限守ってもらう中でやっていただくことが当人にとっても、村にとっても大切なことでありますので、来年と言わざるにもう一度パトロールの皆さん方にその旨お話をし、今お話を出たようなことが少しでもなくなるような努力をしてもらうように、こちらのほうでお話を聞いていきたいと、このように思っていますので、どうぞご理解をいただければと思います。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 私は、同じ隊員同士がいろいろ言い合っているのを聞いて、実態が本当にあるのかということでいろいろな角度からいろいろな隊員に聞いていますけれども、いろいろ本当にあるみたいなんですね。だから、そのことをやっぱりきちんとつかんで、直すところは早目に直していかないと、うまくやった人はうまくやったみたいな話になっていては問題だし、以前は公務にある方、別な公務を持っていながら勤めていた部分もあるんですけども、それはそれで認めた中でやったことなのかどうかわかりませんけれども、

本来はそういうことはないんでしょう。誤解されている部分もあるんでしょうけれどもね、隊員みずからがね。本来、震災が起きてその人は退職したのに、最初から臨時職員だったのに、片一方に役場に仕事あるんでないか、そしてまた出ているというのはおかしいとかと、誤解されている部分もいっぱいあると思うんですけども、そういう部分もきちんと是正していかないと、今言ったような原点に返ってのきちんとした運営にはなっていかないんじゃないかなと思うんですけども。

村長（菅野典雄君） それぞれ多くの皆さん方が村をパトロールするということで、集まっていろいろ情報の交換をする場になっているなど、こういうことで、ある意味では本当にありがとうございますし、またそれぞれ自分の言い分、あるいは相手の言い分というか状況などを言い合っていますと、やはりそういうようなお話がある意味では過大に広がっていくと、こういうことではないかなという気はします。

この避難中でありますから、その辺はそれぞれ自覚をしたり、あるいは相手の立場に立って考えたり、あるいは責任の所在を自覚してもらうとか、そういうことが大切なんだろうと思っていますので、何度も言いますように、もう一度その辺のところを皆さん方にお話をさせていただいて、今お話をいただいたようなことが少しでもなくなるように努力をしていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 確認しておきますけれども、去年の中での、去年は8億円を超える予算ですか、そういうものが来ていて、その中の国検査なり監査が入った場合に、何ら問題になる点は今のところはないというふうに言えるんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 8億円という予算をいただいたんですが、実質的にはちょっと私細い数字はわかりませんが、多分6億円ぐらいで、必要のないものはしっかりとお返しをさせていただいたと、これが23年度ではないかなと思っております。したがって、お金のほうは全く心配なく対処していると、このように思っております。以上であります。

総務課長（中井田 榮君） 先ほどの放射線の講演会の講師謝礼の分でありますけれども、この資料に基づいて上から順序に従って説明をさせていただきますけれども、まず3月25日から4月10日までの講演会につきましては、県の派遣で無償対応になっていると。6月9日、東大の医学部の中川先生の講師謝礼は、民報主催でやっているということで、これも村からは出していないと。次の7月22日、1日のうちに2回やっていますけれども、教職員対応と継続企業向け、これは内閣府の派遣ということでやっております。次の12月26日の田中先生は、これは講師を辞退されたということで、最終的には無償になると。最後の1月24日の中川先生の講演会につきましては、これは村主催でやっているということで、15万円が支払われております。

委員（佐藤八郎君） 費用はわかりました。村でお金を払ったのは1回だけだと。あとは全部県、國のもとに、民報もありますか、派遣されて講演をした方だということになります。いわゆる県と國のお墨つきをいただいた講師が講演をしたということになります。

あとは、この講演会にどのように村民に聞くように呼びかけなり、バスを出したり、そういう実務行政はどんなことがあったんでしょうか。

鹿沼はないのか。きのうだかいつか言っていたよ。

村長（菅野典雄君） 鹿沼は鹿沼市さんが講師を頼んでいただいて、避難の皆さん方に話を聞かせてさしあげたと、こういうことでありますので、こちらが鹿沼の避難所に講師を派遣したということはありません。以上であります。

委員長（大和田和夫君） 講演に当たっての実務状況というか、それがまだ答弁が出ていない。

総務課長（中井田 榮君） 内容につきましては、一つ一つ確認しないと出ませんので、しばらく時間をいただければと思います。

副村長（門馬伸市君） ここに書かれている大勢に呼びかけたのは、お知らせ版とかチラシをまいだと思うんですね。あとは、関係者の集まりは関係団体に呼びかけたということでありますので、ご理解いただければと思います。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、残りの村民に対しての放射線に対する、全く村長さえ無知だった放射性物質ですから、どのように皆さんに周知を図って、この23年の中でやられたのか。今、副村長が言う全戸配布の放射線に対する資料か何か、定期的に送ったりなんかした覚えも、私、もらった覚えもないんですけども、何かあったんでしょうか。（：）

村長（菅野典雄君） ですから、23年度はこのような形でさせていただいたわけですが、今のご質問は、その他の方たちはどうなっているんだということです。いわゆる飯館復興計画第1版というのが12月にできたわけでありますけれども、その中に大切なこととして、これから村民に対するいろいろな方たちにいろいろな方法でリスクコミュニケーションをしていくべきだと、こういうことでできたわけでありますので、その他の方たちに大勢集まつてもらうのも、あるいは1対1のケアをするのも、どちらかというと24年度の事業になってくると。こういうことでございますので、23年度は避難をさせなければならない、その後の対処をどうするかというところに忙殺されていたものですから、これだけということで、その中でもこれだけさせていただいたということでありますので、ご理解をいただければと思います。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、一般村民の方は広報とかお知らせ版で、ある一定の情報を記載したものを見て1年過ごしたということになりますか。

村長（菅野典雄君） どちらかといいますと、去年の3月に高村先生とか山下先生、どちらかといふと高村先生が600人の300人ということですから、多くの皆さん方がこのお話を聞いてということになろうと思います。したがって、その後、4月に全村避難ということになりましたので、その話と全村避難とのそこに話が少し違うのではないかという村民の不安といいますか、不満が出たと、こういうことだろうと思います。ただ、我々何度も言いますように、故意にこの講演会を開いたわけでもございませんし、少しでもやはり皆さん方の心に放射能についての知識を得ていただきたいと、こういうようなことでございますので、その後いろいろな形のところでできる範囲でのところをさせていただいていると、こういうことがありますか、積極的にといいますか、あるいはもっともっと広くというのは24年度になってから、あるいは24年度もリスクコミュニケーション委員会がスタートしたのはちょっと前あたりですから、これからまた半年に当たっていろいろな形で進めていきたいと、このように思っているところであります。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 鹿沼に避難した方から、毎日3本、4本電話をもらっておりましたけれ

ども、私も頼んでやってやった人もおりますので、その鹿沼市が講師を頼んで毎日話したことは、避難して暮らすよりも村にいても大丈夫な放射線量だという、総合してそういうお話を延々とそれなりに休み離れ何なりで話している人がいるんだいるんだというお話でしたけれども、皆さんを集めてまとまった講演をしたのかどうか、どんな方法で、この方がどんな方だかもわかりませんけれども、どんな方で、どんなやり方をしたんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 先ほどもお話をさせていただきましたように、鹿沼市さんが避難の皆さん方にということでお呼びをしていただいた先生でございますから、私は後で聞いた話ということでございます。

この方は、東大の教授でございます。放射線についての教授でございまして、いわゆる低線量は人によって体に全てが悪いということではなくて、場合によってはある意味では放射線の治療などもありますから、効果というのもあるかもしれない、ある場合もあるというような理論をお話ししたということあります。したがって、そのお話などを聞いた皆さん方は、もしかしたならば大丈夫なのかなという思いで一部帰ってこられた方もいたわけでありますけれども、その後、村はご存じのように全村避難ということになったわけでありますから、多分そのギャップは大きかったんだろうと、このように私も察しているところですが、いかんせん、一つの理論もあるようありますので、その人の口をとめるわけにもいきませんし、その後、その先生と私も1回ほどお会いをする機会がございましたけれども、村として現時点で呼ぶ先生ではないなど、こういうことでその後一切そちらとの連絡はとっていないという状況でございます。以上でございます。

委員（佐藤八郎君） 鹿沼については、後でこちらで調べさせていただきます。

次に、幼・小・中の線量調査の実態と教育について資料をいただきましたけれども、これは行建てでの報告なので私がわかりやすくしていただきたいのは、いつからどんなことをやって、どんな管理をして、その構内なり何なりの線量調査をどういうふうにやって、放射性物質についての教育はどんなことをやられてきたのか伺いたかったんですけれども、ここに書いてあること、総じてこういうことなんでしょうねけれども、その辺ではどういう取り組みになっていたんでしょうか。

教育課長（愛澤伸一君） 学校における線量管理のことでございますけれども、まず1番で、サーベイメーターの配置ということでございますが、これは年度の後半になってからの配置でございます。川俣町に移転した時点では、各学校で持っていましたはかるくんという教材簡易型の線量計がございましたので、それを利用いたしまして校庭、教室での線量の計測を毎日行ってきたところでございます。また、その後も台数をふやしまして教職員の方にも持っていただくことにして、校庭の隅々であるとか、そういったところまで計測をしてきたということでございます。

サーベイメーターが入りましてからは、サーベイメーターに切りかえをいたしまして敷地内の計測を毎日行なっているところでございます。

それから、6月にも村で独自に線量計を買わせていただいて、教育委員会に30台ほど配付しまして、保護者の方に随時貸し出しを行なってきたところでございます。23年度、28

世帯の方のご利用があったと記録に残っております。

その後、夏休みの期間でございますが、川俣町さんで学校施設の除染を行っていただきまして、施設内の線量が大幅に下がりましたので、2学期からは屋外での教育活動の緩和ということで、少しずつ校庭での活動を再開してきたところでございます。この時点で川俣町の学校施設の線量はおよそ0.15から0.2程度となっております。

それから、内部被ばくの件ですけれども、5番目に2学期から保原の学校給食センターで給食の委託を行ったところでございますが、こちらは伊達市さんのほうで食品の放射性検査の機器を導入されまして独自の検査を行っております。一応基準値20ベクレル未満ということでございまして、これ以上の検査結果が出た食品が給食に出ないような対応をしていたようでございます。

その後、村で15歳以下の子供のいる世帯に対して線量計を独自に配布するという事業に取り組みまして、434台の線量計を購入いたしまして、学校あるいは村外の学校に通っているお子さんに対しては、郵送でお送りをしているところでございます。希望者の方も配布を希望されないという方、あるいは中学校を卒業と同時に返された方等々もいらっしゃいまして、現在406世帯の保護者の世帯でご利用いただいているという状況でございます。

委員(佐藤八郎君) 学校にサーベイメーターが入って放射線量を毎日測定するということに、年度の後半になってからということなんですかけれども、その測定値を何んになって、各幼稚園、学校、どういう推移があったのか、平均にしろ、高い低いにしろ、線量値を伺いたいと思います。

教育長(廣瀬要人君) 今、課長からもありましたように、川俣の幼稚園、小学校あるいは高校にお世話になっている時点では、夏休み中に除染をしましたので、割合に安定した状態というか低い状態で教育をすることができました。

それから、これは24年度になるわけですけれども、現在の幼稚園、小学校、中学校の線量については、大変低い状況になっております。参考までにきのうのデータを紹介いたしますが、中学校ですけれども、校庭が0.19マイクロシーベルト／アワーです。それからホールがありますけれども、これが0.06マイクロシーベルト／アワーです。小学校校庭0.21マイクロシーベルト／アワー、校舎の中ですが、0.12マイクロシーベルト／アワー、幼稚園園庭が0.17マイクロシーベルト／アワー、中が0.13マイクロシーベルト／アワーです。せっかく配ったサーベイメーターですので、有効に使って常に適切な線量管理をし、教育をしていきたいと、そんなふうに考えております。

委員(佐藤八郎君) きのうのはわかりました。きのうの決算は来年やるので。

去年の中で最初はかかるようになった時点では、どういうことで、去年の3月末の決算のときでどのぐらいになっているかをお示しください。

教育長(廣瀬要人君) 今、手元に23年度のデータが幾つかありますけれども、例として示してよろしいですか。(「はい」の声あり)

平成23年6月27日のデータが手元にあります。草野幼稚園、これは川俣幼稚園になるわけですけれども、屋外で0.4、屋内が0.1です。飯樋幼稚園、これは富田幼稚園に入ってお

りましたけれども、屋外が0.81、屋内が0.12です。それから、草野、飯樋、臼石小学校、これは川俣中学校ですけれども、屋外が0.81、屋内が0.13。飯館中学校、これは川俣高校ですけれども、屋外が0.83、屋内が0.06であります。これは除染する前のデータです。以上です。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、例えば、どこで見れば比較になるのかわからないですけれども、3分の1、4分の1に現実にはなって、室内はさほど差がないように聞きましたけれども、そういうことでしょうか。

教育長（廣瀬要人君） 除染後のデータをちょっと提示したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

2月15日のデータが手元にございます。先ほどのデータと比較していただければと思いますが、草野幼稚園、屋外が0.3です。屋内は0.17。飯樋幼稚園、屋外が0.38、屋内は0.09です。それから草野、飯樋、臼石小学校、これは川俣中学校ですけれども、屋外が0.24、屋内が0.08。飯館中学校、これは川俣高校ですけれども、屋外が0.65、屋内が0.04と。このようなデータが今手元にありますので、ご紹介をいたします。以上です。

委員（佐藤八郎君） 6月から保護者貸し出しをやったわけですけれども、28世帯。これは対象者の何%ですか。

教育課長（愛澤伸一君） パーセントというとあれですが、保護者用でございますので、幼・小・中の保護者の方を対象に1週間程度の貸し出しということで取り組んだものでございます。28世帯の方がご利用いただいていると。世帯数でいうと、ちょっと割合までは出してございません。申しわけございません。

委員（佐藤八郎君） 何世帯なの。借りたのが28世帯。全体は。

教育課長（愛澤伸一君） ちょっと確認させてください。

④休憩の宣告

委員長（大和田和夫君） ここで休憩をいたします。再開は10時35分といたします。

（午前10時15分）

⑤再開の宣告

委員長（大和田和夫君） 再開をします。

（午前10時36分）

教育課長（愛澤伸一君） どうも失礼いたしました。

幼・小・中の世帯数でございますけれども、全体で幼稚園が63、小学校が230、中学校が100、合計393でございます。28世帯のご利用ということで、割合といたしましては7.1%となっております。

委員（佐藤八郎君） 大変低い数字なんでびっくりして聞いたんですけれども、これは周知の仕方が悪かったのか、既に心配してみんな自分で線量計を持っていたからこういうふうになつたのか。なぜこんなに低かったのかという、まとめというか、総括をしましたか。

教育課長（愛澤伸一君） 周知の方法でございますけれども、教育委員会だより等を通じて何回かお知らせをしているところでございます。いろいろ保護者さんのお考えもあるのかなと思いますが、学校等の放射線量については随時報告されているということで、思ったほ

どのご希望がなかつたのかなあというふうに考へてゐるところでござります。

委員（佐藤八郎君） 実際、子供はなかなか何も言ふ機会もなければ、子供が発信するものはなかなかない。そうしますと、保護者、教育にかかわる人たちとか先生方とかというようになるんだと思うんですけれども、そういう中で、やっぱり7.1%しか持たないということはとても不安材料になると思うんです。実際、私がさっき言つたように、ほとんどこの時期になってからはかなり自分で取得した方がかなりいるんではないかと、私は推測するんですけれども、全体的に子供にとって世帯ではどのぐらいの放射線量、貸し出し、村で言ってもこれだけしか借りなかつた。だから全体としてはどの程度の放射線量計を持った世帯になっているかというのにつかんでいますか。

教育長（廣瀬要人君） 当時、保護者がどのぐらい線量計を持っているかという、そういう調査をしたデータはございません。

それから、今課長から報告があつたとおりでありますけれども、世帯数に対する希望者については7.1%でしたけれども、これは希望する保護者には100%対応しております。一人で何回も借りていった方もおられますけれども、全体的に希望者は少なかつたけれども、希望者に対しては100%対応したということです。

委員（佐藤八郎君） それを拒否したなんていつたら大変な問題なんで、それはわかりますけれども、言われる前に。全体として28世帯しかそういう興味がなかつたということ自体が非常に子供にとって教育者から見てどうなのか、その辺はどうでしょうか。

教育長（廣瀬要人君） 情報がないことが保護者を不安にさせる大きな要因ではないかなと私は思っております。したがいまして、当時は線量計もなかなか手に入らない状況でしたけれども、各学校では線量を把握できる体制をとりましたので、もちろん各学校の学校だより、あるいは教育委員会の教育委員会だより等を使いまして、かなりきめ細かな情報の提供をしていないので、学校における不安というのはかなり、保護者に対しての不安の解消には役立つたのかなと思っております。

ただ、家庭における対応をどうするかというところが問題かなと思っておりますけれども、極力支援をする体制をとりましたけれども、十分であったかというとなかなか後手になつたところもありまして反省する材料はございますけれども、当時の状況に応じてベストを尽くしたという反省というか評価をしていけるところです。

委員（佐藤八郎君） 子供の甲状腺を含めいろいろな病状は、2年、3年、4年の中で出てくると言われています。出てきている方もなかなか今の医者の見方によって、放射線が要因だというふうにはほとんどの医者は言わないように、どこかで統一されているのかどうかわかりませんけれども、そういう流れの福島県の中かなというふうにある面では見ているんですけども、今後私どもも独自にいろいろな調査はしますけれども、そういう意味からして、今の中でも父兄の中に、やっぱりバッチ式の線量計を早くつけることが必要だつたんだと、何か最近になって、今年度事業で全校なりいろいろ、もう既に要らなくなつたぐらいあちこちにあるようになって初めて実施されていることに、自分の子供を何と思っていたんだなという親御さんがかなりおりますけれども、このバッチ式の線量計についての検討と、いつ始まって、いつそれはやらないという決定になつたんでしょうか。

理由と。

教育長（廣瀬要人君） バッヂ式の線量計については議会でもたびたび議論になったところでありますけれども、線量計配布の狙いについては幾つか考えられますけれども、放射線を正しく把握して適切な対応をさせたいというのが一つでございます。それから、もう一つ考えるとするならば、単位期間にどのぐらいの積算線量があったかと、これも把握させたいというのが狙いかと思っております。したがいまして、村の教育委員会としては両面に対応できる線量計を準備したいということで、周辺の市町については幾つかバッヂ式線量計を配って対応したところもございましたが、村としては、両面の線量対策をしていきたいということで、瞬間線量あるいは積算線量を把握できる線量計を購入する方向で結論を出したところでございます。その結論に基づいて24年1月に全世帯に線量計を配布したということでございます。

委員（佐藤八郎君） 今、教育長からあったように、他市町村における子供に対する対応、非常に早く国から指定があろうがなかろうが、父兄や自治体の管内でかなりバッヂ式も取り入れられて、早くから子供の健康管理をしたというのが実態だと思うんですけども、それをバッヂ式という話が教育委員会の中でいつ出されて、どんな審議をされて、いつにバッヂ式でない、バッヂ式は正しく早くに対応できないという決断をいつしたのか。

教育長（廣瀬要人君） 時期については、今定かでないところがございますけれども、議会で質問があった時期ごろに検討していたと今思っておりますけれども、いずれにしても、積算線量計だけでは適切な対応というか、対応としては不十分であるなど私は思っておりますので、子供も親も今どのぐらいの線量のところにいるかという、そういうような対応の仕方も村としてはさせたいなということで、両面から対応できる線量計の選定に至ったということあります。

時期については、繰り返しになりますけれども、今ここで定かでないところがございます。

委員（佐藤八郎君） バッヂ式は放射線量を計測するのには正しくないし早くできないということで、どっちにしても不十分なので、23年中にはそれぞれの子供の放射線量値をはかるには至らなかったというのが事実になろうかと思いますけれども、父兄からすれば、なるべく早く自らの子供がどんな状況、どういうことになって、それを持つ前の自分の子供はどんな中で暮らし、どんな放射線被ばくを受けているのかということをつかみたいというのが、わらをもつかむ思いでいたんだと私は思っているし、そういう声も多く聞いています。それの対応としての今の答弁としては不十分だと私は思うんですけども、もう一度。

教育長（廣瀬要人君） 23度、いわゆる24年の1月に全世帯に配ったわけですけれども、その前については、希望する世帯に貸し出しをしております。これはそんなに多くはありませんでしたけれども、希望する世帯には貸し出しをしております。絶対数は少ないですけれども、そういう配慮はしております。したがいまして、できるだけ保護者のニーズに応える努力はしてきたと思っております。

委員（佐藤八郎君） 続きまして、また子供をめぐる動きですけれども、大変一次避難、二次

避難いろいろあって、子供たちは何も言えない中で通学時間、授業にあってはあくびして眠くなるような子供がいっぱいいる、そういう先生のお話なりいろいろ聞いておりますけれども、出された資料から見れば、なるほどなと思うんですけれども、こういう中で放射線量以外の子供の健康状態はどういう状況だったのか。授業の進みぐあいといいますか、ジュクジといいますか、そういう意味では授業をする上でなり子供の健康と教育を受ける姿勢なり、子供の生育にとってどういうことが課題なり問題なり、現実にはどんな現状にあったのか、伺うものであります。

教育長（廣瀬要人君） 昨年の3月11日を契機に子供たちを取り巻く教育環境は極めて悪くなつたわけですけれども、そういう意味では大変厳しい状況だなと捉えております。特に仮設といいますか、間借りした校舎に1年から1年半、大変不自由な中で学習をせざるを得なかつた、それから避難先から学校までのスクールバスの時間が1時間余りかかる状況が続いたということ、非常に心配をしておりましたし、それに対する対応にも随分苦慮してきたところでございます。（ ）

現在、子供たちの状況でございますけれども、幾つか懸念される材料がございます。現場の教師あるいは養護教諭等の報告からもありますが、子供たちは夜更かし・朝寝坊型の子供がふえて、朝御飯を食べてこない子供が震災前に比べてふえているというような報告もございます。

それから、健康上の問題、今ご質問ございましたが、視力が低下している。参考までにB以下、B以下というのは、昔は0.1とか1.0とかという分類の仕方をしておりましたが、今B以下は、0.9以下です。0.9以下の子供がふえているという報告も受けているところでございます。参考までに、これは小学校のデータですけれども、22年度、B以下は20%、23年度は28.35%、24年度は30%にまでふえているというような報告がございます。

もう一つ、健康上の問題として懸念されるのは、生活習慣病の予備軍がふえているというような報告もございます。

いずれにしても、現在の状況については懸念される材料がございますので、十分な指導あるいは配慮をしていかなくてはいけないなと思っているところでございます。（ ）

委員（佐藤八郎君） 今の報告は、私も大体聞いているところですけれども、親御さんからですよ。パーセントという意味はわかりませですかでも、要するに遠いために朝早くということになってきたし、あとは寝る時間がずれたために夜はなかなか寝つけなかつたりとかいう部分でふえてきたし、環境の変化はもちろん、住居の変化いろいろありますてふえていますけれども、視力も当然今までの飯館でのものなり現状からしていけばだんだん悪くなるのはわかるんですけども、最後にあった生活習慣病も、震災前から小学生でも糖尿病になつたり、3年生ぐらいになるとそういう症状があらわれる子供がいた社会情勢があつたんですから、この震災というか、避難を原因とは言えないかもしれませんけれども、それにしてもそういう部分はふえているなと思っていますけれども、これ学業の面と、あと教員の体制ですね。あとは中学3年生になれば卒業と高校への入学問題があるんですけども、高校の就職問題も含め、全体としてはどういうことになったでしょうか。

教育長（廣瀬要人君） 学業の面では、私もかなり心配をしていたところがありましたけれど

も、幸い、小学校でありますけれども、3校合同でやることによって、三つの学校を合併して授業をやるような形になりました。そういうことで、大変きめ細かな指導ができるというメリットの面がありました。そういうところではよかったですなと思っております。成績についても、震災といえども極端な落ち込みは見られなかったという、そういう報告をいただいております。

教員の配置については、県の理解もありまして3校合同になつても小学校、中学校いずれもそうですが、3校合同になつても教員の引き上げはなかつたと、つまり兼務辞令で教員を減らされることはなかつたという、そういう配慮がありましたので、今後もそういう県の配慮は続くのかなと思っております。

中学3年生の進学状況でありますけれども、これも心配していたような状況ではなかつたと。かなり子供たちのニーズに沿う進路決定がされているという報告をいただいております。

○ そんなところでよろしいでしょうか。

委員（佐藤八郎君） これは義務教育でないから高校の問題を聞くのはいかがかとは思いますけれども、村でつかんでいる高校の問題での件は。

教育課長（愛澤伸一君） 村から各高校に進学していった子供たちがその後どういう進路をたどっているかということについて、申しわけございませんが、教育委員会では十分に把握していないところでございます。

委員（佐藤八郎君） 高校に入った部分はともかくとして、飯館高の巣立ちの就職なり進学なりの状況には、この震災における災害といいますか、そういう実態はどのようになつたでしょうか。

教育課長（愛澤伸一君） 済みません。確認して報告させていただきます。

委員（佐藤八郎君） 今、教育委員会でいろいろな努力をされて子供を何とか本来のあるべき子供の生育のためになることをしようということで、派遣、研修、招待授業をいっぱい組んでいらっしゃいますけれども、これは基本的に飯館村に3.11のとき、在住した全ての子供にこの授業全部が公正・公平に周知され、参加もどういう流れで実態としてはあるのか、まずお伺いしておきます。

教育長（廣瀬要人君） 県外に避難した子供たちも飯館村民であるというとらえ方で、全ての授業に対して周知をし、希望を募り、参加をさせる配慮をしております。

委員（佐藤八郎君） 特に県内の親御さんから、私どもには周知・連絡がなかなかないと、いつの時期までかはなかつた、いつからの時期からはあったという報告があるんですけれども、事実であるんですか。

教育長（廣瀬要人君） 当初、なかなか県内の子供たちに周知をする手だてといいますか、これが整つておりませんで、避難直後はそういう事例が幾つかございました。これは事実であります。

委員（佐藤八郎君） このツアーや一応資料では23の事業があるわけでありますけれども、それの中でのまとめ方といいますか、子供たちの体験したことのまとめなり、他の市町村をませたのはことしからだから決算にはならないですけれども、どうも呼びかけが急遽

な部分が多かったように私自身も思っているんですけれども、もちろん自分らで組んでいる事業でないもんですからね、そういうことはまああるというは実態でしょうね。そのために参加者が少ないのでどうかわかりませんけれども、事業によってはね。人数制限もあったんでしょうけれども。これは人数制限した事業はどの事業になりますか。

教育課長（愛澤伸一君） 各全国からの申し出のあった事業については、何人ということで制限があるのが大半であったかなと思います。また、村で実施いたしました未来の翼等についても、20人だったかなと思いましたけれども、幸い枠までは希望が達しなくて18人ということになりましたが、いずれにしても何らかの人数制限はあったと理解しております。

委員（佐藤八郎君） 人数制限がほとんどあるということになりますと、人数制限どおりの応募があればいいんですけども、それ以上に応募があった場合はどういう選考をされたんでしょうか。

教育課長（愛澤伸一君） いわゆる締め切りのあるもの、あるいは先着順でというのも中にはありましたけれども、希望者が多くなった場合には、村外・村内を問わず、いわゆる学年で線引きができるないかとか、そういうことでいろいろ内部で調整をさせていただいたところでございます。また、招待事業につきましては、希望者が数人多くなった場合には、できれば全員受け入れていただきたいということで招待者側のほうと折衝をさせていただいて、受け入れ枠をふやしていただいたりとか、そういう対応もさせていただいたところでございます。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、希望した方はほとんど対応されずばらしい事業が体験できたということになりますか。

それで、体験したことのまとめなり、よく教育長の言う感謝というかお礼というか、そういう部分でのその後の派遣いただいた先なり、そういうお世話になった方々への部分については各自にお任せなのか、教育委員会としてもそれなりのことをまとめたり、やろうとしているのか。

教育課長（愛澤伸一君） お世話になった各自治体については、村長、教育長名でのお礼状等も出しておりますが、参加した子供たちの作文であるとか、絵のようなものも、全員というわけにはなかなかいかないもんですから、何人かにお願いをしてそういうものを同封して、子供たちの声を直接届けるような工夫もさせていただいているところでございます。

委員長（大和田和夫君） 佐藤委員に申し上げます。まだまだ質疑ございますか。

委員（佐藤八郎君） 資料をもらっただけはひとまず。

委員長（大和田和夫君） はい、では質疑を許します。

委員（佐藤八郎君） 各種健診の実績の資料をいただきました。これは傾向としては全体的にどういう傾向になっているでしょうか。体の偏向ですね。

健康福祉課長（藤井一彦君） 去年の22年と23年に行われました特定健康診査の結果を比較いたしますと、これは同じ方が必ずしも受けているというわけではありませんし、ちょっと受診者の数も違いますので単純に比較はできないのでありますけれども、全体的なことを申し上げますと、まず22年度は、要指導の数が19.4%、23年度が15.4%、これはちょっと減っているんですけども、要医療が53.4%が22年度、23年度は67.2%ということで、要

するにレッドカードというものが非常にふえているという状況になってございます。

あとは、肥満度がふえたりとか血圧が上がっている方が多かったり、それからコレステロールの値が上がっている方が多かったり、糖尿病の状況も多少悪化の方向になっているということで、全体的に生活習慣病の悪化という傾向が見られました。以上でございます。

委員（佐藤八郎君） 全体的にそういう方向になるのは健診を受けてはつきりとしているわけですが、その中で看護師、保健婦、社協、福祉会、いろいろ含めて大変健康維持なり、増進まではいかないまでもかなりの努力をされていますけれども、実態としては、これに対応する各種健診の結果を見ての対応、事業というのは、どういうものをやられ、どんな参加者がいて、成果的にはどういうふうになってきたんでしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 去年の健診の時期でございますけれども、集団検診を12月に行つたということでございまして、その結果が出てきたのが最近ということでございますので、23年度につきましては、このデータをもとにして、例えば検診の結果返しであるとか、そういった事業は行なうことができませんでした。それについては24年度で対応をさせていただいているところでございます。以上です。

委員長（大和田和夫君） ほかに質疑はございませんか。なければ打ち切りですよ。佐藤委員。

委員（佐藤八郎君） それでは、内部被ばくに対しての放射線量の高い地区民とほかの地区民との中から、年代や職業別、男女別を選んでWBC検査を実施しておりますけれども、どういう選び方で、どんな検査をされて、結果として実態はどういうふうになったのかお知らせ願います。

健康福祉課長（藤井一彦君） ただいまのご質問は、多分7月2日と4日に選考いたしまして、比曽、長泥、蕨平、小宮地区のホールボディカウンター検査のことだと思いますけれども、これは一応年齢をある程度均等にやるということ、それから男女もある程度均等にやるということで、大体5歳区分ぐらいで分けますと、いないところもありますけれども、大体二人から三人ぐらいの方に受けていただきまして、男女別でも女性が11人、男性が9人ということで、そういったことで全体的に均等に選んだということでございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） もっと質問したような気がしたんだけれども。

検査実施しての選考方法はわかりました。それで、合計20人ということなんですかとも、検査結果については、この選んだ理由からして高い地域の人はこうであったとか、そうでない地域の人はこうであったとか、年代ではこうであったとか、職業別ではこうだとか、男女別ではこうだとかということにはなったんでしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 受けていただいた方全員の結果が1ミリシーベルト未満ということでございますので、職業別は今回選定基準ではなかったんですけれども、男女別、年齢別では差が出なかったということだと思います。以上です。

委員（佐藤八郎君） そうすましと、こういう内部被ばくに対しての年代や職業や男女、こういうことの分ける意味は実際やってみたら1ミリシーベルト以下だったということで、それは変わりないんだなという結果だということになりますか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 今回の少ない人数ですけれども、この20人の検査をした中では、差はなかったということでございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） 先ほど村民の綜合健診の話を聞きましたけれども、特定検診の対象でない、乳幼児やら児童・生徒、18歳から40歳未満、これは8月下旬から避難所や福島市内の施設で検査を実施しているということありますので、実態として内容と結果はどのような状況だったのか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 23年度は19歳から39歳までも一緒に健診を受けていただきました。しかしながら、23年度だけやりましたので、前の年度との比較というのができない状況ではあります。

検査の内容については、今40歳以上の方との健診項目の違いは、腹囲、おなかの回りと眼底検査については実施をいたしませんでした。それから、がん検診なんかもやらないということでございます。やった内容につきましては、身長、体重、肥満度、血圧とか尿検査、それから血液検査ということでございます。

結果でありますけれども、全部で184人の方に受診をしていただきまして、全体でございますけれども、全く異常がなかったという方が38人、これは20.7%でございます。それから、要指導、何かの項目で一つでもあった方が67人、36.4%。それから、要医療が76人、41.3%。それから、通院継続というのが3人で1.6%と、そういった結果になってございます。あとは、やはり若い方ですので、先ほどの全体の結果よりは少ないんですけども、やはり生活習慣病の傾向が高まっているのではないかというような感じを受ける結果内容になってございます。以上でございます。

委員（佐藤八郎君） 避難先でも避難前と同様なサービス、支援が受けられるようにするということで、住民の実態把握、情報の伝達、相談体制の充実という対策を重視してやっていくんだとしていましたが、住民実態把握はどっちのアンケート調査でつかんだのかなあと思いますけれども、その前における中ではどういう実態把握をされていたのか、どんな方法でまとめられたのか。情報伝達は最初からほとんど郵送の中での伝達と説明会、懇談会と区長を通しての云々ということで、それは変わりないのかなあと思うんですけども、相談体制の充実というものは、いつからどんな方法で実施して、どういう相談を受けたり、そのためにどんなことを実施されたのか伺うものであります。

健康福祉課長（藤井一彦君） 相談といいましてもなかなかどこかに集まっていたいてというのが難しい実態でございましたので、訪問による相談ということを中心に行ってまいりました。一つは、生活支援相談員の訪問、これは社会福祉協議会でやっていたいっているわけですけれども、これは基本的に避難されている方全体に回っていただいております。

それから、これは県のきずな事業でけれども、訪問看護師さん、それから栄養士さんが5名ほどお願いをしておりますけれども、この方たちについては、当初は70歳以上の高齢者がいる世帯を中心に全部訪問をやらせていただいたんですけども、途中から65歳以上の高齢者ということで回っていただいておりまして、23年度に全世帯を訪問いたしました、その後は、健康に問題がある方を重点的に訪問していただいております。

それから、保健婦による訪問もあわせて行っておりますけれども、これは主に乳幼児の訪問。それから、健康を複雑な問題ですとか、非常に重度な問題ですとか、なかなか訪問看護師なんかだけだと難しいような事例の世帯については、保健師もしくは包括支援セン

ターの職員による訪問を実施させていただいております。また、これは生活相談員とか訪問看護師などから、ちょっとぐあいが悪くなっているとか、体力が落ちているとか、そういった緊急的な状況であったりとか、悪化の情報なんかを逐次報告し合って、共有を図りながらこういった保健師であるとか包括支援センターの職員の訪問を実施しているところであります。以上です。

委員（佐藤八郎君） 健康福祉課以外もあったでしょう。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 当時、23年度は生活支援対策課ではなくて、支援チームということで、主には仮設住宅のあっせん、借り上げ住宅の入居の相談、そういった業務が中心でございましたけれども、同じように生活支援相談員の皆さんと情報を共有しながら、村民のさまざまな相談を現場を巡回している相談員の皆さんのが持ち帰った案件などについて共有して課題の解決に努めてきたということでございます。

委員（佐藤八郎君） 今質問していることは、6月の私の一般質問の答弁で、答弁していることを私が言っているんです。だから、答弁をしたことをどれだけ実施してきたかと今検証しているんです。ですから、各課いろいろあると思うんですけども、住民アンケートはその後とられたわけです。6月から住民アンケートをとる間は、住民の実態把握はどうしたんですか。相談体制はどういうことをされて、どんな相談を受けて、その課題解決にどういうふうに当たってきたんですかと聞いているんです。

◎休憩の宣告

委員長（大和田和夫君） 休議いたします。

（午前11時27分）

◎再開の宣告

委員長（大和田和夫君） 再開をします。

（午前11時27分）

副村長（門馬伸市君） すべての相談となれば、これ内容はちょっとわかりませんけれども、昨年度の23年度に限って言えば、避難先のなれない環境での避難生活でしたので、その避難生活に伴うさまざまな相談、もちろんその中には賠償も入っています。あるいはよく役場のほうに来ていただいていたのは、情報が不足しているということで、お知らせ版だけではなくて、別な形の情報を流してもらえないかという相談もありました。それについては、今回タブレットという情報の端末を配置しましたけれども、その前には個別の各方部別の相談会というのか、仮設ごとの相談会だけではなくて、全体の相談会も開いてほしいということで、こちらは去年それぞれの方部別に懇談会も開いて広く意見を聞きました。

それから、参加されていない方に対するそういう村の情報、わかりやすくというか、説明を聞いた人はわかりますけれども、説明を受けていない人は紙を読んだだけではよく理解できないという話があって、そういうのは仮設なんかではあったら出向いて相談なんかにも当たっていました。

いずれにしても、できる範囲内でそれぞれ対応してきたつもりなんですけれども、村民にとっては不十分という声が多くったのかなあと、こんなふうに思っています。

健康福祉課長（藤井一彦君） 健康福祉課の関係では、相談の内容としましては、今まで大

体自分の近くの病院に通っていたり、それから村で介護をしてしたりとか、そういったことが避難によってなかなかできなかつたりということがありましたので、一つは通院はどこの病院に行けばいいのかとか、それから薬の問題であるとか、それからいろいろたくさん寄せられたのはやっぱり介護の問題ですね。今まで広い家でやっておりましたので、意外と介護認定を受けていなくとも何とかやっていたという方が多かったんですけども、やはり避難先は非常に狭くて、それから大家族がばらばらになってしましましたので、みんなで介護ができないということで施設入所の相談であったりとか、そういったことが多かったのかなと思います。その他いろいろ精神的なことであるとか、体調の問題とかさまざまな相談は寄せられましたけれども、大きなところはそんなところだと思います。以上です。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 先ほど借り上げアパートのあっせんということが主な相談ということを申し上げましたけれども、多少県の制度は、県が一般住宅を借り上げてということでしたが、飯館村の場合、後発の避難ということもありまして、なかなか県で持っている物件が少なかつたり、あるいは要件に合わなかつたりというようなこともございまして、改善策として県といろいろ協議をさせていただきました。その結果、村の職員がいろいろ走り回って不動産業者と直接交渉をしながら村民用の住宅として県に提示をして、それを借り上げの対象にしていただいた。それからもう一つは、村民がみずから探してきた物件についても、県の借り上げとして認めていただくと、そういう柔軟な運用をしていただきました。当然、自分で見つけてきた物件、それで県の借り上げになるというのは当初なかなかできなかつたわけで、そういったケースが非常に多かったわけですが、非常にそこに腐心したわけですけれども、この調整の結果、そういう村民の相談に対応できるようになってきたという経過がございます。

委員（佐藤八郎君） アンケートをとる前の住民の実態把握は特別そういうイメージのものはなかったということでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 全世帯をくまなく調査をしたというのはアンケート調査以外はございません。ただ、今それぞれの担当課長から話があったように、個別にはそれぞれ相談を受けて実態を把握しております。特に体の弱い方については、丁寧に何回も足を運んで、施設に入らなければならないという人もいましたので、そういう方は施設のあっせんとか、そういう個別の相談を受けておりましたけれども、全世帯の実態調査はやっておりません。

委員（佐藤八郎君） 相談体制は村の顧問弁護士ですか。対応のみだったのか、相談は相談会なるものなりどういう体制であつてきたのか。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 賠償に関する相談の窓口のお願いは顧問弁護士関先生にお願いしてございまして、23年度も今ちょっと資料を準備中ですが、相談を受けていただきました。そのほかの、これは後になるんですけども、国が原子力損害賠償支援機構という組織を立ち上げまして、こちらはそれぞれの主に仮設住宅とか自治会に出向いていただいて、そこで賠償の相談会をしていただいております。実際は40名ということで、最近支援機構のほうの賠償が40名に入ってますけれども、昨年の一番最初ですと、年度的には昨年一番早いところで10月ですね。それから、2月、3月、今年度も4月から8月もやつ

ていただきておりますが、1巡目、2巡目が23年度でして、1巡目が147人、2巡目が76人という原子力損害賠償支援機構の相談件数の数字をいただいているところでございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） 住民実態把握のアンケートをとったので飯館はそれなりの経過があるんだけれども、葛尾村においても川俣町においても15歳以上全ての住民からアンケートをとっているんですけども、飯館はそういうとり方をしない。したがって、その世帯で書く人によって違ってくるものが多分あるんだろうと思うんですけども、なぜ15歳以上からとることをしないんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 今後もとらないということではないと思いますけれども、1回目、2回目については、子供さんの今言った15歳以上というのはありませんでした。適切な判断がどこまでできるのかというのもあります。ですから、質問の内容も多分一緒にとはそれなりと思うんですね。子供さんは子供さん、今回子供さんだけのをとりましたけれども、今後は必要であれば、項目を子供さんに限った項目にしてとるということはできると思います。当時は、そういう判断ができないのではないかということで20歳以上ということでとらせていただいたということです。

委員（佐藤八郎君） 葛尾村と川俣町は適切な判断がどうかでなくて同じものをとっていますけれども、飯館は15歳、16歳、17歳では適切な判断ができないからとらないということになるのかどうかわかりませんけれども、同じ被災地の被害者でありますので、もっと広くいろいろな声をきちんと吸い上げたほうが実態把握になるんじゃないかなと思うんですけども。

副村長（門馬伸市君） 同じ質問内容の15歳以上全部ということは多分出てきた回答によって、自治体の判断というのも、全く15歳も成人も同じだという判断ではなかなか難しいんじゃないかなと思います。先ほど申し上げましたように、子供さんの考えていること、あるいは思っていること、心配していることというのか、そういうことについては、同じ質問内容だと私はなかなかそれを結果だと、これが村全体の結果だということにするには判断がちょっと難しいんではないかいと思います。質問内容が単純な項目であれば15歳以上でも当然判断できるかと思いますけれども、全項目となればちょっと難しいのではないかなということで、あえて申し上げました。

委員（佐藤八郎君） 村長もわかるように、アンケートのとり方は、アンケートの設問によって結果はおのずからどちらかの方向に傾くというのは多いんですよ。いろいろな団体、いろいろなことでとっていますけれども。そういう立場からしてアンケートをとるにも今、川俣のと葛尾の人は15歳以上でも大丈夫だというふうにとっているわけです。飯館村民は適切な判断ができないからとらないという流れですけれども、そうなんですか。

副村長（門馬伸市君） とらないという話をしているつもりはありませんし、今後必要であればとる必要があると思います。ただ、今回のクロスのアンケート調査を見てもおわかりのとおり、年代別に非常に回答がばらばらですよね。ですから、子供たちの部分が全項目同じ調査をしますと、それが、子供さんの意見が成人と同じそういう判断ができるのかといえば、そうではないんじゃないのかなと思いますので、あえて子供さんのアンケート

については、別に項目建てをしてとる必要があるんじやないですかという話をしただけであって、とらないとも言つていませんし、必要ないという話もしているつもりはあります。

委員（佐藤八郎君） 確認します。そうしますと、副村長、今後15歳以上の方にアンケート、設問は工夫しながらとるということになりますか。

副村長（門馬伸市君） 私、ここでとるという話はできませんので、必要があれば検討してとるという話をしただけのことあります。検討したいということです。

委員（佐藤八郎君） 必要があればというのはどんな条件ですか。

村長（菅野典雄君） 物事はとりようであります。いわゆる川俣さんなり葛尾さんなりが15歳以上やったというのは、ある意味ではもうそれぞれ判断ができるという話をとったということもあり得るなととる方もいるだろうし、また一方では、できるだけやっぱりそれぞれ年代に応じてとか、あるいはそれぞれ環境に応じて、年齢に応じて、そういうものを細かくとるということも大切だろうというところで判断をするということもあるわけでありますから、一概にそちらがこういうのをとったからどこどこはとらないのがおかしいではないかとかという考え方ではなく、それぞれやはり精いっぱい住民の声を吸い上げるという中でいろいろな方法があるんだと考えていただければ、村としてもこれからやらないうわけではございませんので、ご理解をいただければと思っております。（ ）

委員（佐藤八郎君） 項目はいろいろあるけれども、最初から年齢は書くわけですから、私は15歳でこういうアンケート結果です。16歳の女でこういう意見だと、ちゃんと書くわけですから、最終的には若い人はこういう声だなあ、こういう設問についてはこういう答えをするんだなあというのがわかるでしょう。そういう住民の意識の実態把握はされるでしょう、それで。私はそう思っているんですけども、何か変に、若い人の声をきちんと吸い上げていかないと大変でしょう、これから村、帰村し復興するに当たったって。そういう意味で、なるべく早く一緒にとるべきだと私は思うんですけども、どうもさつきから聞いていれば、必要ない理由が何かあるのかどうかわかりませんけれども、もう一度。

村長（菅野典雄君） 飯館村は今まで2回とさせていただいたんですが、いずれも戸数という形で、しかも1,700世帯がかなりの多くになっているから、大体ある程度の意見が統一されるだろうという話をしたわけであります。ですから、その中に15歳以上の話はなかなか入ってこなかつたということで、いややっぱり若い人たちのも必要だろうということで2回目は別刷りできちっと声は聞いているということであります。

これからも若い人たち、当然村の将来はそこにかかっているわけでありますから、とらないという話ではない。ですから、当然これから復興計画をつくっていく中で、あるいは子供たちの帰る帰らないにしろ、あるいはその後の考え方というものは大切になってくるだろうと思いますから、これからそういう考え方のアンケートが出てくるだろうと、このように思っているところであります。

委員（佐藤八郎君） あと、介護関係ですね。大変この1年介護施設に入って、そこを出て病院に行くと、また入ろうとしてもなかなか入れない、行政に頼んでも自分で探せかのようなことを言われる。そういう相談がかなり多かったんですけども、一体県とか国の流れ

の中で村の対応も含め、介護者を抱える人たちにとってはどういう1年だったんですか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 介護者を抱える方にとっては、今まで本当に大きな、世帯によつては大家族でその中でお年寄りを見るということでございますので、一人一人の負担はそんなに多くない中で介護ができたのかなと思います。

それが、避難によって世帯がばらばらになったということで、その介護者一人に介護をする人一人みたいなところも大変多くなったというところで、在宅での介護についても非常に状況は大変になったということであったと思います。

それから、そういう状況になると、なかなか一人とか二人で一人の介護者を見るということは非常に大変になってまいります。それから、介護自体はやっぱり下の世話なんかがございますので、小さな家ですとやっぱり食べるところと下のお世話をするところが近いというようなことで、住環境としても余りよくない状況の中で介護せざるを得ないところで、本当に大変だったと思います。

それから、やっぱりそういう介護の手が足りないということで、施設に入所ということで大分入所された方も多いと思いますけれども、なかなか施設があいていないというような状況もあって、その辺で大分ご苦労されたということもありまして、本当に大変な1年だったというふうに考えております。以上です。

委員（佐藤八郎君） 村でもわかるように、通年特別養護老人ホームなどに入る人は年に10人絡まりの状況だったのが、この1年で48人という数に上ったわけでありますし、仮設やいろいろ歩いて高齢者と話してみると、かなりちょっとあれかなあと、ちょっと精神的な症状が出ているかなあという方も今現在もおられますけれども、そういう中で、介護施設に自分で探して遠くに入れた方もかなり聞いていますし、行政やこういう状態に追い込んだ政府、県、一体何をしてそういうふうに介護を抱える家庭をいじめるかのようなことをしていたのか、実態と、どういう経過でそういう相談が私に何十件も来るのか、伺うものであります。

健康福祉課長（藤井一彦君） 精神的な関係でも、やっぱりなかなか今までと、例えばぼけている方であれば、住みなれた地域、住みなれた家であればそんなに症状が出なかつたというような場合も多いかと思いますけれども、それが全く知らないところ行って、精神の方にとっては連れていかれて非常に不安になって、ちょっと精神的な症状が重くなったり、出たりというようなことは聞いております。

そういう方の施設入所も含めて、特養ホームなんかの養護老人ホームなんかへの施設への入所でございますけれども、今介護保険でやっておりますので、当然施設と利用者の間の契約ということになりますので、基本的には制度上、自分で探していただくというのが基本でございます。しかしながら、村としても近くにはどういう施設があるかとか、そういう情報提供なんかはさせていただいておりますし、それから県では、県外での施設で受け入れができるかというような調整などもしていただいたところであります。以上です。

◎休憩の宣告

委員長（大和田和夫君） ここで喫飯のため休憩をいたします。再開は13時10分といたします。

(午前 11時52分)

◎再開の宣告

委員長（大和田和夫君） 再開をいたします。

(午後 1時10分)

教育課長（愛澤伸一君） 休憩前にご質問いただいておりました相農飯館高の卒業生の進路についてご報告いたします。

23年3月の卒業生の進路でございますが、進学7名、就職17名、未定1名、計25名でございます。ことしの3月、24年3月の時点の卒業生の進路でございますが、進学10名、就職12名、未定1名、計23名でございます。就職者12名のうち県外就職者が6名ということで、24年3月の卒業生の特徴としては、相双地方の就職先、特に女子の就職先がないということで、県外に流れている傾向が強いということでございます。以上でございます。

委員長（大和田和夫君） 佐藤委員、よろしいですか。

委員（佐藤八郎君） 多分村でやれるものというものは限られていて制度上問題があるのかどうかわかりませんけれども、自分で探して介護しようとしている人、施設に入れるというのには、避難している中でのことなので非常に大変だと思うんですけれども、先ほどの答弁によりますと、案内とそういう施設がどこにあるかはお知らせしているようなお話をしたけれども、それでは非常に不十分でないかと思うんですけれども、それ以上のことはやってはならないというようになっているのか、その辺の要望改善は国、県にどういうふうに求めているのか、伺うものであります。

健康福祉課長（藤井一彦君） 先ほどの介護保険に伴う施設への入所の関係でございますけれども、昔は措置ということでやっておりましたので、村がそういった施設を紹介して入っていただくということをやっておりました。しかしながら、今、保険制度に移行いたしましたので、利用者と施設側が直接契約を結んでいただくというのが原則になっております。しかしながら、今おっしゃったように避難によって大きく状況は変わって、施設の状況なんかもわからないということがございますので、その辺の説明でありますとか、相談については丁寧に行っていきたいと考えております。以上です。

委員（佐藤八郎君） 相談会のほうの原発事故補償弁護士相談83件あったということではありますけれども、このうち弁護士を依頼して損害賠償請求を行ったという方はいらっしゃるんですか。

生活支援対策課長（佐藤周一君） これは村の顧問弁護士の相談会でございまして、7月15日の学習会、これはまさに講演会でございます。そのほか相談会ということでございますが、これらの相談された皆さん、いわゆる弁護士を通して請求したかどうかというのは村では把握しておりません。以上です。

委員（佐藤八郎君） 現時点で弁護士を通して損害賠償請求を起こしている村民はどのぐらいおるんでしょうか。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 弁護士を通して賠償の訴訟を起こしているという事例は耳にはしておりますが、その件数等は村では把握はしてございません。

委員（佐藤八郎君） 耳にしていることはどんなことですか。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 村民の中で弁護士を通して請求している方がいるようだといふような、そういうお話だけでございます。

委員長（大和田和夫君） ほかに質疑はありませんか。

委員（大谷友孝君） 50ページになりますけれども、橋梁の維持全般に要する経費ということで、橋梁点検が75ですか、22年度からの繰越明許ということで実施されているようですが、結果について。

それと、この点検業務の後、どのように生かされるのかお尋ねしたい。

復興対策課長（中川喜昭君） 橋梁点検業務でございますが、この橋梁の改修に当たって、計画づくりですが、この事業を通すことによって補助で改修できるという部分があるということでありまして、まず橋梁の状況を目視とか、あとは強度関係を調べるということで行っております。それで、改修策定計画づくりのための点検業務ということであります、一応23年度に予定をしておりましたが、業務を休止という形で24年度にはこの点検業務からの部分で計画策定をするということで、今現在、24年度についてはやっております。

委員（大谷友孝君） この75の点検した結果ですね、どのような結果が得られているのかお尋ねします。

復興対策課長（中川喜昭君） 詳細、こちらに持ってきておりませんので、準備したいと思います。申しわけありません。

委員（大谷友孝君） 詳細については後ほどということですが、震災後、段差が生じたということで応急的な処置がされたようあります。以前にも大分老朽化した橋があるというようなことで、何点か以前にも調査した経過があるだろうと思います。地元住民から要望が出されている箇所も何点かあるやに伺っておりますけれども、23年度の決算からは逸脱をすることではありますけれども、この際、復興交付金のようなもので対策はできないのかどうか、お尋ねします。

復興対策課長（中川喜昭君） 今、お話ししましたように、22年度に点検業務をしたものと一緒にしながら改修等の策定をするということあります。実際には震災前にこの委託業務をしているということでありますので、若干の策定に当たっては慎重にやる部分が出てくるかなと思っております。それについては先日発注したばかりですので、その辺は業者と協議をしながら進めていきたいなと思っております。

改修に当たっての部分でも復興交付金という部分でございますが、この復興に向けて振り分けといいますか、仕分け的なものがあるのかなというように思っておりますので、それについても検討させていただければと思っております。以上であります。

委員（大谷友孝君） 63ページ、までいな一日事業でございます。松川仮設でも大分盛大に行われたという報告もございました。また、飯館村民ふれあい集会、1,000人ほどお集まりをいただいたと。義援金の配布等々もありまして集まりはよかったですのかなと思っておりますけれども、この成果をどのようにとらえ後の事業につなげようとしているのか、お尋ねをしたい。

教育課長（愛澤伸一君） 生涯学習課で昨年担当いたしましたので、私のほうからお答えしたいと思います。

9月19日に松川第一仮設住宅で行われましたまでいな一日事業、こちらのほうには伝統芸能の発表でありますとかコンサート等の事業を行いまして、住民の皆さん1,500人ほどお集まりいただいたと把握してございます。それから、2月12日には飯坂のパルセ飯坂を会場に飯館村民ふれあい集会を開催いたしまして、およそ1,000の方にお集まりいただいたということでございます。

震災以来、全村規模での集会というのは初めて9月に行ったということでございまして、遠く離れていた住民の皆様が久しぶりに顔を合わせて、お互いの所在の確認をし、お互い健康でいることを喜び合ったということで、いずれも非常に有意義な会になったのではないかなどと思っております。

24年度につきましては、今度10月に文化祭を県の文化センターで行うこととしておりますが、年に何回かは住民の皆さんにお集まりいただく機会を設けることで、住民相互のきずなのようなものを損なわないようにしていくべきいいのかなと思っております。以上でございます。

委員（大谷友孝君） 課題としてどのような、村民ふれあい集会ですね、笑いがあつてもいいのではないかというようなことでのアトラクションだったと思っていますけれども、村民の評価をそれぞれお伺いしますと、よかったですという人も半分、いかがなものかという方も半分というように捉えていますけれども、どのような捉え方をしていますか。

教育課長（愛澤伸一君） いろいろご意見があることは承知しておりますけれども、避難から1年近くがたとうとした時期でございまして、避難生活にも皆さん疲れが出来てきているときでもありました。こんな時期に笑いやあるいは楽しみの企画を村で持って、ひとときの安らぎの時間を過ごしていただこうというのもまた貴重な時間だったのではないかなどと考えているところでございます。

委員（大谷友孝君） もう1点。59ページでありますけれども、中学校に限ったものではございませんが、小学校でも講師の部分、対応していますけれども、学力向上アドバイザーをやってどのような成果が得られたのかお尋ねしたい。

教育長（廣瀬要人君） 学力向上アドバイザー、小学校の講師、中学校にも講師1名、それから中学校に講師2名、小学校は23年度はたしか白石小学校の複式補正という形で村にお願いして入れてもらいました。中学校は英語と数学の講師を入れてもらいましたということでございます。失礼しました。数学の応援に入れてもらいましたということで2名になっておりますけれども、ずっと飯館の子供たちの課題として、数学の学力がなかなか向上しないんです。どういうわけか数学の落ち込みがずっと伝統的に引き継いでいるというような傾向があるんですが、そういうことで、もちろん現場の教員にも頑張ってもらっているんですが、こういった先生の指導、アドバイスを受けながら、学力向上に取り組んでいただいているということで、目に見える成果はなかなか出てこないんですけども、一つの打開策を図る手立てとしてご指導いただいているという状況でございます。

委員（大谷友孝君） 昨年度は避難ということで、まさに間借りをしての教育がありましたから、子供たちも大変だったろうし、また先生方も大変だったろうと思います。ただ、一方では、保護者から聞かれる言葉としては、学力の低下が心配だと、アンケートにもござい

ましたけれども、そういうことについては、やはり確かに目に見えて成果が出るというものではないでしょけれども、やはり飯館村あるいは日本を背負う子供たちでありますから、しっかりとした教育が求められているんだろうと思いますが、もう一度。教育委員会の姿勢として。

教育長（廣瀬要人君） こういう震災状況ではありましたけれども、子供は一日一日が勝負でありますので、震災の影響を極力少なくしていくというのが教育を預かる、あるいは現場の責任であろうと思っております。

小学校の場合には3校一緒に授業をするというような形になりましたけれども、現場には、できないことを探すんじゃなくて、できることを探してやってくれということで、3校一緒にメリットを生かしながらやっていただきました。現在もそれは一部継続しております。よりきめ細かな指導ができるようになった。それから、単独校でやるよりも、それに子供たちが元気が出てきたと、活動に幅が出てきたというような報告をいただいております。

学力向上については、そのほか村独自の学習の手引きを作成し、子供たちが家庭でも自主的にしたいときに学習できるような資料を作成しましたし、中学校では教科ごとの学習の手引きを作成して活用させているところであります。なお、学習の手引きには、親として何をすべきか、親は直接学習内容にタッチすることはできないので、その環境づくりに何をすべきかということで、チェックできるような内容も入れております。

授業は教師と子供と一緒に上り上げていくものでありますから、教師が一方的に授業を評価するだけではなくて、子供にも授業を点検してもらおうじゃないかということで、子供の授業の満足度調査も昨年度から実施しているところであります。これは10年ほど前に白石小学校でやりました先生の通信簿という授業を一時やりましたけれども、これを引き継いで小学校高学年から中学生を対象に実施しているところです。

そのほか、学力向上に関してはいろいろと手立てを講じております。例えば議会のご協力をいただきまして、新聞を活用した授業、あるいは中学3年生を対象にしては村塾を実施したりしております。

そういうことで、村の子供たち、将来の村を担う子供たちでありますので、教育委員会としては現場と力を合わせて、あるいは家庭と連携を図りながら最善を尽くしていきたいと思っております。

委員（大谷友孝君） 親がチェックするというようなことがございましたけれども、このことについては、成果をどのように捉えていますか。

教育長（廣瀬要人君） 教育の成果を上げるには、これは川俣中学校のある校長先生が、子供のやる気と先生の指導力と親の背声が大事なんだという名言を言った校長先生がおりましたけれども、まさに親の監視を高める上で非常に有効な資料であると同時に、親が子供に対してどのような支援ができるか、その家庭における環境整備の一つの手立てになるのではないかなと思っておりまして、これを有効に活用していただいているようあります。

委員（大谷友孝君） 58ページになりますけれども、までい教育推進事業、ラオスでございます。いろいろな保育園があって、23年度終了ということでございますが、教育委員会とし

てどのように総括をしていらっしゃるのか、お尋ねをしたい。

教育長（廣瀬要人君） ラオス、決して恵まれた地域ではありませんけれども、いわゆるまでの心をひとつ形をかえた形で実施した授業ではないかなあと捉えております。現地には待望の新校舎ができまして、新校舎も喜んでもらっておりますけれども、一番現地で渴望しております井戸も併設されて、大変飯館村で支援した学校については喜んでいただいているという報告を受けております。今後ともせっかくのつながりでありますので、細く、長く交流を深めていきたいなと思っております。

委員（大谷友孝君） 細く、長くということでございますが、今いろいろな外国の子供たち、先ほども質疑がございました。研修、招待事業ですね。子供たちにもすぐやれという話ではございませんけれども、やはりそういう貧困の国、そういうところも子供の研修の場といいますか、交流といいますか、ほとんどヨーロッパにしろオーストラリアにしろ先進国と言われているところばかりでございますから、やっぱり細く、長くという意味では、そういう国も見せるべきではないのかなと思っていますけれども、いかがでしょう。（：）

教育長（廣瀬要人君） どういう可能性があるか、これから検討していきたいと思っております。ラオスは、私もラオスに1回行かせていただきましたけれども、母親に言われたことは生きて帰ってこいというようなことを言されました。子供をラオスにやるのはちょっと冒険をしなければならない部分があるので難しい部分もありますけれども、しかし恵まれない環境の中で頑張っている子供たちの姿を見せるのも教育的な意味があるかと思いますので、どういう可能性があるか、今後検討させていただきたいと思います。（「終わります」の声あり）

復興対策課長（中川喜昭君） 先ほど大谷委員からありました橋梁の点検業務の内容でございますが、この業務の最終目標は、橋の長寿命化、長く使う計画の策定のために損傷の評価を行うという目的で実施しております。それで、評価としての項目でありますが、いわゆるコンクリートの桁といいますか、はりの状況や、あとは路面のひび割れとかそういう部分、あとは下部工の状況、基礎の関係、路面の凹凸の状況、そういうものを目視して、それぞれの橋ごとの評価をしているということで、これらを参考にしながら改修の計画を立てる基礎の業務という形で実施しております。以上であります。（：）

委員長（大和田和夫君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

委員（志賀 肇君） 43ページの林業全般に要する経費の中で、造林事業の村単独補助で95.19ヘクタール実施したことありますが、場所と何を造林したのか伺っておきたいと思います。

復興対策課長（中川喜昭君） 造林事業の村単独の補助ということでございますが、これは国、県から40%の補助を受けまして、その後、間伐、枝打ちについて村からのかさ上げ補助として20%、あと下刈りとしてかさ上げ補助として10%を補助しているものということあります。それで、事業主体につきましては、森林組合と県の林業公社に補助を出しているという事業でございます。

場所的には民有林ということでございます。詳細は今ちょっと場所を調査しております

ので、後ほど答弁させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

委員（志賀 肅君） 今は特に山林については放射性も高いわけでございまして、この時期、造林ということは私は適切でないんではないかと思っておるんですが、いかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） お質しの件であります、この事業につきましては、ここにありますように事故繰越ということで22年度中に実施した事業であります、精算事務を行うのに23年度に震災のために精算できなかったということで、23年度に事故繰越をした事業でございます。22年度におきましては、まだ震災前ということで民有林の造林業にも力を入れながら、一方では森林事業で、例えば間伐等を入れながら路網整備調査をする森林整備加速化事業などの国の事業も入れてきているという状況であった時期のものであります、そのような事故があつてできなくなつたということであります。以上であります。

委員（志賀 肅君） 質問を変えます。

同じ項目の中ですが、松くい虫の伐倒ですが、委託をしていますが、そのされた木材に対してそのまま置くということありますが、これについては放射能のせいもあって処理をしなければならないということであると思ひますが、これについてお伺いしたいと思います。

復興対策課長（中川喜昭君） 松くい虫の防除につきましては、飯館村の森林の上でかなり被害が出ている状況であります、1年間に何件かしかできない状況であります、防除をした後は、多分ご承知のことだと思いますが、現地のほうに刻みまして、あとは松くい虫の再発を防ぐということで、袋状にしながら保管をしているという状況であります。今もそのような形で、そこから再発する事がないような状態にはしていると考えております。以上であります。

委員（志賀 肅君） もう一度お伺いしたいのですが、放射性については何も変わらないということですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 松くい虫防除によって保管している部分、森林でありますので、やはり原発事故によってのセシウムの拡散で多分浴びている状況かなと思っております。それについて、その場所だけどうこうといいましてもなかなか作業的な部分は難しいことがありますので、いわゆる森林除染とあわせた状況で撤去する形になろうかと考えております。以上であります。

委員（志賀 肅委員） それでは質問変えます。

昨年の8月9日に発足した復興プラン、庁内検討委員会で検討され、10月19日に総務委員会議が設立をされて検討され、12月6日に答申書が提出されました、その中で地域の再生と働く場を確保するために、村ではこの事業を重点事業として取り上げてきましたが、村では、このたび二つの発電をもくろんでいるわけでありますが、バイオマス発電については、放射能汚染物質を燃料として森林再生と保養を確保するということで大変よい事業であります、環境省では森林の除染についてはまだ明確に示していないわけであります、その現状について村はどう考えているのか伺っておきたいと思います。

副村長（門馬伸市君） バイオマス発電の設置の件ですか。きょうの新聞にも出ていましたけれども、国では森林の除染、まだ治験がまとまらないということで、公園とかそういうと

ころは除染するというのは打ち出していますけれども、その他のところについては明確に打ち出しませんよね。ですから、当然バイオマス発電所は森林除染と一体的なものなので、その辺の方向性が定まらないと具体的に設置するしないの話にはならないと思いますけれども、村としては、議会の皆さんともご相談させていただいて、設置をする方向で今進めているということあります。

ただ、今問題は、森林の除染がどういうふうになっていくのか、その辺を見定めないと具体的な計画にはなっていかないのかなど。ただ、手を挙げないとという話もありますので、調査のための手は挙げたいなど、こんなふうには思っています。

委員（志賀 豊委員） 設置しますということですが、研修先の説明では、例えば50万キロの電源を継続的に運転をしていくためには、間伐材として周囲30キロメートル範囲の木材を利用するということであったんですが、村では、汚染材木を利用して長期間継続ができるのかどうか、これについてお伺いをしたいと思います。

副村長（門馬伸市君） その辺もそれぞれバイオマス発電では南相馬と川内とか手を挙げていますよね。ですから、どの規模のバイオマス発電になるかによっても違うと思いますけれども、村単独で設置するというようなことはなかなか難しいのではないのかなど。例えば隣接を抱き合わせた形の設置とか、あるいは村ではなくて、よそのほうに設置したのに村も一緒にというふうになるのか、その辺は森林除染が不透明ですからわかりません。ですので、もう森林除染が大規模にやらないとなれば、当然設置できないというようになりますので、その辺は村単独でなくて、多分隣接の被災した自治体との話し合いといいますか、協議の上で、国だって要望があったからといってそこに全部という話にはならないと思いますので、それは森林の除染が具体的にわかれば、結果としては設置の方向に進むのではないかなどと思いますけれども、現時点では何万キロワットのバイオマスとか、そういう話には具体的にはならないということではないかと思います。

委員（志賀 豊君） もし建設した場合、比曽の林業構造改善事業で再生プランのような、こういうようにならないように、ぜひとも慎重にこのことを進めていってもらいたいと、このように思っております。

副村長（門馬伸市君） 当然そういうことだと思いますので、将来のことも含めて十分、もしつくるとすればですよ、つくるとすれば、管理運営主体がどこになるのかとか、村はどういうかかわり方をすればいいのかとか、いろいろな協議の場が出てくると思いますので、単純に村だけでできるものではありませんから、当然、民間もあつたりするようになるかなと思いますので、後々、再生が破綻することのないように十分考慮して進めなければならないと、こんなふうに思っております。（「終わります」の声あり）

復興対策課長（中川喜昭君） 先ほど志賀委員からお質しいただきました造林事業の場所ということでございますが、面積についてはここの資料にありますとおり95.19ヘクタールでございますが、場所は64カ所、村内全域でございます。本当に草野のニツ森から始まりまして、飯櫃町を抜いた以外、あとは大体の行政区が3反歩、4反歩という形で実施されているようあります。以上であります。

委員長（大和田和夫君） よろしいですか。（「はい、終わり」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

委員（佐藤八郎君） 昨年かどうかわかりませんけれども、村民の中で子供、息子、娘の結婚やら就職やらで住所を移転したら補償打ち切りになったということで、当初の村の説明ですと、3月11日在住していれば、そのことの補償、慰謝料ですか、続くんだというずっと住民説明をしてきたんですけども、何か途中からそうではなくなった。国で確認しますと、最初から自主移転した場合は補償は打ち切られるんだということであったと国は言っているんですが、村での説明と国の違いと、そのことはいつからそういうふうになり、村民にはどういうふうに周知されてきたのか。そういう声があったので、その点ではどこがどういうふうにきっかけなり、どういうことでのそういう行政執行になったのか伺うものであります。

生活支援対策課長（佐藤周一君） ただいまお質しの件は、結婚等で住所が変わった場合に、賠償が継続されるのかということだと思います。

○ ことしの9月4日に、経済産業省が賠償基準に関する確認事項、避難指示区域なりに対する回答ということで双葉町村会からの質問に対して回答している文書がございまして、避難指示区域内にお住まいであった方につきましては、婚姻の事実だけをもって対象外とすることなく、具体的なご事情を踏まえ、基本的には賠償の対象となるものと考えておりますと答えておりますので、当然対象になるものと考えております。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、就職いろいろで3月11日にそこに住所があつた者は賠償補償が続く限りは何ら住所移転されても変わらないということですか。

生活支援対策課長（佐藤周一君） はい、そのように受けとめております。

委員（佐藤八郎君） 何人か実際もらえなくなつたという方がいるのは、そうしますと、その人は請求すればいただけるということになりますか。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 賠償がもらえなくなったという事実は私どものほうには届いておりません。そういう方については賠償されるものと村としては受けとめておりますので、東電のほうにご相談というか、請求されるべきものではないかと思います。以上です。

○ 委員（佐藤八郎君） 避難指示があつてからも、各事業所、村内に8社ということで、操業をそのまましていた中でありますけれども、避難したなり営業に変化のあった各事業所の以降把握をしながら、補償や助成制度の情報提供などを支援をするんだという方針が掲げられておりましたけれども、定期的にはどのように事業所の実態を把握されて、どんな支援をしてこられたのか伺います。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 23年度は村内で操業を継続している事業所の訪問活動でいろいろ課題のご相談に乗ってきております。また、菊池製作所、それからハヤシ製作所についても工場の増設の可能性についていろいろとご相談をいただいたところでございます。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、これは村内で操業していた事業所のみの話だったんですか。定期的に確認、事業所の意向を把握しながら補償や助成制度の情報提供とか支援はするという流れは、そういう意味であったのですか。

生活支援対策課長（佐藤周一君） それ以外の事業所、村外での事業再開の可能性ということでのご相談、あるいは具体的に村外で事業を再開するための仮設の施設整備についてのご相談等々対応してございまして、村外で、相馬市あるいは福島市、川俣町、伊達市等々で事業所再開のお手伝いをさせていただいてございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） 何件で、どんな相談され、結果としてはどういうことになったんでしょうか。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 相談の回数というところまでは詳細につかんではございませんが、例えば一つの事業所が仮設の事業所を建てるまでには、まず国と案件の可能性について協議をして、それで今度は土地をどうするか、それから近隣の工業団地とか、あるいは今既存でやっている事業所等との、移転先の自治体の事業所等との兼ね合いとか、もちろん調査をさせていただきまして、基本的にはそこで操業が可能ということになれば、中小機構からの支援をいただく手続を村で一緒にやらせていただいています。施設が完成後、鍵の引き渡し、そしてさまざまな備品等の整備で事業に着手するというような流れがございますので、引き続いてそういうご相談をさせていただいてございます。（1）

合計では18事業所が村外での操業の再開にこぎつけてございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） 全事業者を集めた集会なり説明会、これはいつやられまして、どのぐらいの事業所が集まっておられたのか。あとは、最近、ことしになってかな、村に帰って村での操業をしたい希望なんかもとったようですがれども、その実態数は。

◎休憩の宣告

委員長（大和田和夫君） 暫時休憩いたします。

（午後2時00分）

◎再開の宣告

委員長（大和田和夫君） 再開をします。

（午後2時00分）

生活支援対策課長（佐藤周一君） 多分5月に入ってから、役場がこちらに移転する前に事業所の皆さんに集まっていたい説明会ということじゃないかと思いますが、ちょっと今詳細を調べてご報告したいと思います。以上です。（1）

委員（佐藤八郎君） 先ほど健診やらそういう意味でいろいろ村民の体の状況についてお伺いしまして、運動不足、不眠症、高血圧なり生活習慣病の話が出されましたけれども、そういう中で保健師、看護師、社協、生活支援の巡回をきちんとされておりましたけれども、そういう中での避難生活での状況報告というか、まとめというものはされておられると思うんですけども、どういうまとめになられて、そのまとめしたことでの対応をどのような形でされて避難生活支援をしたのか一つ伺うとともに、継続的かつ定期的な健康調査も実施できるように国・県に要請するんだというお話もありましたけれども、その定期的な、かつ健康調査の実施をどのような形で国に要請しているのか伺っておきます。

健康福祉課長（藤井一彦君） 訪問看護師や保健婦等の訪問活動の記録についてでございますけれども、これについてはそれぞれ行ったごとに記録にちゃんと残しまして、それを内部で回覧をして情報を共有するということをしております。それで、うちだけではなくて、

ほかのところ、例えば病院であるとか、そういうところも必要な案件についてはそういうところとも調整を図って問題の解決に当たっているところでございます。

それから、定期的な健康診断の実施についてでございますけれども、定期的に今後も健康診断を継続的に実施してまいりたいと考えておりますけれども、うちのほうで要望書といったような形で国に出したということはなかったかと思います。以上です。

委員（佐藤八郎君） 課長、そのことは共有されているのも記録があるのもわかっています。

その中身ですよ、中身。中身はどんなことが一番多くあって、どういう点の、例えば健康の状況がこういう方向にあるからこういうふうにしたとか、前より悪くなつたので検査方法云々を伝えたとか、何かサインをしたことがあるでしょう。閲覧して協議しているのは十分わかっています。

健康福祉課長（藤井一彦君） いろいろなケースがありますので、幾つか例を申し上げますと、
例えば先ほど言いました介護の問題なんかというのは非常に多かつたかなと思います。それから、避難をされて運動不足によって結構足腰が非常に弱ってきたというようなことで、これは生活支援対策課なんかとも連携しながらですけれども、段差の問題であるとか手すりであるとか、そういったことの相談に乗ったりとか、さまざまそういった健康問題について相談を受けて、関係機関と連携をしながら解決してきたということあります。多岐にわたりますので、そんなところでお許しいただければと思います。

委員（佐藤八郎君） 健康福祉課でなくて、村としては県、国に定期的な継続的健康調査の要請はどのようにされているんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 特別村として具体的な健診の要請はしておりません。これも県には言っています。それぞれの被災自治体個別に国に要望する事項ではないんですよと。こういう医療、福祉、保健にかかわるものは、国の責任でやるものですから、県が窓口になって項目建てをして上げないと、これは今の保健、医療、福祉だけではありません。その他のもものもいっぱいありますけれども、今回の被災によっての要望事項。ですから、我々は除染のこととかなりの数の要望を出していますけれども、こういうのも自治体ごとではなくて、やっぱり県が窓口になって出すべき項目なんですね。ですから、そういう要望は常に言っています、県のほうには。

あと、制度的なものは、これも県だけではなくて、関係団体そろって連盟で出すと。これも県には話しています。ですから、村で県に出した、国に出したということでは、向こうには響かないです。ですので、知事が県を代表して出していただかないと、大きな問題なのでそれは何回も言っています。

委員（佐藤八郎君） 被災12市町村とか13市町村とか、県という対応になって、その力で要請活動をするべきことだということありますけれども、前に健康手帳というか、そういう的なものが、ある団体から出されて村に提案されて、その期間1年分なのか、あるいは何年分もかけるのか内容的にわかりませんけれども、それに値するような健康記録をとるようなものは全村民の中にはどういうふうになっているんでしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 村では18歳以下の方に健康手帳的なものをお配りをしまして、被災当時の生活の状況、それから食べ物であったり、そういったことについて記録をする

ということを目的としたものをお配りをさせていただいております。以上です。

委員（佐藤八郎君） それは何年分も記録できるものですか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 1年分でございます。

委員（佐藤八郎君） その後はどういうふうに使用なりなるようになっているんでしょうか。

我が村でないところでは、被ばく者手帳的な永久に何か問題があったとき、それが原子力発電所の事故を起因としたものが起きた場合に、きちんとした証明になる的なものをつくるという動きがあるんですけども、我が村はそういうことは全くやらないつもりですか。

村長（菅野典雄君） 何度も座談会でも議会でもその他でもお話をさせてきましたが、まだ被ばく手帳に対する国の答えはないはずであります。我々は、放射能の被害を受けたわけでありますから、国の責任として被ばく手帳あるなしにかかわらず責任を持って我々の健康、今後のことを守ってもらう、あるいはしっかりとホローしてもらうというのが正しい考え方ではないかと思っていますので、その線に沿って村としてこれから県などとしっかりと向き合っていきたいと思っております。（）

委員（佐藤八郎君） 執行責任者としてその考えはそれはそれで正しいと思いますけれども、いざというときに、それなりの個人ごとの記録なり何なりがないと証明できないんじゃないですか。ただ被害を受けただけの話では。

村長（菅野典雄君） 被ばく手帳を全員に渡しておけばそれが証明になるとは私は思っておりません。一人一人がどういう状況かということが必要になってくるんだろうと思いますが、そこがなかなか思うに任せないので今県の健康手帳が思うように生かせないということですから、この前もお話をしましたように、住民の避難状況とそれぞれの地元の状況の線量などの記録はこれから必要だろうと、このように思っているところであります。

委員（佐藤八郎君） 名前は被ばく手帳になるか健康手帳か、それはわかりませんけれども、それにしても十分な記録、健康検査の結果記録なり、そういうものを積み上げておくことは大切なと思うんです。そういうことの上に立って今村長の言う責任を完全にとらせていくというのが大事だと思うし、当面、医療費についても何年間無償でいくのかもまだ見えないし、そういう部分での要請活動の点では、特に健康問題に関して、子供を含め若い人たちにとって重要なことなので、もう一度伺っておきます。（）

村長（菅野典雄君） 全く村としての大きな課題であり責任でありますから、定期的な健診を村独自でもこれからもやっていきたいと思いますし、一方では、県とあわせて国に要望をしっかりとしていくと、こういう両面の対策をしっかりとやっていきたいと思っております。

委員（佐藤八郎君） 12月6日に村民会議から通してもらった復興計画がその後作成されておるんですけども、答申をいただいてから作成されて全村民に周知される間に、村民やら議会からのいろいろな意見なりがかったと思うんですけども、見直しされた部分はどんなことだったでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） 第1版につきましては、ご承知のとおり村のこれから復興についての提案をいただいて、大体ほぼそのとおり村の復興計画として計画になったと理解し

ております。

委員（佐藤八郎君） それでは、第1版が発行されるまでいろいろな意見や出されたものはそこには生かされないで出版となつたということですね。

総務課長（中井田 榮君） 答申をいただくまでいろいろな形で懇談会も含め、あと議会との事前協議を含め十分にやらせていただき、結果、あの答申をいただいて、さらにそれを村の復興計画とさせていただいたというのが流れでございます。

委員（佐藤八郎君） 第1版の印刷に入る締め切り日はいつだったですか。

総務課長（中井田 榮君） 济みません。ちょっと調べます。

委員（佐藤八郎君） 10月28日に開所されたデイサービスあづまっぺ、利用者の数と利用している方々のホーム、さらにはどんなことをされているのか、内容と成果を伺っておきます。

健康福祉課長（藤井一彦君） このあづまっぺは、高齢者等のサポート拠点ということでありまして、県の事業であります。ですから、本来ならこちらからお答えするということではないのかもしれませんけれども、竣工会の絡みもございまして、資料をいただいているので、その中でわかっている範囲でお答えをさせていただきたいと思います。

まず、やっている業務でございますけれども、総合相談業務、それから見守り安否確認業務、デイサービス、介護要望、地域交流サロン、こういった事業をやっております。

利用者数でございますけれども、交流サロンにつきましては、去年の11月から3月にかけて利用者は延べ4,685人という多い人数が利用されているのかなと思います。

それから、デイサービスにつきましては、やはり11月から3月までの延べで750人ほど利用されております。

あとは、どこから来ているのかということですけれども、バスを出しておりまして、その辺については福島市内から来ていただいているということで、うちのほうではその数については把握をしておりません。申しわけありません。以上です。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 先ほど佐藤委員からご質問ございました事業所、企業等に対する説明会の状況でございます。

昨年4月から5月にかけて国から計画的避難という考え方方が示された時点から、いわゆる計画的避難についての説明会を開催してございまして、5月2日には132社に集まつていただきました。そのほか意向調査ということで、210社を対象として、当時政府から現地対策本部に来ていただいた職員と一緒に電話聞き取りをした上で現地訪問を5月から6月にかけて行ってございます。

それから、村長の村内の企業訪問活動ということでは、7月5日、6日、それから10月31日、年明けて24年の1月18日から23日という訪問活動をしてございます。これは村内の継続企業でございます。

そのほか、休業している事業所、こちらについてはいわゆる村外での事業再開の意向がないかどうか、24年2月になって70社ほど聞き取りをしてございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） 企業のことですけれども、事業者の中から私言われたんですけれども、8社か9社決めることでの事業所の集まりというのはいつやられたんでしょうか。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 決めるというか、意向をお伺いするという会合だったと思
いますが、5月18日に5人以上の従業員を抱える事業所に集まっていますが、19社
が参加をしてございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） 5人以上の事業所はそのとき集めて19社、5人以上というのは5人以上
の社員なり従業員なり働く人がいる会社が19社なんですか、村内。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 5人以上の企業はもう少しあったんだろうと思うのですが、
当日の参加した事業所が19社ということでございます。

副村長（門馬伸市君） 村内に残って操業できる業種というのが決まっていました、誰でも残
れるという、どの企業でも残れるということではありませんでした。条件は、部屋の中で
作業をする製造業、最後に飯館ホームも入りましたけれども、最初の条件は、部屋の中で
操業をする製造業、しかも部屋の中の線量が一定程度低いところということで、手を挙げ
ていただいた中でも工場の中の線量をはかって高いところはだめになったところもあり
ます。ですから、条件がありました。その中で来ていただいて1事業所、1事業所、線量
なんかをはかりながら残ったのが9事業所だったと思いますけれども、最初。今は7社か
な。そういうことで、条件があったものですから、土建業者なんかも私も残りたいとかと
いっぱいありました。ですが、体のこと、健康のことが第一条件なので、外で仕事をする
ところはだめということで、その条件のもとで対象者に集まっていますが、協議をしたと、
こういうことあります。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、そのことをわからない事業者がいっぱいいて、何でおれ
らは残られないんだという話が出たということですか、いろいろ言っている方がいたとい
うのは。

村長（菅野典雄君） かなりその辺は慎重にしないとだめだなという思いで当時いましたから、
商工会からも通じたり、あるいは文書もきちんと渡しておりますから、多分その方はそ
ういう連絡網を見落とした結果、後でよそからの話を聞いて、私は連絡がなかったという話
になったんではないかと、このように思います。以上であります。

総務課長（中井田 榮君） 先ほどの復興計画の第1版の印刷でありますけれども、12月19日
に印刷をかけまして、12月28日に3,000部納品をいただきまして、広報と一緒に年内中に
各家庭にお配りをさせていただいたということであります。

委員（佐藤八郎君） 草野大師堂モデル事業をやったんですけども、検証、評価、復興計画
村民会議の除染部会での検証、評価を行うということでありましたけれども、どのように
なったんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 大師堂のモデル事業につきましては、国、内閣府と環境省がモ
デルということで大師堂一帯をやるということでございましたが、工期の関係等々で大師
堂線、草野小学校に登る村道を境に西側を実施いたしました。当初は9月から始まる予定
でしたが、やはりいろいろ手続等々がありまして、実際に工事が入ったというのが
12月ころからになりますが、大分寒い時期の作業だったということであります。

作業の様子については、議会の皆様方からもいろいろご批判等も受けながらということ
でありましたが、成果としましては、全体で見れば約半分の減少率ということでございま

す。小学校等もありましたので、小学校等のグラウンドにつきましてはかなり低減効果はございましたが、山のほうの森林の除染がはぎ取り、落ち葉拾いという部分であります、あとは奥まで入らなかったという実績もありましたので、森林側がどうしても高いというような状況になっております。

また、場所によっては凍結によりましてはぎ取りができなかつたという場所も、後からわかつたというのもあります、作業をきちんとできた場所についてはある程度効果があつましたが、なかなか冬場の作業ということで、できなかつた場所については効果が薄かつたかなというような状況で考えております。

なお、結果、概要につきましては、お知らせ版というような形で全戸配布等を行つて状況をお知らせしている状況であります。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 議会にその実証事業の結果、後でいただいたんですけども、工事をやる前の場所と工事が終わった後のはかる位置がずれていたものをもらったんですけども、私どもずっと議会でも週に1回ずっと実測しますと、多少ずれるんですね。だから、そういう報告で検証なり評価していくはおかしいんではないかと思うんですけども、どういうことでああいう実証結果を出したんでしょうかね。

復興対策課長（中川喜昭君） 除染前と除染後の地図によつての評価ということでありましたが、今委員お質しのとおり、場所が違つてゐる部分での実施前と実施後だったというのはありました。これについては、環境省のほうにはこんな出し方ではということで話をしたところでございましたが、なかなか改修というか、訂正という部分は、この報告ですね、報告の中ではされておりませんでした。ただ、細かい部分でのメッシュで切つた部分については、その部分をやっておりましたが、検証のための報告の上ではなつていなかつたところで、これについては村からも国にきちんとこれではおかしいんではないかという話をして指摘をしてきたところでございます。

なお、これらについては、やはり同じ場所で測定することによってどれだけ下がつたか見るということではお質しの内容のとおりでありますので、これから選考除染等もやつてゐる場所もあります。そういう意味では、今度はきちんとしていただけるものと思っております。以上であります。

④休憩の宣告

委員長（大和田和夫君） ここで休憩をいたします。再開は14時50分といたします。

（午後2時31分）

⑤再開の宣告

委員長（大和田和夫君） 休憩前に引き続き再開をいたします。

（午後2時50分）

委員（佐藤八郎君） 議会でずっと調査していて草野小学校の、先ほど佐野委員が言ったんだけれども、校舎の脇の西側の山のほう、そこは常に持つていった機械が大丈夫かなぐらいいにはね上がるんだけれども、そこはやらなかつたからああいう状態なのか。そこだけやるなと言つたわけじゃないでしよう。

復興対策課長（中川喜昭君） お質しの場所は校舎の西側、ちょうど山ののりとの間の部分か

なと思いますが、一応除染に当たっては区域指定した部分はきちんとやるようにというお願いしてありますから、モデル事業でやることだったもんですから、区域設定した場所は全てやっていただくようにということありますので、やるなという指示はしておりません。

それで、私も確認させていただきました。やはり除染の削り取りをやる予定でいた場所だということで、ただ削った様子がなかったので、多分凍結によってはぎ取りができなかつた場所かなというふうに思っております。その場所については環境省に話をしている状況でございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君） その後、草野小学校のグラウンドとか砂場とかもやられたんすけれども、それでもあそこだけはやろうとしないんですよね。あの地域全体の予算で仕事を請け負つたんですよね、業者さん。どれだけの部分をやらないか私はわかりませんけれども、あの部分はやっていないと思ったんすけれども、なぜあそこは、今度やつたんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 一応私も詳細に見ていたわけではなくて、何ヵ所かはかったところ（）

ところで、その場所は私も見ていなかつたところであります。ただ、今お質しのように議員の方々から高いという話をいただきまして、現地を見ましてやはり高かつたと。それが春先になつてしまつて工事が終わつてからということでありまして、環境省にはまだホットスポット的に高い場所があるという話をしております。森林の部分の近いところもやはり高いところもあるということで話をさせていただいております。ただ、環境省としましては、24年度中にはその場所ができるないということでありましたので、今回本格的除染が始まつて対応していただけるように話ををしていきたいと考えております。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 国のロードマップを受けて小宮に仮置き場が11月2日、そして地域の方々なり理解を求めたんですけども、説明したことと現実がずっとずれていますよね、工程がおくれたり何だりね。だから、説明したことと現実が違つてている部分の説明なりはどういうふうにされているのか。説明したときの小宮における地区の声とか要望というものはどういうものがあつたのかお聞かせください。

復興対策課長（中川喜昭君） 小宮の国有林の活用ということでの仮置き場の件であります。まず11月初めから、内内的に村としては仮置き場の場所としまして、やはり国有林を活用、国の責任でやることでありますので、国有林を活用してやりたいということである程度考え方を持ちまして、村長、副村長等に国、林野庁、あとは関東森林管理局に出向いてきました。あとは仙台にあります財務局の局長さんと会つていただいたりして、国の財産であります公有林を活用したいということで、これもすんなりいく話ではなくて、いろいろ渋るといいますか、なかなか林野庁としてはすぐ判断を出せなかつたという状況でありますけれども、今申したような内容で村長、副村長等に出向いてもらつたりしまして国有林を活用するという方向である程度の方向性を決めたということであります。

場所の選定に当たりましていろいろ検討する中で、やっぱり村民の方々がある程度理解される場所がいいんではないかという部分もありました。あとはある程度切り盛りをしながらある程度面積がとれる場所を探しながら、計画にあげた沼平の国有林と考えたところであります。

それで、面積等も最初は国が出した除去土壌の試算によりますと22ヘクタール程度あればいいだろうというような話がありまして、これにつきましても議会の災害復興対策特別委員会の中でも国が出した資料ですが、それであればそこは30ヘクタールから40ヘクタールくらいの場所がとれるということでありましたので、まずはその場所で住環境の2年なり3年の分は置けるだろうという予測をして場所を選定してきたという状況でございます。

一方、場所を選定する部分では、やはり地元の行政区の方々にご理解をいただかなければならぬということで、12月2日に議会等、区長会等をやりながら、あとは隣接南相馬市に出向いたりしまして、村の考えている場所をある程度ご理解いただきて、その後から小宮行政区の説明会、3回してきたというところでございます。

それで、小宮での説明会におきましては、初めて村内に仮置き場をつくるということで、放射線に対してのご心配をたくさんいただいたという部分では一番考えております。私どもも放射線についての知識もきちんとしておりませんでした。あと小宮地元の方の中には放射線をよくわかっている方がいたということで、いろいろなやりとりをしたという記憶がございます。3回ほど説明会をしながらある程度ご理解をいただいたというような形で12月の議会の中で議会の決議をいただいて正式に決めたということでございます。

説明会の中での要望ですが、やはり安心さをきちんと担保しろということがありました。雨が降ったりして崩れたりしないようにとか、そういう部分の設置の方法についての要望等をいただいてきたところでございます。国のロードマップにつきましては3年程度が自治体での保管ということでの話がありましたので、その際には村では3年間程度置かせていただくというようなことでの理解を求めてきたところでございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君） そうすると、おくれているのは小宮の皆さんはわかっているので何らその後おくれている状況なり報告をしているわけではないことで、そのときの地区の声なり要望も何ら問題になる点はないということでしょうか。

○ 復興対策課長（中川喜昭君） 先ほどの質問で、その辺ですね、おくれている分の答弁が抜けてしまいまして申しわけございません。

それで、一応今回議会にもご承認というか相談をして、ある程度の方法、村が考えている方向でいいでしょうというようなご返事をいただいておりますが、先ほど言いました面積が22町歩程度という最初の試算が、年明け3月、4月になる時点で足りなくなるというのが新たに国から提示されてきたという部分がございます。これについても、議会の特別委員会の中で環境再生事務所が参りましていろいろ説明をする中で、何とか小宮の国有林内で切り盛りをしながら確保できないかというようなことで、また持ち帰って検討していただくということも何度かやらせていただきましたが、そういう中でもなかなか国としては難しいという方向性と、あとは造成工事がおくれるという部分ですね。当初は、1月ころから測量・設計が入って、3月、4月に伐採をしながら造成工事をやって村の8月から始まる本格除染に対して受け入れをするというような契約でございましたが、実際には、ご承知のとおりそのような形で進まなくなってしまったということがありまして、第1工

区、鉄塔下の部分についてはことしの10月末ころまでと、あと第2工区、第3工区については伐採を終えて次年度から入るということで、造成工事と並行しながら搬入をし始まつても来年の10月からということの話がありまして、今まで住民の説明会の中ではすぐできるからということで除染の同意等までもらうような説明会をやってきておりましたが、実質間に合わなくなってくるということで、春の区長会においてそれぞれの今のような事情をお話ししながら、当面各行政区に仮々置き場を設置していただくようになるというようなことでの話を4月の区長会に話をしていきているということでございます。

本格的に計画をつくる中で、やはりその仮々置き場の設置が必要だという部分が国と何度も話す中でなりまして、今までの同意をもらう部分での説明会においては仮々置き場の設置をお願いしてきたというところであります。

小宮につきましては、今回の仮置き場の選定候補という中には小宮の牧野も入っておりまして、先月牧野組合の臨時総会の折には、今お話ししたような事情をお話ししながら、ぜひとも牧野組合の敷地を仮置き場としてお願いしたいということをお願いしてきております。牧野組合としては、方向性がある程度決めていただいたようあります。

委員長（大和田和夫君） 申し上げます。簡明にお願いします。

復興対策課長（中川喜昭君） はい、済みません。

そういうことで、小宮の行政区には今週末に説明にあがる予定でございます。

委員（佐藤八郎君） 今年度分まで答弁いただきましたけれども、違う点で。

教育長から答弁もらっていたことについて伺うんではありますけれども、子供を連れて一時帰宅するに当たっては、飯館村にですよ。注意喚起をしたり、子供を預かる場所や施設などが必要かというふうに考えていると。そのことはどういうふうに検討されたのか。さらに、放射能に関する教室を開設して保護者に周知していくという答弁をいただいておりますけれども、どのようにその点についてされたのか伺うものであります。

教育課長（愛澤伸一君） 預かり保育、学童保育の中で臨時預かりという制度がございまして、その中でご希望の方につきましては、一時的な預かりをさせていただいているところでございます。

それから、放射線の学習のことにつきましては、先ほどお渡しした資料の中でもございますが、23年度におきましては、いわゆる放射線自体の専門的な指導ということは行っておりませんが、放射線のある中でどのように身を守っていくかということで、生活指導というようなことで対応させていただいておりまして、外出時の服装でありますとか、帰宅時の手洗い、うがい等についての指導を行ってきたということでございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） 臨時預かりで預かったということで対応したということあります。

放射能に関する教室開催は、そこまでは至らないで生活指導の中で保護者にも周知しながら進めたということになりますか。

教育課長（愛澤伸一君） 放射線教育につきましては、23年度中につきましては、学校の先生方を中心とした勉強会といいますか、研究会を組織しまして、放射線教育の進め方について計画を策定していただきまして、この24年度から順次実施するということで進めてまいりましたところでございまして、23年度中につきましては、具体的な放射線教育は学校の中で

は行っていないということでございます。

委員（佐藤八郎君） 最後ですけれども、きのうも飯樋委員から出されました災害弔慰金について、この申請要件、認定要件、実態というものはどのようになっているのか。いろいろ村民の中でもお話を出されていますので、確認しておきたいと思います。

健康福祉課長（藤井一彦君） 災害弔慰金につきましては、去年の3月11日以降に亡くなつた方には基本的に全員通知を出しまして全員申請の対象になるということでございます。今は、審査会を設けまして去年の11月から3月にかけて全部で6回の審査会を開催いたしまして、その中で基準を設けまして、その基準に沿つて審査をしていただいておるところでございます。

それで、件数といたしましては、59件の審査をいたしまして、うち29件について災害関連死ということで認定をいたしまして、それ以外の30件については、災害関連死とは認められないという結果になってございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、3月11日以降死亡した方には全員に通知をして、申請するかしないかはご自由と。申請あったのが59件、その中で審査会という認定機関かな、審査会の認定する機関の構成メンバーと、この審査会での認定基準なるものはどんな要件があるんでしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） まず、審査会の構成メンバーでございますけれども、まず医師が二人おりまして、一人が内科医、それからもう一人が精神科医でございます。それから、ケースワーカーが一人、弁護士が一人、もう一人が学識経験者ということで、5人の構成でやっております。

それから、審査基準については、これは外に漏れてしまふとその基準に沿つた申請がされるということも考えられますので、これについては部外秘ということにさせていただいております。以上です。

委員（佐藤八郎君） 基準が見えないとすれば、30件の方が不認定となった理由は何でしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 理由は、死亡が直接災害との関係性が認められなかつたということが理由でございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） 病気、事故、寿命ということですか。

健康福祉課長（藤井一彦君） これは総合的に審査会で判断をされておりますので、今みたいに簡単に病気だから、例えばがんの方でも災害直後であれば認定された方もいらっしゃいますし、最近亡くなつた方ではそうでないとか、それはケース・バイ・ケースで慎重に審議をしていただいております。以上です。

委員（佐藤八郎君） 認定されない方で、この原発事故がなかつたらこういうふうに早くなり発見がおくれたり、病院の関係で搬送がおくれたり、どういうところまでの因果関係で認可される人とされない人に分かれているんでしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） これはなかなか簡単にご説明できませんので、本当に一人お一人ケース・バイ・ケースで審議をしていただいているということあります。

委員（佐藤八郎君） この審査会はどこが任命されているんですか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 審査会は村長に任命していただいております。以上です。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、基準は誰がつくったんですか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 審査会の中で基準をつくりまして、その基準に従って審査をしていただております。

委員（佐藤八郎君） 基準を審査会でつくって、審査会メンバーで認可するかしないか決める。

ちょっとおかしくないですか。自分らで決めた基準になっていきますけれども、公正・公平・中立、問題ないんですか。自分らでつくったんですよね、基準。それに合わせてやっていくということ、参考なり県や国の指導なり、そういうものでは何かなかったんですか。

健康福祉課長（藤井一彦君） まず、国とか県からの指導でございますけれども、これは全くなかつたと思います。

それから、基準につきましては、今までの山古志村の地震でありますとか、幾つかそういった事例がございますので、そういうものを参考にさせていただいて基準を審査会で決めていただいております。以上です。 ()

委員（佐藤八郎君） 山古志とかほかの地域の問題と今回は違うんですね。放射性物質という例のないことでの死亡ですよ。そんなの参考にして基準つくって合わせてもらつては困るんじゃないですか。納得できないですけれども。任命した村長、どうですか。

村長（菅野典雄君） この制度は国が今回の震災に、あるいは原発に該当させると、こういうことでできた制度でございます。したがって、我々はいまだかつてそういう制度があることもわからずぐらいいの話でしたから、その制度の内容を聞きましたのでできるだけ早くということで、それぞれ委員の皆様方にお願いをしたところであります。委員は、今お話をありましたように、それぞれ専門の方、あるいは専門外の方、いろいろな角度からの方に入つていただいて検討をしていただくということであります。

基準がどうだということですが、基準は、基本的に避難生活をしたことによって、いわゆるそれが死に至らしめたら、多分こういう基準の中で検討しているだろうと思います。基本的にはみんな避難しているわけですから、死んだ人が全てその中でやりますと該当ということにはなるわけですが、そういうことだけではもう何ら審査員の意味はなさなくなるわけでありまして、多分いろいろな協議の中で、私は内容もわかっておりませんけれども、いろいろな協議の中で、やはりこれは間違いなくこの方は避難生活によつて死に至らしめたと、こういう基準で今までに何人かの方がいただき、あるいはなかなかそれに類さない方は不認定と、こういうふうになったんだろうと思っているところでございます。 ()

したがって、いつまでもこのような状況でいいのかどうかというのも今、悩んでいるところであります。つまり、時間がどんどん過ぎていきますと、やっぱりその因果関係というのがなかなかわからないと、こういうことありますので、いつまでもこれをやっていくことが、むしろ住民に上げたけれどもだめだ、上げたけれどもだめだという、そういう印象を与えるということになるのではないかと思っていまして、ただ、この制度はそのままなんですね。ですから、この制度も本来はもう少し、今回の我々の災害に適用してくれたことはありがたいことなわけですけれども、非常にある意味では見舞金というよりは

何か賠償金みたいな形になっているというところで、そこにまた住民のいわゆる放射能の災害の特異性、つまり人間同士、隣同士、人同士がやはり心の、何というんでしょうか、右と左の葛藤みたいなものができるということを今もしているような状況です。ですから、もうちょっとこの辺がほかの自治体がどういう形になっているのか、あるいは基準をどういうふうにしているのか。多分大方の自治体ももう1年半も過ぎていますから、本当に直接的に避難生活によって死に至らしめたという話はなくなってきたているんではないか。ただ、私たちから言わせれば、至らしめはしていないけれども、縮めたという話はあるんだろうと、こういう思いは持っていますけれども、その辺なかなか私たちが口を出して、先生方にこういうことだよという話はやっぱりできないのではないかと。それなりの立場の人たちがいろいろ真剣に考えて判断をしてくれたと、こういうことでございますので、その基準そのものは国が持っているわけでありますから、多分ある程度あるんではないかと思っているところであります。以上であります。

○ 健康福祉課長（藤井一彦君） 私から、実際にどんな審査をやっているかということをちょっと補足で説明をさせていただきたいと思います。

まず、うちのほうに申請がありましたら、うちのほうから震災後の避難の経過、いつどこへ行ったとか、そういう状況。それから、そのときの生活の状況を書いていただきたり、それから、今までのいつからどんな病気にかかっていたかという既往歴であったりとか、それから、その病気の診断書であるとか、それから通院とか入院の状況、それから死亡診断書、その中では特に死亡の直接的な原因は何であったかとか、こういったことを含めてこの辺のところの現状を把握しながら、この方が災害による死亡に直接的な原因があったかどうかということをご判断いただいているということでございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君） これの委嘱期間は、任期はいつまでになるのかと、あとは今村長も言ったように、いつまでもというのはどうなのかとうい部分。国や東電での関係もあるうかと思いますけれども、つまり予算を出すほうですね。その辺の見通しは。

○ 村長（菅野典雄君） 何度も言いますように、なかなかこれは初めてこういう大きな災害が来、この制度が飯舘村に適用ということでありますから、やはり慎重に扱わなければならないなというふうに思っていることは事実であります。

もう少し、スタートのときから非常に高額なことでございますので、非常に心配はしていましたところであります。ある意味ではありがたい話ではありますけれども、やはりそのところで、いわゆる該当と不該当というところがきっといろいろな問題を出してくるだろうと、こういうふうに思っていたところでありますので、国の制度、あるいはほかの自治体のそういうところをもう一度精査をさせていただいて、調査をさせていただいて、これから村としてどのような対応をしていけばいいのか、途中で我々が、自治体が勝手にここでもうどれを上げても該当しないので切りますという形でいいのかどうか、その辺もよく検討させていただきますので、今ご質問にはそのようなお答えでお許しいただければと思っています。

健康福祉課長（藤井一彦君） 委員の任期でございますけれども、去年の11月から3カ年、3年間の任期をお願いをしているところでございます。以上です。

復興対策課長（中川喜昭君） 先ほど志賀委員の答弁の中で、43ページの造林事業で、補助金先を村の森林組合と県の森林公社というような発言をいたしましたが、村の森林組合のみということありますので、訂正させていただきます。

委員長（大和田和夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

委員長（大和田和夫君） これで全事業、全ての質疑を終わります。

これから、議案ごとに採決します。

議案第53号「平成23年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

この決算は、認定することにご異議ありませんか。

（「異議あり」という声あり）

委員長（大和田和夫君） この採決は起立によって行います。

この決算は、認定することに賛成の方は起立願います。 ()

（賛成者起立）

委員長（大和田和夫君） 起立8人。起立多数です。

よって、議案第53号「平成23年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について」は、認定すべきものと決定いたしました。

議案第54号「平成23年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

この決算は、認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（大和田和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号「平成23年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定すべきものと決定いたしました。

議案第55号「平成23年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。 ()

お諮りします。

この決算は、認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（大和田和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号「平成23年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定すべきものと決定いたしました。

議案第56号「平成23年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

この決算は、認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（大和田和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号「平成23年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定すべきものと決定しました。

議案第57号「平成23年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

この決算は、認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（大和田和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号「平成23年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定すべきものと決定しました。

議案第58号「平成23年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

この決算は、認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（大和田和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号「平成23年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定すべきものと決定しました。

以上で、決算審査特別委員会に付託されました議案の審議は全部終了いたしました。

なお、委員会の審査結果報告の作成については委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（大和田和夫君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

以上をもって、決算審査特別委員会を閉会といたします。

これにて散会します。

長時間にわたり、ご苦労さまでした。

（午後3時32分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年9月20日

決算審査特別委員会委員長

大和田和夫

()

()